

令和6年度

(2024年度)

# 当初予算案及び

# 主要施策の概要



(甲良の桜：金屋地先)

# 甲良町

## 目 次

I. 総括	1
II. 当初予算会計別総括表	2
III. 一般会計予算の状況	3
1 歳入（款別）	3
2 歳入（性質別）	4
3 歳入の主な増減理由	5
4 歳出（款別）	9
5 歳出（性質別）	10
6 歳出の主な増減理由	11
IV. 基金残高見込み	15
V. 地方債残高見込み	15
VI. 特別会計予算の状況	15
◎国民健康保険特別会計	16
◎後期高齢者医療事業特別会計	17
◎介護保険事業特別会計	18
◎墓地公園事業特別会計	19
◎下水道事業会計	20
◎水道事業会計	21
VII. 各課運営方針	22
◎議会事務局	23
◎会計室	24
◎総務課	25
◎企画監理課	26
◎税務課	27
◎住民人権課	28
◎保健福祉課	29
◎産業課	30
◎建設水道課	31
◎長寺地域総合センター	32

◎呉竹地域総合センター	.....	33
◎教育委員会事務局（教育総務課）	.....	34
◎教育委員会事務局（学校教育課）	.....	35
◎教育委員会事務局（社会教育課）	.....	36
<b>Ⅷ. 主要施策の概要（令和6年度新規重点事業）</b>		<b>37</b>
1 新規重点事業一覧	.....	37
2 新規重点事業計画書	.....	38
◎第2款 総務費	.....	39
◎第3款 民生費	.....	55
◎第4款 衛生費	.....	67
◎第6款 農林水産業費	.....	70
◎第8款 土木費	.....	72
◎第9款 消防費	.....	74
◎第10款 教育費	.....	77
◎介護保険事業特別会計	.....	93
◎下水道事業会計	.....	95
◎水道事業会計	.....	96
《 参考資料 1 》『財政用語の説明』		97
《 参考資料 2 》令和6年度予算編成方針		100

## I. 総括（予算編成方針）

令和6年度予算については、野瀬前町長が令和5年10月2日付甲良町訓令第27号（以下「予算編成方針」という。）を発出しました（参考資料2「令和6年度予算編成方針」参照）。

この予算編成方針で示された5つの方針と5つの重点事項により予算の編成にあたるという指示により、各所属で必要事業費を算定して予算要求が行われました。

この前町長の予算編成方針を基本的には踏襲し、私が重要視する5つの事項のうち、現時点で事業化が可能な事項についても可能な限り盛り込み、査定の方針としました。

この5つの事項とは、次のとおりです。

### 1) 災害に強い町づくり！

新年早々は発生した能登半島地震は多くの犠牲が発生しており、今なお避難生活を送る人々も多く、復旧作業も続いています。本町においても地震への備え、また地球温暖化の影響などによる風雨や大雪への備えが必要とされるところです。

### 2) 人口減少、少子高齢化対策

甲良町は令和4年4月1日に「過疎地域」に指定されました。人口減少対策は喫緊の課題であり、同時に著しい高齢化への対応も必要となってきます。特に今後の甲良町を担っていただく若年層の流出をいかに食い止めるかが、今求められる政策であると考えています。今回の予算では、住宅用地確保に関する2事業を予算化しました。

### 3) 農業、建設業（基幹産業）への実情に応じた支援

農業においては、後継者や新規就農者の確保、稼げる農業の構築が今課題となっており、建設業においても、経営の強化支援や人材確保を含めた事業継承の課題などがあります。原材料や燃料高騰のなか、町の基幹産業をいかに支援するかを検討していく必要があります。

### 4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

スマートフォンの普及率が急上昇し、1人1台の時代が到来しそうななか、これらの機器を用いて誰にでも便利で負担の少ない各種手続き等を構築していく必要があります。これについては、情報格差により恩恵を受けられない方々への対応も含んだ、人に優しいデジタル化を考える必要があります。

### 5) 産業誘致の加速化

現在町の管理する池寺地先の土地については、町内雇用の拡大、町の活性化の起爆剤ともなるものと考えています。県においても令和6年度から北部振興施策が開始されることから、これに合わせ町においても誘致活動の再構築、加速化が必要となります。

編成過程においてはこれらの方針により、重点実施する事業や、新たに実施を決定したものなど計58事業（37ページ以降参照）を選定し、優先して予算化しています。

その他の事業に関しても、必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分するように当初予算を編成しましたが、主たる財源となる町税他の自主財源に乏しい状況は続き、依然地方交付税や国県支出金に頼っており（4ページ参照）、財政調整基金についても約7,000万円の取崩しをせざるを得ませんでした。

今後も、諸課題の解決や高度化・複雑化する行政課題に対して、日々変化する生活環境や価値観の多様化の状況を的確に捉えつつ、持続可能となる行財政運営のため健全化に取り組み、より一層効率的で効果的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めているところです。

加えて、今回の予算への計上ができなかった私の方針に基づく事業についても早急に構築し、補正予算等の計上を検討していきたいと考えています。

令和6年3月6日

甲良町長 寺本 純二

## Ⅱ. 当初予算会計別総括表

令和6年度の予算規模は、一般会計と2つの企業会計を含む6つの特別会計を合わせた総額は歳出ベースで71億746万8千円となり、令和4年度当初予算の総額66億3,499万4千円に比べ4億7,247万4千円、7.1%の増となっています。

増額の要因としては、一般会計においては、教育施設や福祉施設を始めとする施設修繕、道路整備といった普通建設事業費が前年比で約7,300万円増加したこと、また会計年度任用職員への勤勉手当支給が開始されることなどから人件費が約4,100万円増加したことに加え、自治体の基幹システムを全国統一して標準化する事業開始により物件費が1億7,374万1千円が増となったことなどによります（各款ごとの増減については歳入は3ページ以降、歳出は9ページ以降を参照）。

(単位：千円、△減、率%)

会計・区分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
一般会計		4,182,704	3,880,747	301,957	7.8
特別会計	国民健康保険特別会計	917,356	833,786	83,570	10.0
	後期高齢者医療事業特別会計	100,622	90,305	10,317	11.4
	介護保険事業特別会計	939,608	892,161	47,447	5.3
	墓地公園事業特別会計	1,130	720	410	56.9
特別会計予算合計		1,958,716	1,816,972	141,744	7.8
公営企業会計	下水道事業会計	652,258	642,826	9,432	1.5
	収 益	334,512	320,226	14,286	4.5
	資 本	317,746	322,600	△ 4,854	△ 1.5
	水道事業会計	313,790	294,449	19,341	6.6
	収 益	163,300	172,500	△ 9,200	△ 5.3
	資 本	150,490	121,949	28,541	23.4
公営企業会計予算合計		966,048	937,275	28,773	3.1
総 予 算 合 計		7,107,468	6,634,994	472,474	7.1

※公営企業については、収入支出が同額でないため、支出ベースで記載。

### Ⅲ. 一般会計予算の状況

#### 1 歳入（款別）

（単位：千円、△減、率％）

款	令和6年度		令和5年度		比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
01 町税	849,194	20.3	834,376	21.5	14,818	1.8
02 地方譲与税	34,941	0.8	33,770	0.9	1,171	3.5
03 利子割交付金	411	0.0	180	0.0	231	128.3
04 配当割交付金	4,278	0.1	3,900	0.1	378	9.7
05 株式等譲渡所得割交付金	3,796	0.1	2,600	0.1	1,196	46.0
06 法人事業税交付金	19,177	0.5	14,900	0.4	4,277	28.7
07 地方消費税交付金	134,079	3.2	137,100	3.5	△ 3,021	△ 2.2
08 環境性能割交付金	4,873	0.1	3,500	0.1	1,373	39.2
09 地方特例交付金	15,994	0.4	2,300	0.1	13,694	595.4
10 地方交付税	1,748,000	41.8	1,768,000	45.6	△ 20,000	△ 1.1
11 交通安全対策特別交付金	770	0.0	920	0.0	△ 150	△ 16.3
12 分担金及び負担金	8,520	0.2	7,314	0.2	1,206	16.5
13 使用料及び手数料	18,479	0.4	18,458	0.5	21	0.1
14 国庫支出金	534,210	12.8	238,920	6.2	295,290	123.6
15 県支出金	252,105	6.0	243,557	6.3	8,548	3.5
16 財産収入	6,483	0.2	8,642	0.2	△ 2,159	△ 25.0
17 寄付金	50,100	1.2	55,100	1.4	△ 5,000	△ 9.1
18 繰入金	180,893	4.3	237,961	6.1	△ 57,068	△ 24.0
19 繰越金	40,000	1.0	35,000	0.9	5,000	14.3
20 諸収入	99,454	2.4	85,349	2.2	14,105	16.5
21 町債	176,947	4.2	148,900	3.8	28,047	18.8
町債のうち臨時財政対策債	6,447	0.2	18,000	0.5	△ 11,553	△ 64.2
合計	4,182,704	100.0	3,880,747	100.0	301,957	7.8

款別歳入の主なもの

- 【町 税】 住民税や固定資産税など町民の皆さんなどから納めていただく税金
- 【地方譲与税】 国が徴収した税金（揮発油税や重量税等）の一部が一定割合で配分されるお金
- 【法人事業税交付金】 県の法人事業税の一部が交付金として配分されるお金
- 【地方消費税交付金】 消費税のうち、地方税である税収分の一部が町に配分されるお金
- 【環境性能割交付金】 県の自動車税環境性能割の一部が交付金として町に配分されるお金
- 【地方交付税】 使い道について制限を受けない、団体規模に応じ国が交付するお金
- 【分担金及び負担金】 事業にかかる経費の一部を受益の程度に応じて利用者が負担するお金
- 【使用料及び手数料】 町の施設を利用した人や住民票・各種証明書を発行した人が支払うお金
- 【国庫支出金】 特定の事業に充てるための国から交付されるお金
- 【県支出金】 特定の事業に充てるための県から交付されるお金
- 【繰入金】 町の貯金（基金等）を取り崩して使うお金
- 【諸収入】 他の収入科目に含まれないもので、延滞金やその他諸々のお金
- 【町 債】 資金調達のための借入金

## 2 歳入（性質別）

### ◎一般財源と特定財源

（単位：千円、△減、率％）

区 分		令和6年度		令和5年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
一般財源	町税	849,194	20.3	834,376	21.5	14,818	1.8
	地方交付税	1,748,000	41.8	1,768,000	45.6	△ 20,000	△ 1.1
	譲与税及び県税等交付金	218,319	5.2	199,170	5.1	19,149	9.6
	繰入金(財政調整基金)	69,927	1.7	130,010	3.4	△ 60,083	△ 46.2
	繰越金	40,000	1.0	35,000	0.9	5,000	14.3
	町債（臨時財政対策債）	6,447	0.2	18,000	0.5	△ 11,553	△ 64.2
	その他	13,602	0.3	12,354	0.3	1,248	10.1
	計	2,945,489	70.4	2,996,910	77.2	△ 51,421	△ 1.7
特定財源	国・県支出金	786,303	18.8	482,456	12.4	303,847	63.0
	繰入金	110,966	2.7	107,951	2.8	3,015	2.8
	寄付金	50,000	1.2	55,000	1.4	△ 5,000	△ 9.1
	町債	170,500	4.1	130,900	3.4	39,600	30.3
	その他	119,446	2.9	107,530	2.8	11,916	11.1
	計	1,237,215	29.6	883,837	22.8	353,378	40.0
合計		4,182,704	100.0	3,880,747	100.0	301,957	7.8

### ◎自主財源と依存財源

（単位：千円、△減、率％）

区 分		令和6年度		令和5年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
自主財源	町税	849,194	20.3	834,376	21.5	14,818	1.8
	分担金及び負担金	8,520	0.2	7,314	0.2	1,206	16.5
	使用料及び手数料	18,479	0.4	18,458	0.5	21	0.1
	財産収入	6,483	0.2	8,642	0.2	△ 2,159	△ 25.0
	寄付金	50,100	1.2	55,100	1.4	△ 5,000	△ 9.1
	繰入金	180,893	4.3	237,961	6.1	△ 57,068	△ 24.0
	繰越金	40,000	1.0	35,000	0.9	5,000	14.3
	諸収入	61,824	1.5	52,405	1.4	9,419	18.0
	計	1,215,493	29.1	1,249,256	32.2	△ 33,763	△ 2.7
依存財源	地方譲与税	34,941	0.8	33,770	0.9	1,171	3.5
	県税等交付金	183,378	4.4	165,400	4.3	17,978	10.9
	地方交付税	1,748,000	41.8	1,768,000	45.6	△ 20,000	△ 1.1
	国・県支出金	786,315	18.8	482,477	12.4	303,838	63.0
	諸収入	37,630	0.9	32,944	0.8	4,686	14.2
	町債	176,947	4.2	148,900	3.8	28,047	18.8
	計	2,967,211	70.9	2,631,491	67.8	335,720	12.8
合計		4,182,704	100.0	3,880,747	100.0	301,957	7.8

### 3 歳入の主な増減理由

一般会計当初予算における歳入増減の主なものは、以下のとおりです。

(単位：千円、△減、率%)

#### ①町税

主な増減項目		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
町税総額		849,194	834,376	14,818	1.8
町民税	個人町民税	277,485	270,082	7,403	2.7
	法人町民税	47,820	44,667	3,153	7.1
固定資産税		447,245	443,817	3,428	0.8
軽自動車税		34,096	34,562	△ 466	△ 1.3
たばこ税		42,548	41,248	1,300	3.2

- ・ 個人住民税については新型コロナウイルス感染症の影響が一段と緩和される見込みにより、同じく法人住民税についても町内法人の業績が一部回復傾向にあることから推計値により計上。
- ・ 軽自動車税については、環境性能割の減少などを見込み減額計上。

#### ②地方譲与税

主な増減項目		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
地方譲与税総額		34,941	33,770	1,171	3.5
自動車重量譲与税		25,956	24,800	1,156	4.7
地方揮発油譲与税		8,258	8,300	△ 42	△ 0.5
森林環境譲与税		727	670	57	8.5

- ・ 自動車重量譲与税と地方揮発油譲与税については、令和5年度の譲与基準額に対し、国の作成した推計値における伸び率を乗じた額を計上。
- ・ 森林環境譲与税については、全国の譲与額総額を配分基準に準じて配分されるため、国の推計値による額を計上。

#### ③県税等交付金

主な増減項目		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
県税等交付金総額		183,378	165,400	17,978	10.9
利子割交付金		411	180	231	128.3
配当割交付金		4,278	3,900	378	9.7
株式等譲渡所得割交付金		3,796	2,600	1,196	46.0
法人事業税交付金		19,177	14,900	4,277	28.7
地方消費税交付金		134,079	137,100	△ 3,021	△ 2.2
環境性能割交付金		4,873	3,500	1,373	39.2
地方特例交付金		15,994	2,300	13,694	595.4
交通安全対策特別交付金		770	920	△ 150	△ 16.3

- ・ 令和5年度の基準額に対し、国の作成した推計値における伸び率を乗じた額を計上。
- ・ 地方特例交付金は、国の定額減税に伴う住民税減収補填分が上昇することにより増。

#### ④地方交付税

主な増減項目		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
地方交付税総額		1,748,000	1,768,000	△ 20,000	△ 1.1
普通交付税		1,388,000	1,408,000	△ 20,000	△ 1.4
特別交付税		360,000	360,000	0	0.0

- ・ 普通交付税については、県による試算結果により計上。
- ・ 特別交付税については、算定が難しいため、前年同額を計上。

⑤ 分担金及び負担金

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
分担金及び負担金総額	8,520	7,314	1,206	16.5
東こども園保育認定保育料	3,960	3,440	520	15.1
西こども園保育認定保育料	2,040	3,417	△ 1,377	△ 40.3
老人保護施設措置費個人負担金	2,313	-	2,313	皆増

- ・ 老人保護施設措置費個人負担金は老人ホーム等への入居負担金で、前年度当初は未計上。

⑥ 使用料及び手数料

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
使用料及び手数料総額	18,479	18,458	21	0.1
住宅使用料	9,130	10,016	△ 886	△ 8.8
戸籍住民基本台帳手数料	2,924	2,647	277	10.5
グループハウス利用料	480	1	479	47900.0

- ・ 住宅使用料は退去等による減。
- ・ 居宅介護支援事業手数料は前年実績を加味した推計値により計上。
- ・ グループハウスは新規入居があったことにより見込み額を計上。

④ 国庫支出金

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
国庫支出金総額	534,210	238,920	295,290	123.6
障害者自立支援給付負担金	76,256	70,606	5,650	8.0
児童手当交付金	59,270	63,406	△ 4,136	△ 6.5
デジタル田園都市国家構想交付金	-	5,000	△ 5,000	皆減
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	48,885	-	48,885	皆増
デジタル基盤改革支援補助金	220,007	4,070	215,937	5305.6
社会資本整備総合交付金（企画費分）	7,055	-	7,055	皆増
出産・子育て応援交付金事業補助金	4,871	-	4,871	皆増
社会資本整備総合交付金（土木費分）	39,782	27,516	12,266	44.6
教育施設整備費補助金	16,689	2,826	13,863	490.6

- ・ 障害者自立支援給付負担金、社会資本整備総合交付金（土木費分）、教育施設整備費補助金は対象事業費増による変動。
- ・ 児童手当交付金は対象者減による変動。
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金は3か年の補助期間満了に伴う減。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は国制度による給付のため予算計上。
- ・ デジタル基盤改革支援補助金は国が推進する自治体の基幹システム標準化整備、またガバメントクラウドに対応するシステム導入に対する補助。令和7年末までのシステム稼働のため、令和6年から本格開始。
- ・ 社会資本整備総合交付金（企画費分）は令和6年度から本格始動する近江鉄道線の上下分離化（自治体が共同で資産を保有し、運行は会社が行う）に伴う施設整備のための補助。
- ・ 出産・子育て応援交付金事業補助金は、妊娠時と出産時の交付金を始め、母子保健事業や、子育て支援事業に対する補助金（令和5年度は補正対応）。

⑤ 県支出金

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
県支出金総額	252,105	243,557	8,548	3.5
障害者自立支援給付負担金	38,128	35,303	2,825	8.0
福祉医療費補助金	19,541	15,773	3,768	23.9
出産・子育て応援交付金事業補助金	1,934	-	1,934	皆増

地域計画策定推進緊急対策事業費補助金	2,695	-	2,695	皆増
地籍調査事業補助金	7,717	10,176	△ 2,459	△ 24.2
子ども子育て施策推進交付金	3,500	-	3,500	皆増
県議会議員選挙費交付金	-	4,756	△ 4,756	皆減

- ・ 障害者自立支援給付負担金、地籍調査事業補助金は対象事業費増減による変動。
- ・ 福祉医療費補助金は、県事業として高校生世代の医療費負担が開始されたことによる増。
- ・ 出産・子育て応援交付金事業補助金は、妊娠時と出産時の交付金を始め、母子保健事業や、子育て支援事業に対する県費補助金（令和5年度は補正対応）。
- ・ 地域計画策定推進緊急対策事業費補助金は、従来の「人・農地プラン」に代わり市町村に作成が義務づけられた地域計画の作成に対する補助。
- ・ 子ども子育て施策推進交付金は令和6年度から県制度として開始され、他に補助等がない子育て施策や、家庭支援施策に対し配分額の枠内で補助されるもの。
- ・ 令和5年度は県議会議員選挙の実施しており、その交付金が計上されていたもの。

#### ⑥財産収入

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
財産収入総額	6,483	8,642	△ 2,159	△ 25.0
財産運用収入(土地貸付、基金利子)	3,723	3,682	41	1.1
財産売払収入	2,760	4,960	△ 2,200	△ 44.4
上記のうち、改良住宅譲渡処分収入	2,200	4,400	△ 2,200	△ 50.0

- ・ 財産売払収入は譲渡希望者の減少に伴い、譲渡予定数減により計上額減。

#### ⑦寄附金

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
寄付金総額	50,100	55,100	△ 5,000	△ 9.1
ふるさと応援寄付金	50,000	55,000	△ 5,000	△ 9.1

- ・ ふるさと応援金については、返礼品対応事業者の業務縮減による減を加味し計上

#### ⑧繰入金

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
繰入金総額	180,893	237,961	△ 57,068	△ 24.0
特別会計繰入金	1,683	4,600	△ 2,917	△ 63.4
財政調整基金繰入金	69,927	130,010	△ 60,083	△ 46.2
減債基金繰入金	51,589	40,000	11,589	29.0
福祉基金繰入金	6,300	2,912	3,388	116.3
青少年育成基金繰入金	624	668	△ 44	△ 6.6
ふるさと基金繰入金	11,000	10,000	1,000	10.0
ふるさと応援基金繰入金	39,770	49,771	△ 10,001	△ 20.1

- ・ 特別会計繰入金は国保会計から福祉医療に関する繰入金の減。
- ・ 財政調整基金については、財源調整のため必要な額を繰入。
- ・ 減債基金繰入金については、令和5年度普通交付税のうち、基金に積み立てて臨時財政対策債の償還財源にするよう指示のあった額を上乗せして繰入。
- ・ 福祉基金繰入金は保健福祉センターの改修事業に充当。
- ・ 青少年育成基金繰入金はスポーツ少年団への補助事業に充当。
- ・ ふるさと基金繰入金は甲良町まちづくり総合補助金等のまちづくり事業に充当
- ・ ふるさと応援基金繰入金は、園小中の給食費無償化事業へ26,536千円、補聴器購入補助その他保健や医療関係事業へ15,067千円、平和のモニュメント作成事業へ2,000千円を充当。

⑨ 諸収入

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
諸収入総額	99,454	85,349	14,105	16.5
住宅新築資金等貸付金元利収入	5,767	4,260	1,507	35.4
後期広域連合検診業務受託収入	2,664	697	1,967	282.2
介護予防一体的事業受託金	10,532	6,023	4,509	74.9
派遣職員給与等戻入	6,000	10,150	△ 4,150	△ 40.9
コミュニティ事業助成金	14,300	9,900	4,400	44.4
事業に伴う同級他団体負担金	3,815	-	3,815	皆増

- ・住宅新築資金等貸付金元利収入は、和解等回収業務の進展により増加が見込まれるもの。
- ・後期広域連合検診業務受託収入は、後期高齢者医療保険広域連合から受託実施する健診業務等に対する収入を計上したものであり、介護予防一体的事業受託金は、後期高齢者医療保険広域連合から受託実施する高齢者の健康づくり事業に対する収入を計上したものであり、いずれも、令和5年度に比して規模拡大のため増見込み。
- ・組合等派遣職員給与につき当該組合等から戻入されるものであり、派遣終了に伴う減。
- ・コミュニティ事業助成金については、自治会等（8団体）の応募を歳入歳出とも全数計上し、交付決定後すぐに対応できるようにしているもの。不採択の場合は補正予算で減額。
- ・事業に伴う同級他団体負担金は、本町が幹事として行う教育事業に対し、郡内他町から負担金を受領するもの。

⑩ 地方債

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
地方債総額	176,947	148,900	28,047	18.8
臨時財政対策債	6,447	18,000	△ 11,553	△ 64.2
公共交通確保事業債（ソフト事業）	25,000	17,300	7,700	44.5
近江鉄道線輸送安全確保事業債	7,000	9,400	△ 2,400	△ 25.5
福祉医療助成事業債（ソフト事業）	10,000	17,700	△ 7,700	△ 43.5
保健福祉センター改修事業債	-	19,000	△ 19,000	皆減
甲良東こども園改修事業債	-	23,200	△ 23,200	皆減
保健福祉センター非常用発電機整備事業債	14,700	-	14,700	皆増
社会資本整備交付金事業債	30,200	27,000	3,200	11.9
道路新設改良事業債	15,500	8,000	7,500	93.8
防災行政無線整備事業債	10,000	-	10,000	皆増
甲良東小学校教室改修事業債	9,300	-	9,300	皆増
町立小学校空調設備改修事業債	12,700	-	12,700	皆増
町立小学校消防設備改修事業債	10,100	-	10,100	皆増
甲良西小学校複合遊具整備事業債	3,800	-	3,800	皆増
甲良西小学校安全確保事業債	-	9,300	△ 9,300	皆減
東小学校プール解体フェンス整備事業債	22,200	-	22,200	皆増

- ・各種事業費用について、年度間の平準化を図るため、町債を計上。
- ・臨時財政対策債は、普通交付税の代替として借入が許可されるものであり、その額は国の方針により年々縮減されている。
- ・保健福祉センター非常用発電機整備事業債、防災行政無線整備事業債は、緊急防災・減災事業債（充当率100%、普通交付税参入率70%）の借入を予定するもの。
- ・東小学校プール解体フェンス整備事業債は、公共施設等総合管理計画に基づく管理適正化のため、公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、普通交付税参入なし）の借入を予定するもの。
- ・その他の事業は、過疎対策事業債（充当率100%、普通交付税参入率70%）の借入を予定するもの。

#### 4 歳出（款別）

（単位：千円、△減、率％）

款	令和6年度		令和5年度		比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
01 議会費	56,562	1.4	63,432	1.6	△ 6,870	△ 10.8
02 総務費	952,660	22.8	751,015	19.4	201,645	26.8
03 民生費	1,396,385	33.4	1,348,017	34.7	48,368	3.6
04 衛生費	255,427	6.1	239,130	6.2	16,297	6.8
05 労働費	1,375	0.0	1,325	0.0	50	3.8
06 農林水産業費	92,561	2.2	79,374	2.0	13,187	16.6
07 商工費	25,862	0.6	31,068	0.8	△ 5,206	△ 16.8
08 土木費	412,822	9.9	427,856	11.0	△ 15,034	△ 3.5
09 消防費	173,983	4.2	177,100	4.6	△ 3,117	△ 1.8
10 教育費	529,115	12.7	464,919	12.0	64,196	13.8
11 災害復旧費	3	0.0	3	0.0	0	0.0
12 公債費	281,586	6.7	293,096	7.6	△ 11,510	△ 3.9
13 諸支出金	363	0.0	412	0.0	△ 49	△ 11.9
14 予備費	4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0
合計	4,182,704	100.0	3,880,747	100.0	301,957	7.8

#### 款別歳出の主なもの

【議会費】 議会の運営に関する経費

【総務費】 庁舎の管理や総務、企画、財政、町税の賦課徴収、戸籍事務、選挙事務、電算システム運営など町の全般的な管理事務に関する経費

【民生費】 高齢者や障がい者、児童などの福祉向上、こども園の運営、地域総合センター運営などに関する経費

【衛生費】 保健衛生、環境保全、ごみ処理などに関する経費

【労働費】 労働者の福祉向上などに関する経費

【農林水産業費】 農林水産業の振興、土地改良などに関する経費

【商工費】 商工業の振興、観光、道の駅の運営などに関する経費

【土木費】 道路や河川、公園、町営住宅などの施設の整備や維持管理に関する経費

【消防費】 消防や防災対策などに関する経費

【教育費】 小中学校の管理運営、生涯学習、スポーツの振興など教育全般に関する経費

【公債費】 今まで借りた借入金の返済に要する経費

【諸支出金】 上記の区分に含まれない経費

## 5 歳出（性質別）

（単位：千円、△減、率％）

区分	令和6年度		令和5年度		比較		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	人件費	1,058,796	25.3	1,017,499	26.2	41,297	4.1
	扶助費	371,451	8.9	330,932	8.5	40,519	12.2
	公債費	281,579	6.7	293,089	7.6	△ 11,510	△ 3.9
	計	1,711,826	40.9	1,641,520	42.3	70,306	4.3
投資的経費	普通建設事業費	231,969	5.5	158,206	4.1	73,763	46.6
	災害復旧事業費	3	0.0	3	0.0	0	0.0
	計	231,972	5.5	158,209	4.1	73,763	46.6
一般行政経費	物件費	976,907	23.4	803,166	20.7	173,741	21.6
	維持補修費	46,698	1.1	54,000	1.4	△ 7,302	△ 13.5
	補助費等	790,874	18.9	800,785	20.6	△ 9,911	△ 1.2
	計	1,814,479	43.4	1,657,951	42.7	156,528	9.4
その他経費	積立金	51,493	1.2	56,458	1.5	△ 4,965	△ 8.8
	投資・出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	貸付金	350	0.0	350	0.0	0	0.0
	繰出金	368,584	8.8	362,259	9.3	6,325	1.7
	予備費	4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0
	計	424,427	10.1	423,067	10.9	1,360	0.3
合計	4,182,704	100.0	3,880,747	100.0	301,957	7.8	

※ 地方財政状況調査における分類基準に基づく分析です。

### 性質別歳出の主なもの

- ◎義務的経費 人件費や借入金の返済など、毎年必ず必要になる経費
  - 【人件費】 職員の給料や手当、町議会議員の報酬などに関する経費
  - 【扶助費】 障がい者の支援、児童手当などの福祉や医療などに関する経費
  - 【公債費】 これまでの借入金の返済に要する経費
- ◎投資的経費 道路や学校など公共施設の建設、改良などに関する経費
  - 【普通建設事業費】 道路や公園、学校など公共施設の建設や整備に関する経費
  - 【災害復旧事業費】 災害によって生じた被害の復旧経費
- ◎一般行政経費 ハード事業である投資的経費に対し、ソフト事業に要する経費
  - 【物件費】 旅費や消耗品費、光熱水費、施設管理の委託料などに関する経費
  - 【維持補修費】 道路や建物などの維持補修などに関する経費
  - 【補助費等】 各種団体に対する補助金や一部事務組合への負担金などに関する経費
- ◎その他の経費 上に記載の分類に含まれない経費
  - 【積立金】 町の貯金である基金へ積み立てる経費
  - 【繰出金】 国民健康保険特別会計など一般会計から特別会計へ支出する経費
  - 【予備費】 急を要する場合で少額軽微な支出が発生し、計上予算では不足する場合、各事業費に組み替えて支出するもの

## 6 歳出の主な増減理由

一般会計の歳出増減の主なものは、以下のとおりです。

なお、各目名称に「( )」でくられた事業名がついた項目は、各目の予算の内数として記載しているものとなります。

(単位：千円、△減、率%)

### ①議会費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
議会費総額	56,562	63,432	△ 6,870	△ 10.8
人件費	45,011	50,177	△ 5,166	△ 10.3

- ・ 議会費の減は、議員定数の削減に伴う減等による。

### ②総務費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
総務費総額	952,660	751,015	201,645	26.8
人件費(款総括のため以下の項目と一部重複)	329,796	330,249	△ 453	△ 0.1
(目)文書広報費	16,327	9,102	7,225	79.4
(目)財産管理費	47,710	42,666	5,044	11.8
(目)企画費(ふるさと納税推進事業)	75,076	82,942	△ 7,866	△ 9.5
(目)企画費(定住化促進事業)	11,688	3,039	8,649	284.6
(目)電子計算費(自治体情報システム標準化対応事業)	256,477	-	256,477	皆増
(目)電子計算費(上記事業除く)	71,458	76,082	△ 4,624	△ 6.1
(目)電子計算費(自庁舎設置サーバ機器更新事業)	-	62,351	△ 62,351	皆減
(目)交通安全対策費	60,952	36,109	24,843	68.8
(目)賦課徴収事業	16,657	10,431	6,226	59.7
(目)戸籍住民基本台帳費	15,459	21,154	△ 5,695	△ 26.9
(目)選挙費(滋賀県議会議員一般選挙)	-	4,756	△ 4,756	皆減
(目)選挙費(甲良町長選挙費)	-	9,713	△ 9,713	皆減
(目)選挙費(町議会議員選挙費)	-	12,954	△ 12,954	皆減
(項)統計調査費	1,077	70	1,007	1,438.6

- ・ 文書広報費の増は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う例規整備事業、アナログ規制点検・見直し事業の実施等による。
- ・ 財産管理費の増は、LED照明機器リース、議場マイク設備リースの開始等による。
- ・ ふるさと納税推進事業の減は、返礼品対応事業者の業務縮減の影響による寄附減見込み等による。
- ・ 定住化促進事業の増は、空き家除却に対する補助制度の開始、地域おこし協力隊の任用開始等による。
- ・ 自治体情報システム標準化対応事業は、国が主導して行う、行政で使用する主要な20分野の業務システムを全国統一化する事業。R7年度末までの標準化対応を求められている。
- ・ 上記を除く電子計算費については、住民税電子化のための外字同定業務完了による減等。
- ・ 交通安全対策費の増は、愛のりタクシーの運行などを行う湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金の増、近江鉄道上限分離の開始による一般社団法人近江鉄道線管理機構への負担金、近江鉄道への負担金の増等による。
- ・ 賦課徴収事業においては、固定資産評価のための航空写真撮影及びシステム反映等により増。
- ・ 戸籍住民基本台帳費の減は、戸籍附票システム読み仮名対応業務費用の減等による。
- ・ 選挙については、県議選、町長選、町議会議員選をR5に執行し、R6は選挙執行予定無し。
- ・ 統計調査費では、農林業センサス本調査を実施。R7国勢調査の準備費用も計上。

### ③民生費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
<b>民生費総額</b>	<b>1,396,385</b>	<b>1,348,017</b>	<b>48,368</b>	<b>3.6</b>
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	347,116	345,660	1,456	0.4
(目)社会福祉総務費(国民健康保健事業会計繰出金)	84,557	82,521	2,036	2.5
(目)社会福祉総務費(在宅障害者福祉事業)	18,842	23,715	△ 4,873	△ 20.5
(目)社会福祉総務費(障害者自立支援事業)	156,917	146,296	10,621	7.3
(目)社会福祉総務費(低所得者支援給付金交付事業)	-	17,100	△ 17,100	皆減
(目)社会福祉総務費(価格高騰対策支援給付金事業)	48,885	-	48,885	皆増
(目)老人福祉費	35,446	30,098	5,348	17.8
(目)介護保険費	149,855	146,604	3,251	2.2
(目)後期高齢者医療費	142,934	138,362	4,572	3.3
(目)児童措置費	98,174	104,476	△ 6,302	△ 6.0
(目)認定こども園費	290,059	293,759	△ 3,700	△ 1.3

- ・ 国民健康保健事業会計繰出金は、財政安定化支援事業分の繰出金が増加したことにより増。
- ・ 在宅障害者福祉事業の減は、障害者基本計画等の策定完了等により減。
- ・ 障害者自立支援事業の増は、自立支援介護等給付費負担金の増等による。
- ・ 価格高騰対策支援給付金事業は、国制度による住民税均等割のみの世帯等へ給付金を交付する事業。
- ・ 老人福祉費の増は、老人ホーム等への措置入所者の増等に伴うもの。
- ・ 介護保険費の増は、介護給付費の増に伴う繰出金の増等によるもの。
- ・ 後期高齢者医療費の増は、広域連合からの受託事業（健診業務、健康づくり業務）の増による。
- ・ 児童措置費の減は、対象人数の減少に伴う児童手当減等に伴うもの。
- ・ 認定こども園費については、人件費の変動等による減。

### ④衛生費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
<b>衛生費総額</b>	<b>255,427</b>	<b>239,130</b>	<b>16,297</b>	<b>6.8</b>
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	20,364	11,663	8,701	74.6
(目)予防費	19,560	21,345	△ 1,785	△ 8.4
(目)環境衛生費	5,682	6,989	△ 1,307	△ 18.7
(目)母子衛生費	16,460	10,668	5,792	54.3
(目)塵芥処理費	135,011	130,898	4,113	3.1
(目)し尿処理費	42,959	41,334	1,625	3.9

- ・ 予防費の減は、事業費精査による予防接種委託費用の減等による。
- ・ 環境衛生費の減は、彦根愛知犬上広域行政組合負担金（斎場）の減等による。
- ・ 母子衛生費の増は、出産・子育て応援交付金の当初予算計上による増、保健衛生推進業務委託（看護師派遣）の増等による。
- ・ 塵芥処理費の増は、粗大ゴミ収集委託費の減、湖東広域衛生管理組合負担金（可燃ごみ）の増等による。
- ・ 環境衛生費の減は、湖東広域衛生管理組合負担金（し尿）の増による。

### ⑤労働費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
<b>労働費総額</b>	<b>1,375</b>	<b>1,325</b>	<b>50</b>	<b>3.8</b>
(目)雇用対策費	1,375	1,325	50	3.8

- ・ シルバー人材センターへの補助増による。

## ⑥農林水産業費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
農林水産業費総額	92,561	79,374	13,187	16.6
人件費	37,336	30,661	6,675	21.8
(目)農業委員会費	4,735	2,495	2,240	89.8
(目)獣害対策費	5,659	4,477	1,182	26.4
(目)せせらぎの里管理費	10,157	4,947	5,210	105.3

- ・ 農業委員会費の増は、国が従来の「人・農地プラン」に代わり作成を求める「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」作成のための費用増による。
- ・ 獣害対策費の増は、町鳥獣害被害対策協議会負担金、保険料の増等による。
- ・ せせらぎの里管理費の増は、POSレジシステム導入（R5補正～R6）に伴う指定管理料の増等による。

## ⑦商工費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
商工費総額	25,862	31,068	△ 5,206	△ 16.8
人件費	5,893	4,476	1,417	31.7
(目)商工振興費	8,650	8,150	500	6.1
(目)観光振興費	11,319	18,442	△ 7,123	△ 38.6

- ・ 商工振興費の増は、町商工会への補助金増による
- ・ 観光振興費の減は、国庫補助による官民協働事業費の減、地域イベント助成金の減、補助金所管移動による観光協会補助金の減等による。

## ⑧土木費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
土木費総額	412,822	427,856	△ 15,034	△ 3.5
人件費	47,586	36,490	11,096	30.4
(目)地籍調査費	11,490	15,269	△ 3,779	△ 24.7
(目)道路橋梁維持費	23,218	33,233	△ 10,015	△ 30.1
(目)道路橋梁新設改良費	89,220	64,718	24,502	37.9
(目)住宅管理費	42,545	37,812	4,733	12.5
(目)下水道費	196,048	228,689	△ 32,641	△ 14.3

- ・ 地籍調査費の減は、R6予定の調査業務量（委託費）の減によるもの。
- ・ 道路橋梁維持費の減は、建設業者経済回復支援工事費の減、道路維持補修工事費の増、登記委託の減等による。
- ・ 道路新設改良事業の増は、施工箇所の変動、道路施設等状況調査の実施による増等による。
- ・ 住宅管理費の増は、改良住宅譲渡に要する費用の減、住宅修繕料の減、弁護士費用の減、宅地用地確保事業化調査の増等による。
- ・ 下水道費の減は、下水道事業会計における起債収入増に伴う繰出金の減による。

## ⑨消防費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
消防費総額	173,983	177,100	△ 3,117	△ 1.8
(目)常備消防費	131,964	145,693	△ 13,729	△ 9.4
(目)非常備消防費	20,668	18,009	2,659	14.8
(目)防災費	21,351	13,398	7,953	59.4

- ・ 常備消防費の減は、経費減少に伴う委託先(彦根市)への委託金の減による。
- ・ 非常備消防費の増は、防火水槽修繕費の減、滋賀県消防ポンプ操法大会出場に伴う経費増等による。
- ・ 防災費の増は、町防災行政無線の維持修繕費用の減、町防災行政無線更新事業に伴う設計費用の計上等による。

⑩教育費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
<b>教育費総額</b>	<b>529,115</b>	<b>464,919</b>	<b>64,196</b>	<b>13.8</b>
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	221,678	204,107	17,571	8.6
（目）事務局費	84,574	78,672	5,902	7.5
（目）教育振興費	133,180	114,242	18,938	16.6
（目）教育施設整備費(甲良東小学校教室改修事業)	9,361	-	9,361	皆増
（目）教育施設整備費(町立小学校空調設備改修事業)	19,122	-	19,122	皆増
（目）教育施設整備費(町立小学校消防設備改修事業)	13,879	-	13,879	皆増
（目）教育施設整備費(西小学校複合遊具整備事業)	5,410	-	5,410	皆増
（目）教育施設整備費(東小学校プール解体フェンス整備事業債)	29,733	-	29,733	皆増
（目）教育施設整備費(東こども園 空調整備事業)	-	26,032	△ 26,032	皆減
（目）教育施設整備費(甲良西小学校安全確保事業)	-	9,354	△ 9,354	皆減

- ・ 事務局費の増は、子どもの学力向上支援・保護者支援事業の開始等による。
- ・ 教育振興費の増は、社会科副読本(郷土教育資料)共同印刷事業の実施、特別教育支援員 1 名学校図書館司書 1 名の新規配置、会計年度任用職員への勤勉手当支給開始等による。
- ・ 教育施設整備費内の対象事業は毎年度変動。

⑪公債費

主な増減項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
<b>公債費総額</b>	<b>281,586</b>	<b>293,096</b>	<b>△ 11,510</b>	<b>△ 3.9</b>
元金	273,045	282,118	△ 9,073	△ 3.2
利子	8,534	10,971	△ 2,437	△ 22.2

- ・ 残高減少による

⑫その他

- ・ 災害復旧費、予備費については前年同額を計上。諸支出金は徴税配分金として必要額を計上

## IV. 基金残高見込み

(単位：円)

基金名	令和4年度末 残高	令和5年度末 見込み残高	令和6年度中 積立額	令和6年度中 取崩額	令和6年度末 見込み残高
財政調整基金	609,340,693	661,932,693	267,000	69,927,000	592,272,693
減債基金	114,643,194	126,241,194	23,000	51,589,000	74,675,194
教育施設整備基金	12,014,465	12,017,465	3,000	0	12,020,465
青少年育成基金	14,085,712	14,088,712	3,000	624,000	13,467,712
ふるさと基金	80,739,617	80,820,617	17,000	11,000,000	69,837,617
ふるさと応援基金	238,644,552	216,914,552	50,048,000	39,770,000	227,192,552
福祉基金	123,486,261	124,560,261	1,132,000	6,300,000	119,392,261
墓地公園管理基金	5,503,765	5,163,765	1,000	270,000	4,894,765
土地開発基金	148,779,010	148,779,010	0	0	148,779,010
普通会計 計	1,347,237,269	1,390,518,269	51,494,000	179,480,000	1,262,532,269
国民健康保険財政調整基金	73,889,775	89,230,775	1,000	19,644,000	69,587,775
介護保険給付費準備基金	56,938,632	50,176,632	1,000	16,427,000	33,750,632
特別会計 計	130,828,407	139,407,407	2,000	36,071,000	103,338,407
合計	1,478,065,676	1,529,925,676	51,496,000	215,551,000	1,365,870,676

## V. 地方債残高見込み

(単位：千円)

会計区分	令和4年度末 残高	令和5年度末 見込み残高	令和6年度中 借入額	令和6年度中 償還額	令和6年度末 見込み残高
一般会計	1,847,311	1,685,490	176,947	278,187	1,584,250
下水道会計	3,201,549	3,025,501	221,100	295,358	2,951,243
上水道会計	425,154	357,059	0	64,516	292,543
合計	5,474,014	5,068,050	398,047	638,061	4,828,036

## VI. 特別会計予算の状況 (企業会計除く)

本町の公営企業以外の特別会計は4事業あり、それぞれの事業目的を達するため、必要な予算を計上している。その詳細は、次ページから。

# 令和 6 年度特別会計 当初予算概要

会計名	国民健康保険特別会計
-----	------------

担当課	住民人権課
-----	-------

## 1. 事業目的・概要

病気になったときやケガをしたとき、安心して医療を受けられるための医療保障制度として、加入者からの国民健康保険税、国、県、町(一般会計)の負担により加入者の医療費負担を軽減することを目的に設置された特別会計  
 医療機関等受診時の自己負担額以外の給付や高額療養費の給付、出産育児一時金や葬祭費の支給のほか、保健事業として特定健診や人間ドックの利用助成など医療費軽減のための事業も実施している。

		令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	差引額
財源内訳	国民健康保険税	134,804 千円	138,654 千円	△ 3,850 千円
	国県支出金	677,769 千円	603,590 千円	74,179 千円
	一般会計繰入金	84,457 千円	82,421 千円	2,036 千円
	その他特定財源	19,729 千円	8,722 千円	11,007 千円
	その他一般財源	597 千円	399 千円	198 千円
事業費合計		917,356 千円	833,786 千円	83,570 千円

## 2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

### ◎世帯数及び被保険者数の推移(各年度末現在 年報より)

	R4	R3	R2	R1
世帯数	966世帯	1,013世帯	1,018世帯	1,006世帯
被保険者数	1,633人	1,755人	1,742人	1,719人

### ◎国民健康保険税収納額推移

136,329,230円	(R4)	141,013,713円	(R3)
148,133,986円	(R2)	145,789,075円	(R1)

### ◎本年度の特徴

- 令和6年度(経過措置令和9年度)保険料水準の県内統一に向けて、国民健康保険税の賦課方式を現在の4方式から3方式へ変更する予定です。
- 令和6年1月1日から産前産後期間の国民健康保険税が免除されました。
- 甲良町国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)が令和5年度末に終了するため、令和5年度中に令和6年度～令和11年度までの第3期の計画の策定する予定です。
- コロナ禍の影響もあり落ち込んだ健診受診率の向上と、必要な方への保健指導に取り組みます。

### ◎特定健診受診率

R4	41.1%	R3	37.0%	R2	30.6%	R1	45.0%	H30	51.5%	H29	54.6%
----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	-----	-------	-----	-------

# 令和 6 年度特別会計 当初予算概要

会計名	後期高齢者医療事業特別会計	担当課	住民人権課
-----	---------------	-----	-------

## 1. 事業目的・概要

後期高齢者医療事業会計は、高齢者の医療の確保に関する法律により設置される、保険料の徴収及び広域連合への納付に関する収支管理とその管理に必要な経費を計上する会計である。  
後期高齢者医療制度の概要は、次のとおり。

- ①高齢者の負担する保険料と、若い世代が公平に負担する基盤安定支出金により、高齢者の医療費を安定的に支え、医療サービスの質の維持と向上を目的とする医療保険制度である。
- ②対象者は、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害がある者。
- ③保険料は、被保険者均等負担の「均等割額」と、前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計額である。保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、徴収は各市町が行う。
- ④町は制度運営の安定を目的として、保険料の徴収、被保険者証や限度額適応認定証など各種帳票の交付、高額療養費や葬祭費等の給付申請の受付を行い、滋賀県後期高齢者医療広域連合に申達する。また、対象者が後期高齢者医療制度にスムーズに加入できるよう窓口業務を行う。

		令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	差引額
財源内訳	後期高齢者医療保険料	66,673 千円	57,985 千円	8,688 千円
	一般会計繰入金(保険基盤安定)	27,889 千円	26,550 千円	1,339 千円
	一般会計繰入金(事務費分)	5,525 千円	5,225 千円	300 千円
	その他財源	535 千円	545 千円	△ 10 千円
事業費合計		100,622 千円	90,305 千円	10,317 千円

## 2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

◎後期高齢者保険料および被保険者数

- 令和5年度
  - (本算定時)保険料 特徴 45,661,523円 普徴 13,087,333円
  - (令和5年 4月1日時点)被保険者数 1,195人
- 令和4年度
  - (本算定時)保険料 特徴 44,285,571円 普徴 11,863,907円
  - (令和4年 4月1日時点)被保険者数 1,166人
- 令和3年度
  - (本算定時)保険料 特徴 43,856,179円 普徴 10,158,458円
  - (令和3年 4月1日時点)被保険者数 1,149人

◎介護予防の一体的事業について

高齢者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、後期高齢者医療・国民健康保健・介護予防・健康づくり等庁内担当及び関係団体との連携のもと、一体的な実施をすることにより効率的に地域の健康課題を分析・企画・調整・評価等を行い高齢者に対する支援を行う継続的な事業

令和6年度事業

- ①複数の疾患を持つ高齢者数名に対する栄養士の個別訪問
- ②栄養士会に委託し地域サロン(13集落)で主に栄養面についての説明
- ③運動指導士による筋トレ・ストレッチ教室

※この事業は、後期高齢者に関するものであるが、予算は一般会計で計上しています。

◎保険料の改定

令和6年度は保険料の改定される年で、均等割額及び所得割率の引き上げが予定されています。

# 令和 6 年度特別会計 当初予算概要

会計名	介護保険事業特別会計	担当課	保健福祉課
-----	------------	-----	-------

## 1. 事業目的・概要

介護保険法の規定により、介護保険事業については特別会計とすることとされていることから設置された会計。40歳以上から徴収する介護保険料、国や県、町（一般会計）からの分担金・負担金・繰入金を歳入として事業を実施している。

事業内容は大きくは2つある。

- ①保険事業 施設介護サービスや居宅介護サービス等各種の介護給付。
  - ②地域支援事業 要支援と認定された方や未認定でも機能低下がみられる方を対象とした介護予防事業を行うほか、高齢者の権利擁護事業等を実施している。
- なお、運用に必要となる事務費に相当する部分は、町からの繰入で賄うものとされている。

		令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	差引額
財 源 内 訳	介護保険料	179,500 千円	181,000 千円	△ 1,500 千円
	国県支出金	355,107 千円	338,714 千円	16,393 千円
	支払基金交付金	238,922 千円	226,045 千円	12,877 千円
	一般会計繰入金	166,061 千円	146,384 千円	19,677 千円
	その他財源	18 千円	18 千円	0 千円
事業費合計		939,608 千円	892,161 千円	47,447 千円

## 2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

《前年度との比較》

【令和5年10月1日現在】

- ・ 65歳以上の人口 2,271人（11人増）
- ・ 認定率 20.8%（0.7%増）
- ・ 40歳から64歳認定者数 10人（1人減）
- ・ 認定者数 472人（17人増）

【令和3年度～5年度】

- ・ 標準保険料（第5段階） 6,900円

【令和6年度予算】 939,608千円（当初） 47,447千円増（1.05%増）

- （款）総務費 22,069千円【 602千円減】
  - （項）総務管理費（給料・共済費等）（16,429千円）【 2,161千円増】
  - （項）計画策定委員会費（446千円）【 2,763千円減】
- （款）保険給付費 870,301千円【 50,005千円増】
  - （項）介護サービス等諸費（811,450千円）【48,200千円増】
    - うち、居宅介護サービス給付費 29,000千円増
    - 地域密着型サービス給付費 12,500千円増
    - 施設介護サービス給付費 6,000千円増
  - （項）特定入所者介護サービス費（29,500千円）【 500千円減】
- （款）地域支援事業費 45,719千円【 2,368千円減】
  - （項）介護予防・生活支援サービス事業費（12,484千円）【 3,568千円減】
    - うち、通所型サービスC委託料 3,674千円減
  - （項）一般介護予防事業費（2,356千円）【 1,261千円増】
    - うち、介護予防普及啓発活動事業委託 1,124千円増
  - （項）包括的支援事業・任意事業（30,829千円）【 61千円減】
    - うち、包括的支援事業費（給料・共済費等） 925千円減

# 令和 6 年度特別会計 当初予算概要

会計名	墓地公園事業特別会計
-----	------------

担当課	住民人権課
-----	-------

## 1. 事業目的・概要

長寺地先にある熊物墓地は3字(長寺東・長寺西・雨降野)の共同墓地であったが、世帯数の増加により墓標・墓石が乱立しており、参詣者の通路も無い状況であった。これらにより地元自治会等の要望も多く、当時整備の進んでいた甲良町総合運動公園の隣接土地を墓地として新規整備を行い、希望する住民への販売を開始した。同時に管理に要する経費も合わせて、経理を整理するため、特別会計を設置し運用しているもの。現在も、残る墓地の販売促進、墓地管理を実施している。

- 沿革
- ・～平成11年度 区画数 396区画 1区画面積 4㎡(2m×2m) を整備
  - ・平成12年度 墓地設置管理条例施行、特別会計運用開始。  
甲良町住民に限り永代使用許可を実施。
  - ・平成14年度 甲良町出身者に永代使用許可を拡大。
  - ・平成17年度 町外の希望者にも永代使用許可を拡大。

		令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	差引額
財源内訳	永代使用料	690 千円	230 千円	460 千円
	管理料	158 千円	138 千円	20 千円
	一般会計借入金	0 千円	0 千円	0 千円
	墓地公園管理基金 繰入金	270 千円	341 千円	△ 71 千円
	その他一般財源	12 千円	11 千円	1 千円
事業費合計		1,130 千円	720 千円	410 千円

## 2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

- ・本墓地公園の総区画数は396区画あり、令和6年2月末現在の残区画数は174区画
- ・永代使用料について、町内在住者・町内出身者は230,000円、それ以外の者は300,000円
- ・管理料は、年間2,400円とし、10年分を前納
- ・公園内の維持管理として、年2回の除草
- ・販売促進として、墓地情報をネット掲載する。

近年、少子高齢化の影響や墓に関する考え方の変化により、墓の維持管理ができず墓じまいをする傾向が多くみられる。今後、販売促進のため、インターネットを活用し墓地情報を発信する等、少しでも多く販売できるようPRする。

# 令和 6 年度特別会計 当初予算概要

会計名	下水道事業会計	担当課	建設水道課
-----	---------	-----	-------

## 1. 事業目的・概要

甲良町下水道事業は、適正な生活排水処理の推進を目的に下水道施設の計画的な改修及び更新、適正な維持管理を行っています。本年度においても下水道事業の経営に必要な収益的収支予算と資産の整備に必要な資本的収支予算にて事業を取り組みます。

- (概要)
- ・計画処理面積 : 458.5ha(うち整備済面積402.8ha)
  - ・管渠延長 : 87km
  - ・マンホールポンプ : 6箇所(12基) 呉竹・小川原・長寺西

		令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	差引額
財源内訳	収益的収入	334,512 千円	320,226 千円	14,286 千円
	営業収益	89,544 千円	85,235 千円	4,309 千円
	営業外収益	244,968 千円	234,991 千円	9,977 千円
	収益的支出	334,512 千円	320,226 千円	14,286 千円
	資本的収入	311,278 千円	247,430 千円	63,848 千円
	企業債	221,100 千円	120,100 千円	101,000 千円
	補助金	90,018 千円	127,170 千円	△ 37,152 千円
	分担金	160 千円	160 千円	0 千円
	(補填財源)	6,468 千円	75,170 千円	△ 68,702 千円
	資本的支出	317,746 千円	322,600 千円	△ 4,854 千円
事業費合計	652,258 千円	642,826 千円	9,432 千円	

## 2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

### ・甲良町下水道総合地震対策計画に基づく事業の実施

本計画は、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するために施設の耐震化や被災した場合の下水道機能のバックアップ対策(減債対策)を併せて進めるものであり、令和4年度に甲良町下水道総合地震対策計画を策定し、下水道の地震に対する安全度を高め、安心した日常生活が継続されるようにすることを目的としている。

社会資本整備事業計画は、令和5から9年度までの5年間に於いて、管路施設L=87kmのうち防災拠点や緊急輸送路、避難経路下にある幹線を選定し、耐震化対策と減債計画(素案)の策定を行う。

(予算科目)

収益的支出

- 総係費 委託料 : 27,243千円
- 耐震化対策 : 管路施設(L=7.0km)
- 減債対策 : 計画策定(一式)

【参考】 令和5年度 耐震化対策:管路施設(L=4.0km) 事業費 : 9,500千円

# 令和 6 年度特別会計 当初予算概要

会計名	水道事業会計	担当課	建設水道課
-----	--------	-----	-------

## 1. 事業目的・概要

本町水道事業は、地方公営企業の目的である公共性を発揮するとともに、水道法に基づき安全で安心できる良質な水道水の供給を図りながら施設の整備などを推進しています。現在の施設は、第3次拡張事業を平成6年3月に事業認可を受けた施設で正楽寺配水池からの自然流下方式と呉竹水道事務所から直送配水方式の2系統での供給を行っている。

(概要)

- ・計画給水人口：9,200人
- ・給水区域面積：13.63km<sup>2</sup>
- ・配水池：1池(配水能力:7,100m<sup>3</sup>/日)
- ・浄水池：1池
- ・配水管延長：96,910m
- ・送水管延長：5,930m
- ・導水管：480m

		令和6年度当初予算	令和5年度当初予算	差引額
財源内訳	収益的収入	182,210 千円	182,500 千円	△ 290 千円
	営業収益	148,275 千円	148,385 千円	△ 110 千円
	営業外収益	33,935 千円	34,115 千円	△ 180 千円
	(留保財源)	△ 18,910 千円	△ 10,000 千円	△ 8,910 千円
	収益的支出	163,300 千円	172,500 千円	△ 9,200 千円
	資本的収入	1 千円	1 千円	0 千円
	工事負担金	1 千円	1 千円	0 千円
	(補填財源)	150,489 千円	121,948 千円	28,541 千円
	資本的支出	150,490 千円	121,949 千円	28,541 千円
	事業費合計	313,790 千円	294,449 千円	19,341 千円

## 2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

・水道事業においては、水道施設の老朽化等による更新が完了し、主な事業としては水道施設包括管理委託業務である維持管理(水質検査・機械等の修繕)である。

(予算科目)

収益的支出

委託料：16,524千円  
 水道施設包括管理委託  
 甲良町指定給水装置工事事業者協同組合待機

修繕費：16,920千円  
 配水管等の漏水修理  
 浄水場及び配水池機器修繕  
 漏水調査の実施(東学区:約50km)

資本的支出

委託料：13,470千円  
 3号取水ポンプ取替工事設計委託  
 草刈橋配水管布設工事設計委託

工事費：72,000千円  
 中央監視装置システム更新工事

## Ⅶ. 各課運営方針

10カ年の町の運営の方向を定めた町の最上位計画である「第4次甲良町総合計画（計画期間令和3年度～令和12年度）」では、町の将来像として、

「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち～住む人が誇りに思う町をめざして～」を掲げています。

これを実現するため、総合計画に定めるまちづくりの基本目標5つを始め、総合計画に内包された「第2期甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で特に力を入れている4つの重点プロジェクトの実施が各課には求められています。

また、令和4年4月から過疎地域に指定された本町では、持続発見的なまちづくりの実現への方策を定めた「甲良町持続可能な地域づくり計画」において示した11の指針に基づき、ハード・ソフト両側面からの施策を進めていく必要もあります。

以下に示すこれらの目標等は町全体の基本的な政策目標となるものですが、各課はこれらを踏まえ、来年度における課としての運営方針を次ページからのとおり定めています。

### ○第4次甲良町総合計画 基本目標

- 基本目標1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造
- 基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」
- 基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会
- 基本目標4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町
- 基本目標5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

### ○第2期甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略 重点プロジェクト

- 重点プロジェクト① 若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する
- 重点プロジェクト② 新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備・発信する
- 重点プロジェクト③ 「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実
- 重点プロジェクト④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する

### ○甲良町持続可能な地域づくり計画 基本理念及び指針

基本理念 時代に <sup>さき</sup> 魁 <sup>け</sup>、皆で協えるまち甲良

- 指針1 内発的発展に向けた 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の推進
- 指針2 地域活性化のための産業振興と雇用創出
- 指針3 住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進
- 指針4 住民の日常生活を支える交通網の整備
- 指針5 定住を支える基盤の確保
- 指針6 健康で幸せな生活を送るための環境整備
- 指針7 誰一人取り残さないための医療体制の確保
- 指針8 次世代育成に向けた教育の展開
- 指針9 持続発見的な集落運営組織の構築
- 指針10 住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用
- 指針11 豊かな地域づくりに向けた再生可能エネルギーの活用

# 令和 6年度 各課運営方針

所属名	議会事務局
所属長名	橋本 浩美

## 1. 課の基本方針

1. 「甲良町議会基本条例」が制定予定である。町民に身近な意思決定機関として、議会および議員の活動の活性化と充実のために必要な基本事項を定めたものである。条例に沿った公正で町民に開かれた議会運営となるよう努める。

また、議決機関として、町民に信頼され、その負託に応えていけるよう、議員の議会活動を補佐する。

2. 監査委員を補佐し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営を確保するよう努める。

## 2. 課の重点施策

1. 「甲良町議会基本条例」に沿った議会運営になるよう、議会事務局はその事務の処理を行う。

2. 監査委員が、公金出納や行政監査を効率的に行い、チェックが強化できるよう、提出資料等の改善などを提案する。

# 令和 6年度 各課運営方針

所属名	会計室
所属長名	福原 猛

## 1. 課の基本方針

- (1) 出納業務の適正な管理
  - I 適正で効率的な会計事務の推進
  - II 正確かつ迅速な審査の実施を行う
  - III 支払処理遅延防止の働きかけを行う
  - IV 正確な決算書の作成
  - V 日々の歳入歳出現金と財務会計システムとの照合を徹底する
- (2) 会計事務の改善
  - I 公金取扱いに係る件数の削減により一層取り組む
  - II 金融機関との適切な調整、連携を行う
  - III 役割担当に応じた会計知識の習得を行う

## 2. 課の重点施策

- (1) 会計事務では本町の事務事業の遂行にあたり、条例、規則等を理解したうえで、正確かつ迅速に執行する必要があるため、職員に求められる会計知識の習得とともに、各部署において高いコンプライアンス意識が確立できるよう目指す。  
支払遅延が起こりうるリスクを避け、住民の皆様に信頼されるよう努める。  
日々の歳入歳出現金を適正に管理し、財務会計システムとの照合を徹底することにより、決算調製の確実な進捗管理に努める。
- (2) 金融機関において出納事務に係る手数料の値上げ要請が発生していることから、様々な手数料件数の削減を図るとともに、適正な事務執行に努める。  
指定金融機関と密接な関係を築き、トラブルを防ぐとともに、トラブル発生時の迅速な対応に努める。  
会計事務に携わる職員のスキルアップを目指し、働きやすい職場環境を整備する。

# 令和 6年度 各課 運営 方針

所 属 名	総務課
所 属 長 名	中村 康之

## 1. 課の基本方針

1. 庁内調整機能の強化を図ると共に行政改革を進め、行政運営の実効性を高める。
2. 人材育成に向け、職員研修及び働き方の充実を図るとともに人事評価制度の円滑な運用を進める。
3. 財政健全化に向け改善を進めるとともに、予算執行を適正に管理し、健全な財政運営を図る。
4. 防災基盤の強化を図り、情報伝達環境の充実・運用に努める。
5. 交通安全や防犯施策を始めとして、安全で安心な住みよいまちづくりに努める。
6. 町有財産を適正に管理し、未利用財産の処分を進める。

## 2. 課の重点施策

1. 行政運営の実効性向上
  - (1) 例月課長会について、甲良町課長会議運営要綱の目的に立ち返り、単なる連絡会に留まらない組織目標達成のため政策協議の場としての機能強化を図る。
  - (2) 行政手続きのデジタル化を推進し、デジタル社会の実現に向けて構造改革を進める。
2. 人材育成の強化
  - (1) 甲良町やる気職員づくり指針（人材育成基本方針）を適切に見直し、職員の能力開発を進めて組織全体の底上げとともに、働きやすい職場環境の推進を図る。
  - (2) 人事評価制度の円滑な運用と精度向上を図り、職員の能力や実績を適正に把握できる体制構築を継続して実施する。
3. 財政健全化の推進と適正管理
  - (1) 財政健全化計画に基づく改善プログラムの進捗管理を適切に行う。
  - (2) DX推進に伴う財務事務の適正な見直しと正確な事務処理に対する認識の徹底を図る。
4. 防災基盤の強化
  - (1) 職員その他関係者に対する地震、風水害その他の災害への対応について知識習得機会の確保に努め、災害発生時には速やかに初期態勢を整えられるように訓練して、災害の影響、被害を最小限に抑える。
  - (2) 耐用年数を超えつつある町防災無線の更新その他防災機器について適切に整備保守し、災害発生に備える。
5. 交通安全や防犯施策
  - (1) 教育委員会の設置している甲良町通学路交通安全推進協議会とも協働し、通学路の安全点検の実施、安全対策の検討を定期的に行い、通学路の交通安全の充実を図る。
  - (2) 住民の交通安全・防犯意識の強化のため、彦根交通安全協会甲良支部や彦根犬上防犯自治会甲良支部と共に啓発や制度広報を充実させる。
  - (3) 町の管理する防犯灯のLED化改修を計画的に行うとともに、必要な個所への新規設置を進め、安全で明るい地域づくりを推進する。
6. 町有財産の適正管理
  - (1) 令和5年度から進めている普通財産の再調査を継続し、町管理物件と集落管理物件について分類の明確化を進める。分類完了後、各集落と管理協定について締結を進める。
  - (2) 行政財産、普通財産の区別なく、未利用財産の利用可能性について庁内横断的に検討し、町での利用が見込まれない財産について譲渡その他により整理を進める。
  - (3) 甲良町公共施設等総合管理計画に基づき類型ごとに方針を定めた個別施設計画に関し、施設管理者との協議を持ち、個別施設計画の下に作成すべき施設毎の管理計画の策定を推進する。
  - (4) 老朽化の進む庁舎の適正な管理を行い、必要な修繕や設備更新を行う。

# 令和 6 年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	企画監理課
所 属 長 名	熊谷 裕二

## 1. 課の基本方針

1. DX の取組みを一層推進し、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図る。
2. 外部の人材やリソースの活用により、集落コミュニティの活性化に取り組む。
3. 地域公共交通の維持・効率化を図り、住民の移動手段の確保、利便性の向上を図る。
4. 産業集積地の産業誘致を早期に進めるため、開発事業者募集に向けた課題の解決を進める。
5. ふるさと納税による寄付のさらなる獲得を図る。

## 2. 課の重点施策

### 1. DX の推進

#### (1) 自治体情報システム標準化の着実な推進

導入期限 (R8 年 4 月) までに、6 町 DX 推進会議の議論を深め、スケジュールの着実な実施と、最大限の経費節減を図る。

#### (2) 役場に行かない入札制度の拡大

電子入札拡大や郵便受付により、業者の負担軽減と、1 者応札の高騰抑制を図る。

基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策 3 : デジタル化 基本施策 : ①行政手続きのデジタル化

### 2. 集落コミュニティの活性化

#### (1) 地域おこし協力隊の導入

地域おこし協力隊の外部人材を導入し、地元農業団体によるブドウ栽培等の農業研修を通じて、町内の農業後継者の育成を図る。

基本目標 1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

政策 1 : 農業 基本施策 : ①集落農業の再構築、集落営農組織・認定農業者の育成

基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策 2 : 協働 基本施策 : ④自治基盤、まちづくり団体の育成・充実

### 3. 地域公共交通の維持・効率化

#### (1) 近江鉄道の上下分離方式の実施

県と沿線市町と連携し、近江鉄道の上下分離方式に伴う財政支援を行う。

#### (2) 愛のりタクシーの円滑な運営

湖東公共交通活性化協議会 (1 市 4 町) による円滑な事業展開を図る。

#### (3) 甲良線 (湖国バス) の赤字削減

R5 年から検討開始した「週末・祝日の運転取止」の、関係機関との協議を進める。

基本目標 4 定住を支える確かな基盤と環境を持つ町

政策 4 : 道路公共交通 基本施策 : ④公共交通ネットワークの形成

### 4. 産業誘致のための課題解決

地元集落との交渉を進め、進入路部分の民地買収を行い、県の産業立地推進室の支援を求めながら、早期の開発事業者の公募を行う。

基本目標 1 農業・農村を活かす産業振興・雇用創造

政策 2 : 商工業 基本施策 : ②新たな産業誘致・育成

### 5. ふるさと納税による寄付の獲得

役場内の関係課や、商工会や道の駅などと協力し、新たな返礼品の開発と掘り起こしに取り組み、寄附者にとって魅力ある返礼品の品揃えを増やし、寄附の増額を図る。

基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり

政策 1 健全な行財政運営を推進する : ③自主財源の確保

# 令和 6年度 各課運営方針

所属名	税務課
所属長名	望月 仁

## 1. 課の基本方針

1. 徴収事務の適正化を図る。
2. 税務事務の共同化を図る。
3. 安定的な国民健康保険財政の推進を図る。
4. 公平・公正な課税事務の推進を図る。

## 2. 課の重点施策

1. 徴収事務の適正化
  - (1) 公平・公正な徴収事務を実現するため、今年度も引き続き滞納者に対する財産調査を徹底し、催告書等に応じない悪質な滞納者に対しては、積極的な滞納処分を行う。
  - (2) 納付相談において、納税者の生活実態等を十分に把握した上で、早期完納が出来るよう納付指導を行う。
2. 税務事務の共同化
  - (1) 滋賀県および湖東地域の4町が合同で徴収事務を行うことにより、事務の効率化を行う。
  - (2) 県と町が一層連携することにより、滞納額の縮減をすすめる。
3. 国民健康保険財政の推進  
国民健康保険財政の健全化に向け一層の適正賦課に取り組むとともに、収納率を高めるための手法等について検討を行う。
4. 公平・公正な課税事務の推進
  - (1) 各税目とも課税対象の把握に務め、適正な評価・賦課に取り組む。
  - (2) 固定資産税については、航空写真等を活用し土地および家屋の現況調査を実施し、課税漏れ解消に取り組む。

# 令和 6 年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	住民人権課
所 属 長 名	西村 克英

## 1. 課の基本方針

1. 窓口業務迅速対応推進  
笑顔であいさつ、迅速で親切丁寧な対応に心がける。
2. マイナンバーカードの普及とコンビニ交付の推進
3. 国民健康保険事業の健全化  
第3期データヘルス計画に基づく保健事業の推進、国民健康保険事業の財政安定化と健全運営。
4. 福祉医療助成推進により、定住化の促進・子育て支援・障害者支援・高齢者支援を推進する。
5. 後期高齢者医療健診業務により、生活習慣病を早期に発見し、介護予防など早期の受診治療に努める。
6. 快適な暮らしを支える環境衛生の推進
7. 人権施策の推進
8. 墓地公園事業の販売促進

## 2. 課の重点施策

1. マイナンバーカードの普及とコンビニ交付の推進  
令和5年10月15日現在のマイナンバーカードの交付率が74.8%と低率（ワースト2位）であるため、令和6年度末の交付率が100%に近づくよう、HP・広報で啓発に努める。（交付率 全国平均77.1%、県平均74.8%）  
また、コンビニ交付の件数は、令和5年4月から9月の6ヶ月間で315件であるが、令和6年度は800件/年に近づくよう、HP・広報・窓口啓発に努める。
2. 国民健康保険事業の健全化  
第3期データヘルス計画（R6～R11）による地域の医療課題を明確にし、より効果的な保健事業を展開することにより、住民の健康づくりの増進と医療費の抑制を図る。  
令和9年度保険料（税）統一に向けて、国保税が段階的に値上げとなることから、被保険者への周知徹底を図る。
3. 福祉医療費助成制度  
令和6年度から高校生世代の医療費は、滋賀県が負担する（一部負担あり町で支援）。また、精神障害への支援も一部充実されたが、さらに必要な方への支援に対し、制度設計を行う。
4. 後期高齢者医療健診業務  
これまでの健診対象者は、ごく一部の方に限られデータヘルス計画のデータとして活用しがたいことから、今後は多くの方が受診対象となることから、受診率の向上に努める。  
また、健診結果により必要な方に対し、現在取り組む「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、生活習慣病の早期発見、介護予防など早期の受診治療に努める。
5. 粗大ごみの戸別回収  
ゴミ出しの機会を増やし、住民サービスの向上を図る。また、合特事業の支援達成に向けて新たな事業とする。（株）イーサービス R7 末達成率見込み約30%  
また、戸別回収を実施することにより、ゴミ分別が徹底され、ゴミ減量につながる。
6. 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）合理化事業計画の運用と管理  
町が行う合理化事業計画（10年間）に基づき行う対象業者への代替業務支援についての適切な運用と管理を行う。また、支援額達成後も業務の安定を保持する。
7. 人権施策の推進 人権施策基本計画に基づく諸施策の推進
8. 墓地販売促進  
墓地区画の販売に向けて、特に町外へのPRを積極的に行うなど販売促進に努める。

# 令和 6年度 各課 運営 方針

所 属 名	保健福祉課
所 属 長 名	山崎志保美

## 1. 課の基本方針

1. 地域福祉・社会福祉の推進
2. 健康（保健・介護予防）づくりの推進
3. 妊娠・出産・子育て支援の推進
4. 高齢者福祉の推進
5. 障害者（児）福祉の推進

## 2. 課の重点施策

1. 地域福祉・社会福祉の推進
  - (1) 社会福祉協議会、地域との連携により、ボランティアの発掘、育成に努める。
  - (2) 民生委員児童委員、ボランティア団体等と連携しながら、支え合いによる地域福祉の推進を図る。
  - (3) 県、社会福祉協議会等の関係機関との協働により、生活保護、生活困窮などの相談支援に努めるとともに、保健、福祉の身近な相談窓口としての機能強化に努める。
2. 健康（保健・介護予防）づくりの推進
  - (1) 健康寿命の延伸とともに健康増進と介護予防の推進を図る。
  - (2) 介護予防を見据えた健康づくりを保健師・管理栄養士、運動指導士等と連携し実施する。
  - (3) 健康推進員との連携を図り、特定健診・各種がん検診の受診率を高めるための広報啓発に取り組み、疾病予防・早期発見のための健康相談や個別指導に努める。
  - (4) 感染症予防、重症化予防のため、乳幼児や高齢者の予防接種における接種率向上を図る。
3. 妊娠・出産・子育て支援の推進
  - (1) 妊産婦健診公費負担、新生児訪問指導を行い、妊娠期から子育て期の親子の健康づくりに歯科衛生士や管理栄養士等の専門職と連携を図りながら取り組む。
  - (2) 助産師や保健師が訪問・面談を行いながら、妊娠期からの伴走型支援に取り組む。
4. 高齢者福祉の推進
  - (1) 高齢者のサークル活動や老人クラブ、いきいきサロン活動への参加を促進し、社会参加意識の向上や生きがいづくりを高める。
  - (2) 高齢者の保健・医療・福祉などの生活に関する総合的・専門的な相談対応を行う。
  - (3) 介護事業者や民生委員児童委員、老人クラブ等との連携を密にし、日常的な情報収集に努める。
  - (4) 筋力向上、栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防、転倒予防、認知症予防、また高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、介護の重症化予防を推進する。
  - (5) 認知症キャラバンメイトおよび認知症地域支援推進員の活動を通して、認知症に対する地域理解と協力を促進し、認知症の方やその家族を地域で見守り、支え合う支援体制の充実・強化を図る。
5. 障害者（児）福祉の推進
  - (1) 障害に対する地域理解と協力を促進するため、広報活動および湖東福祉圏域での障害者理解促進研修・啓発事業に取り組む。
  - (2) 必要な人に必要なサービスが充足できるよう、湖東福祉圏域での支援体制整備を図り、相談支援事業所および基幹相談支援センターとの連携に努める。
  - (3) 障害のある方の情報入手やコミュニケーション手段の充実のため、広報誌やインターネット等を活用した情報提供に努め、手話奉仕員の育成を推進する。

# 令和6年度 各課運営方針

所属名	産業課
所属長名	宮川 哲郎

## 1. 課の基本方針

1. 集落農業の再構築と活性化
2. 農業者への支援
3. 観光資源の整備と強化
4. 鳥獣害防止対策の推進
5. 中小企業者への支援
6. 防災道の駅の事業推進

## 2. 課の重点施策

1. 集落農業の再構築と活性化
  - (1) 農業者の減少や高齢化、遊休農地の拡大により、農地として適正に利用されなくなってしまうために、次世代に着実につなげていくよう地域計画を策定する。  
(関連法令：農業経営基盤強化促進法)
  - (2) 環境保全型農業直接支払制度、更新時期となる世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業及び農業再生協議会に関する事業など、農村環境保全及び農業振興を図るための事業を進めていく。
  - (3) 地域の将来の農地利用の姿を明確に映し出すことができるよう、目標地図作成に取り組んでいく。
2. 農業者支援  
生産者の高齢化問題も含め安全・安心な農産物の供給と需要のバランスが保たれるよう、道の駅等と共同し担い手の人材育成を図る。
3. 観光資源の整備と強化
  - (1) 機会あるごとに甲良町をPRするために、イベントなどへの参画を図る。そのためには、観光協会のパワーを発揮できるよう支援していく。  
※通常イベント：高虎サミット（三重県熊野市）、津まつり、日光東照宮秋季大祭
  - (2) 歴史と文化、自然環境を融合させたプチイベントの開催や道の駅やこうらウエルネス・ツーリズム、また、関係市町及び団体とも協働し事業を進めていく。
4. 鳥獣害防止対策の推進
  - (1) 令和5年度は農作物を荒らす動物が金屋を中心に広域で捕獲又は目撃されている。その対策を猟友会のみにも頼るのではなく、住民との共同実施できる対策を実施するためのノウハウを得る。
  - (2) R5では全頭捕獲を目標に檻を設置しているが、効果が薄いため、サルに対しての個体数調整を継続することで、獣害防止に取り組んでいく。
5. 中小企業者への各種支援
  - (1) ハローワーク、呉竹センター、長寺センターとの情報連携を深め、現代の働き方改革の動向を注視し、就職を斡旋していくよう継続して進めていく。
  - (2) 商工会との業務連携を深めるためにも、産業課からの一方通行のかかわり方ではなく情報連携を深めていくためにも、双方向からの連携を行う。
6. 防災道の駅の事業推進  
産業課が窓口となり、総務課および建設水道課と連携し、防災道の駅としての機能の充実を図る。

# 令和 6年度 各課 運営方針

所 属 名	建設水道課
所 属 長 名	村岸 勉

## 1. 課の基本方針

人口減少のなか、定住を支える確かな基盤と人と自然が共生できる安全安心な環境を整備し、住民ニーズに即した公共サービスを安定的に提供していく。

- 1) 上水道事業の水量・水質の確保及び経営の安定化
- 2) 公共下水道事業の健全で安定的かつ適正な事業経営
- 3) 道路公共交通の機能性向上および快適性、安全性の確保と災害への対応措置
- 4) 都市公園の利用促進及び維持管理の向上
- 5) 土木系技術職員の技能向上と後継者育成、技術職の確保
- 6) 町営住宅の適正な管理と改良住宅譲渡の促進
- 7) 住宅新築資金等貸付金の回収促進
- 8) 空家対策の推進
- 9) 地籍の明確化

## 2. 課の重点施策

1. 水道包括管理委託および上下水道整備維持事業  
安定供給が可能な水道、まちの機能を維持する下水道および健全な経営を持続し、公共サービスを安定的に提供する。
2. 上下水道料金改定  
上下水道事業の安定的な経営を行うため、料金改定についての検討を行い、持続可能な上下水道経営を行う。
3. 上下水道料金未収金対策事業  
法的措置を含め弁護士委任等を行い上下水道料金未収金の回収強化を行い、公平性を担保するとともに経営の安定化を推進する。
4. 町道維持管理・社会資本整備交付金事業（道路関係【防災・安全】）  
道路施設（舗装、付属物、橋梁）を適切に維持管理することにより、町民の命と暮らしを守り、道路の安全かつ円滑な交通を確保する。
5. 都市公園管理事業  
住民のスポーツレクリエーションニーズに応えるため、施設の適正な維持管理を行うとともに、民間活力等を含め利用促進を行う。
6. 現場技術員委託事業  
民間活力を導入し土木行政の推進を図り、行政サービスに努め、職員育成の効果も高める。
7. 住宅管理事業の推進  
公営改良住宅の適正な維持管理修繕（用途廃止を含む）を行い、住宅使用料徴収を行うとともに、改良住宅については譲渡を推進する。
8. 新築資金回収事業  
地区住民に対して貸付けた住宅新築資金等貸付金の収納・滞納整理を円滑に進めていく。（滞納者に対して督促等の通知、裁判所を利用した法的手続きの実施）
9. 住宅対策事業の推進  
住宅の耐震化等を含め快適な住環境整備を推進するとともに、増加する空家の対策を行う。
10. 地籍調査事業  
計画的な年次計画に基づく地籍調査の実施による、災害時に対応した土地の利活用の推進

# 令和 6年度 各課 運営方針

所 属 名	長寺地域総合センター
所 属 長 名	大 野 正 人

## 1. 課の基本方針

長寺地域総合センター（ふれあいの館）は、人権啓発及び東小学校区の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営を進める。

### 1. 相談事業

- ①職業相談の充実 ②就職者の職場定着指導 ③就職希望生徒が在籍する高校との連携
- ④教育相談の充実

### 2. 福祉事業

- ①地域福祉の推進 ②社会保障の確保 ③保健衛生の推進

### 3. 教育事業

- ①児童・生徒の育成 ②各種社会教育団体の育成 ③家庭教育推進事業
- ④人権啓発を目的とした現地研修

## 2. 課の重点施策

### 1. 相談事業

#### ① 職業相談

就労担当が窓口となり、彦根公共職業安定所、産業課と連携して対応する。

#### ② 生活相談

センターが窓口となり、保健福祉課、社会福祉協議会と連携して対応する。

#### ③ 教育相談

専門員が窓口となり、東小学校区の子どもを対象に各校園及び高等学校、子育て支援センターと連携して対応する。

### 2. 福祉に関する取り組み

高齢化社会の現状を踏まえて、高齢者福祉に力を入れた施策を行っていく。保健福祉課、社会福祉協議会とも連携して情報共有を行っていく

#### ① 隣保館デイサービス事業（ふれあい会）

#### ② 地域サロン（長寿会）

地域のボランティアによる、高齢者の介護予防といつまでも地域で生き生きと暮らせる仲間づくりの集い活動を支援する。

#### ③ 生活習慣病予防教室

#### ④ コグニサイズ教室

### 3. 教育に関する取り組み

教育委員会、各校園と連携し、東小学校区内の教育に力を入れていくとともに、町外への啓発活動も行っていく。

#### ① 学力補充教室（長寺塾の拡充：より多くの生徒を受け入れるため、講師数の確保に努める）

#### ② 小中自主活動学級

#### ③ 解放合宿（小学校6年生）

#### ④ 現地研修 県内の小学校、中学校、高校の職員に向けて人権研修受入の中で長寺区の歴史を踏まえ、「ゆずのだいどこ」で収穫した柚子を加工し試食提供することにより「ゆずのだいどこ」の啓発活動に繋げる。

# 令和 6年度 各課 運営 方針

所 属 名	呉竹地域総合センター
所 属 長 名	上 田 真 司

## 1. 課の基本方針

1. 地域住民（呉竹住民をはじめとする西学区住民）の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また、地域住民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、その計画に基づいて事業を実施する。
2. 地域住民の自立支援を基本とし、関係機関およびボランティア等との連携を図る。
3. 常に中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるよう運営に努めるとともに、住民交流の拠点となるべく事業を実施する。
4. 地域住民のあらゆる相談に対応するための窓口を設置し、関係機関等との連携を図りながら迅速かつ適切な対応に努める。
5. 地域住民の安定した生活を図るため、教育、福祉、就労等に必要な支援を行う。

## 2. 課の重点施策

1. 事業計画の策定  
年度当初に必ずセンター運営委員会を開催し、事業計画の協議を行い、事業計画を策定する。
2. 自立支援  
住民、自治会、各種団体の相談や支援を行いつつ関係機関と連携し、自立・自主運営に向けたサポートに徹していく。
3. センター利用の活性化  
(1) センターのことを多くの方に知ってもらうため、機会あるごとにPRし、広くセンター利用を促す。  
(2) 利用の少ない高校生から高齢者未満までの世代において交流できる事業を実施する。
4. 総合窓口の設置  
人権、生活、福祉、就労、教育などあらゆる相談に対応できる窓口の間口を広げ、滋賀県・町・教育機関・人権センター・彦根公共職業安定所などの情報収集に努めると共に、関係機関への取り次ぎをはじめ相談の解決を図る。
5. 住民支援  
(1) 甲良西小学校と連携し、自主活動学級による学習支援を行う。甲良中学校と連携し、学習塾による学習支援を行う。  
(2) デイサービス事業を継続し、高齢者の介護予防を図る。コグニサイズ教室を軌道に乗せ、保健福祉課とも連携し、認知症予防を進める。  
(3) 気軽に就労相談ができる窓口を目指し、失業者の抑制、再就職の実現に力を入れる。産業課や彦根公共職業安定所と連携し、就労に向け取り組む。

# 令和 6年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	教育総務課
所 属 長 名	大野 けい子

## 1. 課の基本方針

1. 教育委員会会議を運営し、甲良町総合計画・基本目標に基づき事務の管理、点検を行う。
2. 保護者ニーズの掌握に努め、幼小期の学習習慣定着の基礎づくりと保護者支援を実施する。
3. 子どもが安全でかつ快適に過ごせる施設整備の充実を図る。
4. 子どもの育ちを支援し、保育内容のさらなる充実に努める。
5. 保育の資質向上や職員の働き方改革を進める。
6. 妊娠期から切れ目なく安心・安定した子育てを支援する。

## 2. 課の重点施策

1. 教育に係る事務の管理、点検  
○教育委員会の会議を運営し、所管の事務、予算及び経理を確認し適正化を図る。
2. 教育内容の充実  
○子どもの学力向上支援・保護者支援事業（教育改革検討委員会）  
幼児期、幼児世帯の家庭環境の在り方を課題として捉え、家庭支援・子育て支援の充実を目指す。子どもの学習意欲や家庭での学習習慣の定着、保護者への支援を進める。
3. 保育施設、学校施設の充実と環境整備  
○学校遊具の点検・改修  
子どもの安全な学習環境を整えるため、点検結果で不良が指摘された遊具の撤去と新たに設置を行う。遊具を使用し、子どもたちの健康としなやかな身体作りを進める。また、近年課題となっている子どもの体力低下を解消し、子どもたちの柔軟性や敏捷性を養い、ケガをしない体づくりや体力向上を図る。
4. 地域に開かれた園づくり  
○早寝早起き朝ごはん推進事業  
子どもたちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着の重要性を伝える取組を促進する。
5. 職員確保、働き方改革  
○こども園 ICT 化推進  
システム構築のための LAN 整備を進める。園児の安全を確保するため出欠席の管理や指導要録をはじめ行動記録などを一律に管理し、園職員が情報共有できるようにする。また保育教諭の文書管理ペーパーレス化、業務量の軽減につなげる。
6. 子育て支援の充実  
○教育発達支援事業  
幼児から高校生相当までを対象に、保育・発達・学習・生活等に支援を要する子どもとその保護者に対し、個々の課題に応じた関わりを一緒に考え、発達相談・発達支援等、必要とされる支援をおこなう。

# 令和 6年度 各 課 運 営 方 針

所 属 名	学校教育課
所 属 長 名	橋本善明

## 1. 課の基本方針

甲良町教育方針に示されている学校教育方針に基づき、事業を展開していく。  
人権尊重の願いを基盤とし、町が抱える教育課題の変化と本質に真摯に向き合い、知・徳・体の調和のとれた、未来を開く心豊かでたくましい人づくりを目指す。また、郷土に誇りを持ち、郷土の発展に寄与できる人づくりと、それを支える教育環境づくりを進めることを学校教育の基本とする。

- 1 教育内容の充実
- 2 教育環境の整備と充実
- 3 教職員の資質向上と働き方改革
- 4 地域に開かれた学校づくり
- 5 人権教育の推進

## 2. 課の重点施策

- 1 教育内容の充実
  - 支え励まし認め合う人間関係の構築と、きめ細かな個別指導や、わかる・できる授業の創造により、確かな学力を身につける。
  - 本格的な外国語を直接聞いて言語や文化について体験的に理解を深め、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養ったり、異文化理解についての学習を深める。
  - 主体的に取り組む学習態度を育成するために地域教材を積極的に活用し、身近な地域のくらしや安全な町づくりについての知識理解を深め、持続可能な町づくりや社会的な見方や考え方を育む。
- 2 教育環境の整備と充実
  - 教育効果を十分に発揮するため、教材備品の充実を図るとともに、安心・安全な学校環境を目指す。
  - 経済的な困難から子どもの健康や学習機会が損なわれないように努める。
- 3 教職員の資質向上と働き方改革
  - アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応できる力量を高める。
  - 「チーム学校」の考えのもと効果的に連携・分担し、組織的・協働的に課題解決に取り組む。
  - これまでの働き方を見直し、学校の業務改善に取り組む。
- 4 人権教育の推進（インクルーシブ教育の推進）
  - 同じ場で共に学ぶことを追求すると共に、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えた適切な指導と必要な支援を行う。

# 令和 6年度 各課 運営 方針

所 属 名	社会教育課
所 属 長 名	中川 一樹

## 1. 課の基本方針

1. 2025年「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」開催に向け滋賀県への協力と住民へ向けた機運の醸成に取り組むとともに、この機会を活用しスポーツ協会など関係機関と連携した生涯スポーツの推進を図る。
2. 地域の歴史文化の発掘と利活用に取り組み、住民の郷土に対する誇りやまちづくりに対する当事者意識の醸成を図る。
3. 「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」、「甲良町人権施策推進基本計画」を基本として町民一人ひとりの参加による明るく住みよい町の実現に向けて人権教育を推進する。
4. 図書館は、町民全体の生涯教育を支援するため、より高度化・多様化する町民の学習・情報ニーズに迅速かつ的確に対応するため、図書資料や情報の収集・整理・閲覧・貸出・保存等の充実に努める。

## 2. 課の重点施策

### 1. スポーツの振興

滋賀県が開催する2025年「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」のボウリング競技の運営について県とともに犬上郡3町が協力して大会の成功に向けて取り組む。

開催前年となる2024年度は、11月開催を予定しているリハ大会に向けて協力して取り組みを進める。

また、この機会に広く町民が、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができる環境に向けて取り組む。

### 2. 地域の歴史文化の発掘と利活用

次世代を担う子どもたちに郷土への誇りと郷土を愛する心を育てるための事業を実施する。具体的には令和3年度まで実施していた「せせらぎ探検隊」を内容を再整備して実施する。

### 3. 人権教育の推進

「甲良町人権教育推進協議会」を中心とした人権教育推進体制のもと、人権教育を総合的かつ効果的に推進する。

また、これまでの施策を継続するだけでなく、多様化、複雑化する人権問題に対応出来るよう必要に応じて事業の見直しを図る。

### 4. 社会教育推進体制の整備

生涯学習施策の推進に向けて図書館の充実を図る。

- (1) 町民の「知る権利」を保障し、学習を支えるよう努める。
- (2) 常に新しい図書資料が提供できるよう努める。
- (3) 予約・リクエストサービスや県立図書館との連携を通じ、図書館への信頼を確立します。
- (4) こども園・学校（学校図書室司書）・地域等と連携し、乳幼児期から高齢者までの読書環境づくりに努める。
- (5) お互いの人権を尊び、親しみやすく、利用しやすい図書館運営に努める。
- (6) 図書館の補修に努め、施設設備の更新を順次行う。

## Ⅳ. 主要施策の概要（令和6年度新規重点事業）

### 1 新規重点事業一覧

令和6年度当初予算において、重点的に実施する事業としているもの、また新たに開始する事業の一覧となります。

※予算を伴わない事業であっても、関連の深い款・項・目を記載しています。

※表中の「細目」は予算書に記載の「目」以下に、予算執行や経理を円滑に行うため、より細分化するために設けている区分になります。

※各事業の予算額は、予算書歳出事項別明細書の備考欄に記載した数値の内数となっている場合があります。これは予算書は目内各細目に計上された同一名称科目の予算金額を合算して記載しているためです。

#### ◎ 一般会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	細目	名称	予算額
1	総務課	重点	02	01	01	01総務一般管理費	課長会議運営事業	-
2	総務課	重点	02	01	01	03職員研修事業	人材育成強化事業	1,453
			02	01	01	01総務一般管理費		568
3	総務課	重点	02	01	02	02例規集整備	アナログ規制点検・見直し事業	4,400
4	総務課	新規	02	01	02	02例規集整備	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う例規整備事業	660
5	総務課	重点	02	01	03	01財政管理費	財政健全化推進事業	-
6	総務課	新規	02	01	04	01一般財産管理事業	役場電話交換機設備更新事業	3,773
7	総務課	新規	02	01	04	01一般財産管理事業	町有施設LED照明整備事業	3,879
8	企画監理課	重点	02	01	05	03ふるさと納税推進事業	ふるさと納税推進事業	75,076
9	企画監理課	重点	02	01	05	06定住化促進事業	地域おこし協力隊事業	4,800
10	企画監理課	重点	02	01	05	06定住化促進事業	空き家除却推進事業	4,000
11	企画監理課	重点	02	01	06	01電子計算管理事業	自治体情報システム標準化対応事業	256,477
12	総務課	重点	02	01	08	01交通安全対策事業	交通安全対策事業	2,445
13	企画監理課	重点	02	01	08	02公共交通対策事業	予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）運行事業	15,523
14	企画監理課	重点	02	01	08	02公共交通対策事業	近江鉄道線輸送安全確保事業	28,320
15	総務課	重点	02	01	11	01防犯対策事業	防犯対策事業	2,580
16	税務課	重点	02	02	02	01賦課徴収事業	固定資産調査のための航空写真撮影事業	4,103
17	保健福祉課	重点	03	01	01	01社会福祉総務管理事業	甲良町福祉活動専門員設置費補助金	11,000
18	保健福祉課	新規	03	01	01	01社会福祉総務管理事業	障害者福祉大会補助金	150
19	住民人権課	重点	03	01	01	05福祉医療助成事業	福祉医療費助成事業（重度心身障害者（児）・老人、高校生）	4,436
20	住民人権課	新規	03	01	01	11援護事業	平和の礎整備事業	2,000
21	企画監理課	新規	03	01	01	13価格高騰対策支援給付金交付事業	低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業	48,885
22	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	01長寺総合センター費	長寺総合センター費(各種相談)	-
23	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	01長寺総合センター費	長寺総合センター費(福祉事業)	3,087
24	長寺地域総合センター	重点	03	01	02	01長寺総合センター費	長寺総合センター費(教育事業)	3,183
25	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	01呉竹総合センター費	呉竹総合センター費(各種相談)	-
26	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	01呉竹総合センター費	呉竹総合センター費(福祉事業)	2,987
27	呉竹地域総合センター	重点	03	01	03	01呉竹総合センター費	呉竹総合センター費(教育事業)	2,169
28	子育て支援センター	重点	03	01	11	01家庭支援事業費	4歳児発達支援事業	1,685
29	保健福祉課	新規	04	01	04	01母子保健事業	甲良町不育症治療費助成事業	150
30	住民人権課	重点	04	02	01	01塵芥処理費	粗大ごみ戸別収集事業	-
31	住民人権課	重点	04	02	01	01塵芥処理費	一般廃棄物処理事業	135,011

	担当課	区分	款	項	目	細目	名称	予算額			
32	産業課	重点	06	01	01	01農業委員会費	人・農地のみらいを考える「地域計画」作成事業	2,745			
33	産業課	重点	06	01	07	01獣害対策事業	ニホンザル個体数調整推進事業	2,590			
34	建設水道課	重点	08	02	03	02社会資本整備交付金事業	社会資本整備交付金事業（道路関係【防災・安全】）	73,720			
35	建設水道課	重点	08	04	01	03住宅対策事業	宅地用地確保事業	5,000			
36	総務課	新規	09	01	02	01非常備消防費	ポンプ操法訓練事業	4,346			
37	総務課	重点	09	01	03	01防災費	町防災行政無線更新事業	10,000			
38	総務課	新規	09	01	03	01防災費	感震ブレーカー等設置推進事業	200			
39	教育総務課	重点	10	01	02	01教育委員会事務局費	子どもの学力向上支援・保護者支援事業	7,000			
40	学校教育課	新規	10	01	03	02教育振興費	社会科副教材「わたしたちの犬上」製本事業	5,407			
41	学校教育課	重点	10	01	03	02教育振興費	海外生徒とのリモート交流試行	625			
42	学校教育課	重点	10	01	03	05児童生徒支援事業	学校図書館司書配置事業	2,679			
43	社会教育課	重点	10	01	04	01人権教育振興費	甲良町人権教育推進協議会活動事業	1,600			
44	教育総務課	新規	10	01	05	01教育施設整備費	甲良東小学校プール解体・フェンス・駐車場整備事業	29,733			
45	教育総務課	新規	10	01	05	01教育施設整備費	こども園ICT設備導入事業	2,438			
46	教育総務課	新規	10	01	05	01教育施設整備費	児童クラブ移転のための東小学校教室改修工事	9,361			
47	教育総務課	新規	10	01	05	01教育施設整備費	町立小学校空調設備改修事業	19,122			
48	教育総務課	新規	10	01	05	01教育施設整備費	町立小学校消防設備改修事業	13,879			
49	教育総務課	新規	10	01	05	01教育施設整備費	西小学校複合遊具整備事業	5,410			
50	社会教育課	重点	10	04	02	02まなびあつまづくり事業	せせらぎ探検隊事業	200			
51	社会教育課	重点	10	04	02	05ふるさと文化振興事業	郷土の先人顕彰事業	400			
52	図書館	重点	10	04	04	02図書整備事業	絵本を通じた親子のコミュニケーション促進事業	187			
53	社会教育課	重点	10	05	02	01社会体育費	国スポ障スポ大会準備事業	97			
54	学校教育課	重点	10	05	03	01学校給食費	学校等給食費無償化事業	22,703			
						03		02	02	01甲良東こども園費	1,898
						03		02	02	03甲良西こども園費	1,935
※右の予算は無償化対象額											

### ◎介護保険事業特別会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	細目	名称	予算額
55	保健福祉課	重点	03	02	01	01介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発事業	410
56	保健福祉課	重点	03	02	01	01介護予防普及啓発事業	コグニサイズ教室	1,129

### ◎下水道事業会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	細目	名称	予算額
57	建設水道課	重点	1	1	2		適正な下水道料金のあり方検討	115

### ◎水道事業会計

(千円)

	担当課	区分	款	項	目	細目	名称	予算額
58	建設水道課	重点	1	1	3		水道施設更新(維持)方針検討	100

## 2 新規重点事業計画書

上に示した新規重点事業の詳細は、次ページから。

整理番号	1
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課			担当者	岩瀬
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和 2 年度から
事業名(事項名)	総務一般管理費 (課長会議運営事業)				計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項	1 目		令和 6 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	甲良町課長会議運営要綱					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり			
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する			
	基本施策	基本施策 2	行政改革の推進			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	課長会議は調整運営の観点から、町政の基本的な方針、重要施策その他の重要事項について協議、論議するとともに、町の各課相互の連絡調整を図ることを目的とする。会議の内容が、単なる情報提供に偏らないよう留意するとともに、活性化と機能向上に向けて取り組む必要がある。					
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>課長会議の開催 (原則月初)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町長、教育長、所属長のほか、町長が指定する者をもって構成</li> <li>・毎月中旬を目途にイントラネットで提案事項を照会。各課には主に次の事項を提案するように依頼する。</li> </ul> <p>(1) 町行政運営の基本方針及びこれに係る年度執行計画に関する事項  (2) 重要な新規事業又は異例に属する事項  (3) 疑義があり又は将来問題となるおそれのある事項  (4) 町の制度又は行政機能に重大な影響を与える事項  (5) 他課に関連があり、特に調整を必要とする事項  (6) 特に重要な行事等に関する事項  (7) 法令の制度改廃等により町の事業運営に重要な影響を与える事項  (8) 課長会議で決定した事項の執行状況に関する報告  (9) 前各号に掲げる事項のほか、各課において課長会議に提案することを必要と認める事項</p>					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	提案事項がある会議の割合：年間10回以上					
特記事項						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
	10需用費		11役務費		12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書		その他		合計	0	

整理番号	2
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	総務課		担当者	森・中山	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度	昭和 30 年度から
事業名(事項名)	職員研修事業 (人材育成強化事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項		1 目
根拠法令・条例・その他計画	地方公務員法、甲良町職員の給与に関する条例・規則				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり		
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する		
	基本施策	基本施策 5	職員体制の整備		
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	1.	内発的発展に向けた 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の推進		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>複雑化・多様化する住民ニーズを的確に捉え、それに応えられる専門的な知識や能力を身に付けた人材を育成する必要がある。</p> <p>そのために厳しい財政事情と限られた人材の中で、職員が能力を発揮しやすい環境を整備し、かつその能力が適切に評価される仕組みを整備して個々の向上心を醸成することにより、組織全体の能力底上げを図る。</p>				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>(1) 甲良町やる気づくり指針(人材育成基本指針)を適切に見直し、職員の能力開発を進めて組織全体の能力底上げおよび働きやすい職場環境の推進を図る。</p> <p>採用からの年数や職階等を考慮した職員が受講すべき研修の充実等、時流を捉えた研修の検討を行い、令和7年度に向けた研修計画の見直しを実施する。見直しを行うにあたっては課長会等により職員への情報共有と意見徴収を行いながら進める。</p> <p>また、人事院勧告や県からの通知等で情報収集を図り、職場環境の改善に資する制度改正を行うとともに、適切に職員への周知を行う。</p> <p>(2) 人事評価制度の円滑な運用と精度向上を図り、職員の能力や実績を適正に把握できる体制構築を継続して実施する。</p> <p>令和4年度から評価マニュアル等について具体的に検討を重ね、令和5年度は評価者向けの研修を実施して評価者のレベル合わせを図った。令和6年度は業績評価にかかる中間評価を始め、令和6年度下期の評価から給与(R7.6期 勤勉)に反映させる予定。</p> <p>また、令和5年度に導入を進めているシステムを令和6年度から稼働させることにより、ルールに従った評価手続きの推進を図っていく。</p>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末までに、次年度研修計画の骨子を策定する。</li> <li>・人事評価制度については上記の計画どおりに必要な手続きを進めていく。</li> </ul>				
特記事項	人事評価については、コンプライアンスの観点からも実施・処遇反映が必要であるが、職員が人材育成やコミュニケーションの推進等の制度の目的を理解し、活用できるよう意識の醸成に注力する必要がある。				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						2,021
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費	750	08旅費
	10需用費		11役務費		12委託料	568
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	643	19扶助費	
予算書		その他			合計	2,021
P29-30						

整理番号	3
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	総務課		担当者	上野	
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	例規集整備 (アナログ規制点検・見直し事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項		2 目
根拠法令・条例・その他計画	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第63号) (デジタル規制改革推進の一括法)				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり		
	政策	政策 3	行政のデジタル化を推進する		
	基本施策	基本施策 1	行政手続きのデジタル化		
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	3.	住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>国のデジタル臨時行政調査会(デジタル臨調)において国の法令に基づく規制について目視規制や対面講習規制等の代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象に、デジタル原則への適合性の点検を調査会が行っている。</p> <p>令和 4 年11月18日付けデ戦第3512号においては地方公共団体においてもアナログ規制の点検・見直しに取り組むよう通知があったところであり、デジタル社会の実現に向けて構造改革を進める必要がある。</p>				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>制度の整備に向けて次の手順が必要となる。(アナログ規制7項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①全所属担当職員の制度の理解、膨大な条項の確認</li> <li>②通知等の収集及び内容確認</li> <li>③デジタル化を阻害しているアナログ規制関連例規の洗い出し</li> <li>④a規制(国、都道府県の法令等に基づいて定めている規制)、b規制(甲良町の条例等に基づいて定めている規制)の区分け</li> <li>⑤根拠又は参考となる法令、通知等の確認</li> <li>⑥担当課への全庁展開・規制の見直し検討、DX推進の検討</li> <li>⑦検討結果を基に条例・規則・要綱・マニュアル類・運用等の改正及び見直し</li> </ol> <p>・各工程とも時間と労力のみならず、対象規定を読み込む能力等専門知識が必要となる。</p> <p>・それに加え、法令違反にならないような正確性も求められるため、担当職員が全て作業を行うのは現実的ではない。専門業者に委託すれば、より正確な洗い出しが可能であるとともに、委託料が発生する半面、本業務に従事するための人件費の削減にもなることから委託業務として予算計上を行うもの。</p> <p>・特に専門性と時間を必要とする上記①～⑤を専門業者へ委託予定。</p> <p>一般的な市町における規模感の見込みとしてはキーワードの対象となるものが9,000条項程度想定され、これを精査し、対応が求められるa規制またはb規制の条項のうち1,000条項程度となる見込み(株 ぎょうせい 調べ)。</p>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	R6で対象となる規定の洗い出しおよび対応方針の決定、R7で例規改正の完了				
特記事項	少なくとも法令に基づき改正が必要となるものについては対応有無の裁量はないことから必ず必要な作業となる。				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
					4,400	4,400
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
予算書		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	19扶助費	
P30		その他			合計	4,400

整理番号	4
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	総務課		担当者	上野	
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	例規集整備 (マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う例規整備事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項		2 目
根拠法令・条例・その他計画	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり		
	政策	政策 3	行政のデジタル化を推進する		
	基本施策	基本施策 1	行政手続きのデジタル化		
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	3.	住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (改正マイナンバー法) の施行に伴い、マイナンバーカードの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し並びにマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関して改正等の検討が必要となる例規の整備についての支援を行うことにより、マイナンバー制度の円滑な実施に資することを目的とする。				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>健康保険証について規定している例規全般について、健康保険証の廃止、オンライン資格確認、資格確認書の導入等に伴う例規整備が必要になる。(30条例想定)</p> <p>主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする</li> <li>・健康保険証を廃止する</li> <li>・マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険資料等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。</li> </ul> <p>手法としては、まず対象例規を洗い出し、整備又は整備の検討が必要な箇所を必要に応じて一般的な整備の考え方や検討すべき事項と共に適示し、例規改正を進める。</p>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	関係例規について整備が完了し、法適応が可能な状態とする。				
特記事項					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					660	660	
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	660
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書		その他		合計	660		

整理番号	5
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	総務課			担当者	村田
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	財政管理費(財政健全化推進事業)				計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	2 款	1 項	3 目		令和 9 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	地方自治法第2条他、地方財政法、その他関係法令 甲良町第三次財政健全化計画 甲良町行財政改革推進委員会設置要綱						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり				
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する				
	基本施策	基本施策 1	健全な財政運営				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>本町は、自主財源に乏しい一方で、高齢化に伴う社会保障事業や大規模自然災害への備えなど、本町を取り巻く環境は厳しさを増していることに加え、公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の改修・建替等、今後も財政需要が見込まれ、財政状況は楽観できる状況にない。</p> <p>このため、財政の健全化を図り、自主・自立の行財政システムの構築、「選択」と「集中」によって、限られた財源を有効に活用するとの認識に立ち、令和4年10月に甲良町第三次財政健全化計画を策定し、改革に取り組むものとしている。</p> <p>この財政健全化計画をより具体化するため、令和5年度に「改善プログラム」を作成したが、財政健全化計画の目標を達成し、町財政の立て直しを行うためには、同プログラムの進捗管理を行うことが重要となる。</p>						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>◎改善プログラムで挙げた18項目の取組項目の進捗管理を行う。 取組項目実施の流れは大きくは以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 取組項目担当課が関係課とともにプログラムに記載の年度別取組計画に基づき年度事業を推進する。</li> <li>2) 年度終了後、担当課は担当取組項目の進捗状況を整理し、総務課へ報告する。</li> <li>3) 総務課は担当課から提出された進捗状況を取り纏め、甲良町行財政改革推進委員会へ提出、意見をもらう。</li> <li>4) 委員会で提出された意見も添え、町議会で報告のうえ、町ホームページで公表する。</li> </ol> <p>総務課は、各担当課が取組計画に従った事業推進ができるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣依頼</li> <li>・各取組項目の推進方法へのアドバイス(外部有識者からのもの含む)</li> </ul>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	令和9年度末財政調整基金残高10億 (年度毎目標については試算できないため、毎年度実績評価でこれに替える)						
特記事項							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						0
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
予算書		その他		合計	0	

整理番号	6
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課				担当者	岩瀬	
事業区分	新規	会計		01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	一般財産管理事業(役場電話交換機設備更新事業)					計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	2 款	1 項	4 目	令和 6 年度まで			
根拠法令・条例・その他計画	甲良町公共施設等総合管理計画							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり					
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する					
	基本施策	基本施策 2	行政改革の推進					
	重点PJ							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	令和4年度冬の時期、寒さにより通信障害が発生したことがあった。電話交換機設備更新することにより、通信設備の安全信頼性を強化する。							
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲良町役場庁舎の電話交換機の老朽化による更新業務。</li> <li>・本業務の施行範囲は、交換機設置調整費、データ設定費、電話機取付調整費、試験調整費、システム設計費、工事中諸材料、廃棄処分費を含む。</li> </ul>							
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	通信障害発生件数：0件							
特記事項								

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						3,773
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費	3,773	11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
予算書		その他			合計	3,773
P31					合計	3,773

整理番号	7
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	総務課		担当者	岩瀬	
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	一般財産管理事業(町有施設LED照明整備事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項		4 目
根拠法令・条例・その他計画	甲良町公共施設等総合管理計画				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり		
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する		
	基本施策	基本施策 2	行政改革の推進		
	重点PJ				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保		
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	甲良町地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに40%削減する目標である。この目標達成のため、二酸化炭素の削減効果の高い省エネ設備へ更新する。				
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎LED未実施場所をLED化する。 1階：会計室、電算室、宿直室、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、給湯室、日直室、倉庫、印刷室、町政情報コーナー、廊下 2階：議場、町長室、男子トイレ、放送室、給湯室、廊下</li> <li>上記場所を一気にLED化する場合、多額の工事費と監理業務が必要となるため、近年地方自治体で採用が進むリース方式での整備を実施予定。大きな省エネ効果のあるLED照明にすることで電気代が浮き、その浮いた金額をリース代に持っていくことで、財政的にはほとんど影響がない見込。</li> <li>・加えて保健福祉センター、長寺・呉竹両地域総合センター、教育関連施設(学校除く)のLED化も同時に実施。</li> </ul>				
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	庁舎内照明全てのLED化による電気料金40%削減				
特記事項	予算は取付工事完了後の令和7年1月から3月分費用				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
					3,879	3,879
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料	3,879	14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
予算書		その他		合計	3,879	

整理番号	8
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	企画監理課		担当者	山本
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	ふるさと納税推進事業				計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項	5 目		令和 - 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	地方税法、所得税法					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり			
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する			
	基本施策	基本施策 3	自主財源の確保			
	重点PJ	重点②	新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備・発信する			
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	10.	住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	ふるさと納税制度は、寄附を通じて居住地以外の自治体を支援することが出来ることに加え、寄附額に応じた地域産品を返礼品として受け取れるメリットがある。全国の自治体では、地域間競争に勝ち抜くために、寄附の動機づけとなる魅力的な返礼品の取り揃えにしのぎを削っているが、国が定める返礼率(3割)や事務費率(5割)や地域産品基準が年々厳格化され、指定を取り消される自治体も出るなど、運用に注意を払う必要が生じている。					
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>○役場内の関係課や、商工会や道の駅などと協力し、新たな返礼品の開発と掘り起こしに取り組み、寄附者にとって魅力ある返礼品の品揃えを増やし、寄附の増額を図る。</p> <p>○近江牛は返礼品として人気が高く全体の8割を占めるが、取り扱いの2店舗が取引辞退されたために寄附額は大きく減じており、新規出店された精肉店の協力を求めて、近江牛の品揃え強化に取り組む。</p> <p>○他自治体の先進例等を研究し、町内自業者の協力を求めて新たな返礼品開発を模索する。</p>					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	ふるさと納税納税額=5,000万円					
特記事項						

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
				50,048	25,028	75,076	
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	112
		10需用費	20	11役務費	692	12委託料	20,115
		13使用料及び賃借料	4,089	14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書		その他	50,048		合計	75,076	
P32-33							

整理番号	9
------	---

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	企画監理課		担当者	中川	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 5 年度から	
事業名(事項名)	定住化促進事業(地域おこし協力隊事業)			計画期間	令和 5 年度から	
事業科目	歳出	2 款	1 項		5 目	令和 8 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	地域おこし協力隊設置要綱					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造			
	政策	政策 1	農業を振興する			
	基本施策	基本施策 1	集落農業の再構築、集落営農組織・認定農業者の育成			
	重点PJ	重点①	若い世代の定住・移住につながる「魅力的な雇用」を創出する			
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	9.	持続発展的な集落運営組織の構築			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	町内農業団体から、農業従事者の高齢化と後継者不足を解消するため、地域おこし協力隊の制度を活用し、町との協働により後継者育成に取り組みたいとの申し入れがあり、同制度に基づき、法養寺の農業研修を通じて後継者育成する事業を実施する。 過去に本町で委嘱した協力隊員は、誰も任期後に定住していないことから、定住し農業従事してもらったための、確かな人選びと、研修内容の充実が求められる。					
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	隊員の雇用形態は、町の会計年度任用職員とし、後継者の育成は、町産業課とも連携し、専門的な知見を有する町内農業団体へ事業委託する。 研修期間は、地域おこし協力隊の制度期間と同じ3年間とし、1年目の基礎研修では、農業の基礎知識や栽培技術を学び、2年目の専門研修では、実際に作物の定植、育成管理を行い、3年目の自営研修では、自主管理の比率を上げる中で自営に向けた就農計画の準備を行うことを想定している。					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	地域おこし協力隊の委嘱					
特記事項						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						4,800
		主な特財内容 (全額特別交付税算入)				
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	01報酬	2,823	07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書		その他	475		合計	4,800

整理番号	10
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課		企画監理課		担当者	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	定住化促進事業 (空き家除却推進事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項		5 目
根拠法令・条例・その他計画					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町		
	政策	政策 6	居住環境を整備する		
	基本施策	基本施策 1	良好な居住環境の確保		
	重点PJ	重点②	新しい人の流れを作るために「魅力ある住環境」を整備・発信する		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>本町では、第四次総合計画作成時に行ったアンケート調査においても住宅地の整備に対する満足度は低い状態となっており(総合計画本編P20)、転出超過が長らく続き、その多くは近隣市町へ流出する状態が続いている(H22～H27:近隣4市町への転出55.2%)。</p> <p>この要因としては、町内に空き家は増加していても流通していないこと、また農地が多く新たな住宅用地がないこと、双方が考えられる。</p> <p>このため、町として、人口減少対策及び少子化対策のため、住宅用地確保のための施策を推進する必要がある。</p>				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>■事業要旨： 町内の空き家又は老朽家屋の解体除却を推進し、土地の流通を図り、その後の住宅建築、定住化を図る。</p> <p>■事業概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手法：町内の住宅の解体除却を行う個人へ補助金を支出</li> <li>○対象物件：町内にある居住の用に供する建物(原則としてトイレ、風呂、炊事場を備えた建物)のうち、耐震基準が大きく変更された昭和56年以前に建築された不動産登記済みの建物</li> <li>○補助対象：対象物件を現に所有し、その解体を当該年度中に完了した者。</li> <li>○補助金額：補助金上限40万円(解体除却費用の20%以内)</li> <li>○条件：解体除却を行う事業者は町内に本社又は営業所を有するものに限る。</li> </ul>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	解体実施10件				
特記事項					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						4,000
※職員人件費(パートタイム以外)除く  予算書  P33	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	4,000	19扶助費
		その他			合計	4,000

整理番号	11
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	企画監理課		担当者	寺本・川端	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	電子計算管理事業(自治体情報システム標準化対応事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項		6 目
根拠法令・条例・その他計画	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律				
総合計画との整合性	基本目標	5	持続性ある町政と開かれたまちづくり		
	政策	3	行政のデジタル化を推進する		
	基本施策	基本施策1	行政手続きのデジタル化		
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	3.	住みよいまちづくりに向けた技術活用の推進		
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>国において、自治体情報システム標準化(戸籍等20業務の全国統一化)のR8年度導入が決定され、本町は、県内6町と共同で(株)ケーケーシー情報システムへの事業委託を基本合意しており、R6年度からシステム導入に向けた取組みを進める必要がある。</p> <p>仕様決定の遅れ、短い開発期間、市場のSE不足、ベンダー撤退等の問題が発生し、価格の高騰や、期限内移行出来ない事態の発生などが懸念される他、20業務を担当する職員には、通常業務に加えてシステム更新に伴う作業負担が発生する。</p>				
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>国が定めた自治体DX推進手順書のスケジュールに基づき、県内6町で設立したDX戦略会議による議論を重ね、各種業務の円滑な実施を進め、期限内移行を図る。</p> <p>○主な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ移行</li> <li>・文字の同定(システム内での文字の共通化)</li> <li>・システム導入</li> <li>・運用テスト</li> <li>・本稼働</li> </ul> <p>○標準化対象の20業務</p> <p>①住民基本台帳、②国民年金、③選挙人名簿管理、④固定資産税、⑤個人住民税、⑥法人住民税、⑦軽自動車税、⑧国民健康保険、⑨障害者福祉、⑩後期高齢者医療、⑪介護保険、⑫児童手当、⑬児童扶養手当、⑭子ども子育て支援、⑮生活保護、⑯健康管理、⑰就学、⑱戸籍、⑲戸籍附票、⑳印鑑業務</p> <p>※6町クラウドの枠組みで取り組んでいるが、値引きや国庫補助等については未定。</p> <p>システム整備業務委託：198,046千円 システム使用中：36,469千円 電算機器購入費：21,962千円</p>				
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	DX戦略会議で作成する年間計画の着実な実施				
特記事項	開発等の稼働前に生じるコストについては、事後的に本稼働の利用期間で費用負担することが一般的だが、国の補助事業を充当するため、前倒して予算化するものであるが、補助対象事業が未定であり、(株)ケーケーシー情報システムでの価格提示は確定額ではなく、今後の変動がありえる。				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		220,007			36,470	256,477
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国庫) デジタル基盤改革支援補助金				
01報酬			07報償費		08旅費	
10需用費		11役務費		12委託料	198,046	
13使用料及び賃借料	36,469	14工事請負費		16公有財産購入費		
17備品購入費	21,962	18負担金補助及び交付金		19扶助費		
予算書 P33	その他			合計	256,477	

整理番号	12
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課			担当者	岩瀬
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	昭和 30 年度から
事業名(事項名)	交通安全対策事業				計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項	8 目		令和 10 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画、滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱、彦根・犬上地区交通安全対策連絡協議会会則、彦根交通安全協会甲良支部規約、甲良町通学路交通安全推進協議会設置要綱					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町			
	政策	政策 3	防災・生活安全を推進する			
	基本施策	基本施策 3	安心・安全な道路交通環境の整備・推進			
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する			
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	4.	住民の日常生活を支える交通網の整備			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	交通事故のない、やすらぎのある安全で快適な暮らしを送ることを実現するために、交通道德の普及高揚、交通事故防止対策の推進を図り、交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的とする。一人ひとりが命の尊さを考え、温かい思いやりとゆずり合いの心をもって、交通ルールを守り交通マナーを高め、安全な行動をおこす必要がある。					
事業内容 (誰・何を対象にするか/ どのような手段・手法で行うか)	<p>年間を通じて、交通関係機関（彦根交通安全協会、彦根犬上地区交通安全対策連絡協議会、彦根犬上地区安全運転管理者協会、彦根交通安全協会甲良支部、甲良町通学路交通安全推進協議会）と連携を図り交通道德の普及高揚、交通事故防止対策を推進する。</p> <p>【甲良町での取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>①春の全国交通安全運動 (参加人数：安協甲良支部、議会議員、駐在所警察官、役場職員等約80人)</li> <li>②夏の交通安全県民運動 (参加人数：安協甲良支部、役場職員等約50人)</li> <li>③秋の全国交通安全運動 (参加人数：安協甲良支部、議会議員、駐在所警察官、役場職員等約80人)</li> <li>④年末の交通安全県民運動 (参加人数：安協甲良支部、役場職員等約50人)</li> </ul> </li> <li>・上記①～④の交通運動期間中の広報車での啓発</li> <li>・上記①～④の交通運動期間中の防災行政無線での啓発</li> <li>・彦根犬上地区交通安全対策連絡協議会等の各種事業への参加</li> <li>・交通安全啓発物品の配布（各区、甲良東西小学校）</li> <li>・建設水道課と連携した交通安全施設の整備、修繕</li> </ul>					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	各推進機関・団体が総力結集し交通事故のない甲良町を目指す。また同様に交通事故のない滋賀を目指す。 甲良町内交通事故死者数”0” 目標 令和2年：0、令和3年：2人、令和4年：0					
特記事項	彦根犬上地区安全運転管理者協会が目的として掲げる、彦根警察管内の安全運転管理者選任事業所等における安全運転管理体制を確立すると共に、交通事故防止と交通秩序の確保を図るための諸対策を推進することに賛同し、同協会に入会を行う。					

## 2. 予算概要 (単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
					2,445	2,445
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費	645	11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費	1,450	16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	350	19扶助費
予算書		その他		合計	2,445	
P33-34						

整理番号	13
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	企画監理課		担当者	山本	
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計	開始年度	平成 22 年度から
事業名(事項名)	公共交通対策事業(予約型乗合タクシー(愛のりタクシー)運行事業)			計画期間	平成 22 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項		8 目
根拠法令・条例・その他計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通計画				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町		
	政策	政策 4	道路・公共交通を整備する		
	基本施策	基本施策 4	公共交通ネットワークの形成		
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	4.	住民の日常生活を支える交通網の整備		
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	湖東定住自立圏の協定 1 市 4 町において湖東圏域公共交通活性化協議会を設立し、バス・電車に代わる第 3 の移動手段として、平成22年から運行開始している。 燃油価格の高騰に加え、運転手不足や2024年問題を抱え、運行委託費の費用増大が見込まれる。 ※R5年当初=10,684千円・R6=15,523千円(+4,839千円・+45.3%)				
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	予約型乗合タクシーの「愛のりタクシー」は、協議会から近江タクシーへ事業委託され、本町においては、甲良線(豊郷駅から甲良町内を巡回し彦根市立病院までの区間)が運行されている。 利用者は近江タクシーへ事前に予約し、「乗車路線、乗車停留所、降車停留所、出発時刻」を連絡し、町内乗車の場合は約400円の乗車賃で利用できる。				
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	愛のり乗車率=1.86人 ※湖東圏域公共交通活性化協議会の目標値				
特記事項	湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金16,715千円中、愛のりタクシー運行事業分15,523千円				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
			14,000		1,523	15,523
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (町債)過疎対策事業債(ソフト分) ※国交省のフィーダー補助金(約1/2)があるが、事務局の彦根市が、1市4町分の負担金と相殺処理し、補助金相当額は年度末に戻入処理する。				
		01報酬		07報償費		08旅費
予算書	P34	10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	15,523	19扶助費
		その他				合計
						15,523

整理番号	14
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課		企画監理課		担当者	山本
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	公共交通対策事業(近江鉄道線輸送安全確保事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	1 項		8 目
根拠法令・条例・その他計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通計画、鉄道事業再構築実施計画				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町		
	政策	政策 4	道路・公共交通を整備する		
	基本施策	基本施策 4	公共交通ネットワークの形成		
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	4.	住民の日常生活を支える交通網の整備		
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	平成28年に、近江鉄道から事業継続困難として県へ検討要請があり、令和元年に県及び沿線5市5町により法定協議会が設置され、令和6年から上下分離方式が開始される。法定協議会の協定に基づき、甲良町は、全体の1.47%の費用負担が求められ、原材料費等の高騰に伴い、費用負担が当初見込みの3割増と見込まれるなど、今後さらなる費用増大が懸念される。				
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	上下分離方式では、上となる「列車の運行」と、下となる「施設の保有」とをそれぞれ別の事業者が行い、列車の運行を行う第2種鉄道事業者は近江鉄道株式会社、施設の保有を行う第3種鉄道事業者は一般社団法人 近江鉄道線管理機構がそれぞれ担うこととなる。近江鉄道の運行及び施設維持・修繕等に要する経費については、各市町から管理機構へ事業費を支払うこととなる。  ※各自自治体負担率 東近江市=20.67%、彦根市=8.91%、甲賀市=5.85%、近江八幡市=3.81%、日野町=3.02%、愛荘町=2.15%、豊郷町=1.57%、甲良町=1.47%、多賀町=1.31%、米原市=1.24%。県=50%				
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	上下分離方式の実施				
特記事項	一般社団法人 近江鉄道線管理機構への負担金(運営及び維持分) : 12,797千円 一般社団法人 近江鉄道線管理機構への補助金(投資的経費分) : 15,523千円				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		7,055	7,000		14,265	28,320
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国庫) 社会資本整備総合交付金 (町債) 過疎対策事業債 ※起債対象は投資的経費分の補助裏分				
		01報酬		07報償費		08旅費
予算書		10需用費		11役務費		12委託料
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	28,320	19扶助費
P34		その他				合計
						28,320

整理番号	15
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	総務課		担当者	岩瀬	
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計	開始年度	昭和 30 年度から	
事業名(事項名)	防犯対策事業			計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	2 款	1 項		11 目	令和 10 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画、犬上・彦根防犯自治会会則、犬上・彦根暴力追放住民会議会則					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町			
	政策	政策 3	防災・生活安全を推進する			
	基本施策	基本施策 4	地域安全対策、防犯対策の推進			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	4.	住民の日常生活を支える交通網の整備			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の安心・安全のために防犯灯について、維持管理や修繕を適宜適切に行う。また新規設置についても各字の要望や甲良町通学路交通安全推進協議会で協議を重ねながら検討していく必要がある。防犯非常ボタン装置(タッチくん)も令和5年度は職員による簡易点検を実施したが、令和6年度は業者による総点検も実施していく。</li> <li>・安全で住みよい地域社会をつくっていくために、関係機関とも連携しながら、効果的かつ持続的な防犯・暴追活動を推進していく必要がある。</li> </ul>					
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯・街路灯等の維持管理・修繕 町内 270件(うちLED170件) 北落工業団地 19件(うちLED18件) 球切れ等の連絡があれば、LEDに取り替える。</li> <li>・防犯灯新規設置：各集落からの要望、甲良町通学路交通安全推進協議会でも議題として挙げて新規設置箇所を決めて設置する。</li> <li>・防犯非常ボタン装置(タッチくん)が正常に稼働するかどうかの総点検の実施。</li> <li>・青色防犯パトロール車によるパトロール実施。</li> <li>・広報誌に防犯情報や詐欺情報を掲載、防災無線で防犯意識の向上を図る。</li> </ul>					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	人口1,000人あたりの犯罪発生件数：0.73件以下 (滋賀県犯罪オープンデータから犯罪発生件数を集計する)					
特記事項	令和6年度に、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第7条の規定に基づき、犯罪被害者等への支援推進のため、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターと連携協力に関し、協定を締結予定。					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						2,580
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
	10需用費	1,516	11役務費	77	12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費	828	16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	159	19扶助費	
予算書		その他		合計	2,580	

整理番号	16
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	税務課		担当者	大西 達偉	
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	賦課徴収事業(固定資産調査のための航空写真撮影事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	2 款	2 項		2 目
根拠法令・条例・その他計画	地方税法第408条 固定資産の実地調査				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 5	持続性ある町政と開かれたまちづくり		
	政策	政策 1	健全な行財政運営を推進する		
	基本施策	基本施策 1	健全な財政運営		
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	固定資産の現況調査について、地方税法第408条により毎年度の実地調査を行うものと定められており、また総務省において航空写真を活用することが望ましいと通知(平成5年6月22日付け)をされている。県下6町においても、当庁以外の5町では3年ごとに、地図更新を行って税務調査にあたっている。当庁においては、最新撮影年度が平成29年となっており、現状年度で6年間撮影が行われておらず、固定資産の健全な徴収のみならず、他課(建設水道課における道路、産業課における農地)の業務にも影響を及ぼすため。				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①航空写真撮影業務委託 甲良町全域に飛行機を周回させて区域ごとの撮影を行い、全図の写真を作成する。 3,773千円 ・地図情報レベル1000(地上解像度11cm) ・面積13.63km <sup>2</sup> ・撮影は4コース ・撮影枚数46枚を予定。 ②土地評価システム構築業務委託(航空写真セットアップ作業) 330千円 地図システム(マルコポーロ)の保守を行っているKKCによる、航空写真の地図システムへの取り込み。座標、地番の調整等。				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	・固定資産税の適正な徴収賦課 ・未評価家屋の洗い出し				
特記事項	・滋賀県下5町は、評価替え年度に地図の更新を実施。 ・当庁過去撮影実施年度、平成15年、平成22年、平成29年。 ・総合計画における行政のデジタル化にも関与。 ・他課の利用(建設水道課、産業課、総務課など。道路、水路、資産管理)。				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		0	0	0	4,103	4,103
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
予算書		その他		合計	4,103	

整理番号	17
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	保健福祉課			担当者	奥
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計		開始年度	平成 27 年度から
事業名(事項名)	社会福祉総務管理事業(福祉活動専門員設置費補助金)				計画期間	令和 5 年度から
事業科目	歳出	3 款	1 項	1 目		令和 9 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	・社会福祉法 ・甲良町地域福祉計画 ・甲良町福祉活動専門員設置費補助金交付要綱					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会			
	政策	政策1	地域福祉・社会福祉を推進する			
	基本施策	基本施策1	地域福祉の推進			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分					
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	社会福祉法第92条に規定される社会福祉事業従事者の確保および国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、町は必要な(財政上の)措置を講ずるよう努めなければならない。本町では福祉活動専門員設置費補助金交付要綱を定めている。町は社会福祉協議会と連携しながら地域福祉活動を推進し、ボランティア活動・福祉活動団体、地域活動等の支援などを行うため、本補助事業を行う。					
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<b>【福祉活動専門員の業務】</b> 1. 地域福祉活動支援・・・民生児童委員活動支援、困りごと援助、見守り支援、サロン 他 2. ボランティア活動推進・・・ボランティアフェスティバル・講座、団体育成支援(絵手紙、拡大写本) 他 3. 相談支援、低所得者等生活支援・・・福祉資金貸付、生活困窮者自立支援、権利擁護 他 4. 福祉活動団体・当事者団体支援・・・障害当事者団体、遺族会、日赤、更生保護女性会他 5. 町推進事業代理業務・・・社会を明るくする運動、日本赤十字社甲良分区分事務局 6. 子育て支援・・・子ども支えあいプラン13、クリスマス訪問事業、福祉活動推進校事業他 7. 福祉啓発・・・社協広報、ホームページ、善意銀行の運用 8. 福祉活動推進に伴う財源確保・・・社協会費、共同募金・歳末助け合い運動 他 <b>【対象経費】</b> 専門員の人件費(給料・手当・共済費、旅費等)、需用費、役務費等 ○甲良町社会福祉協議会 正規職員3人分の人経費 約2千万円の内、従事する割合により局長60%、その他2名の職員は100%で算出・・・補助対象額 1,300万円					
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	福祉活動専門員が取り組む業務および社協事業の安定的な継続および遂行					
特記事項	H27～H30	1,300万円	H31～R3	750万円※正職員2名	R4	650万円 R5 800万円

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
					11,000	11,000
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	11,000	19扶助費
予算書		その他		合計	11,000	
P41						

整理番号	18
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	保健福祉課			担当者	宮寄	
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 6	年度から
事業名(事項名)	社会福祉総務管理事業(障害者福祉大会補助金)				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出	3 款	1 項	1 目		令和 11	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	・ 障害者基本法 ・ 障害者基本計画 基本方針1 障害に対する地域理解と協力の促進						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会				
	政策	政策5	障害者(児)福祉を推進する				
	基本施策	基本施策3	自立と社会参加を促進する支援体制づくり				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	①滋賀県知的障害者教育福祉振興大会補助金 障害のある人誰もが安心して暮らせる共生社会を目指し実施される育成会等の活動を促進することを目的とする。毎年開催されている本大会は、障害当事者及びその家族、支援者が一堂に集い、今後の支援のあり方や当事者の交流を図るために行われる教育福祉振興大会。 ②滋賀県身体障害者福祉大会補助金 共生社会づくりを目指し県内の障害者が一堂に会し、障害者自らが当面する課題の解決と障害者福祉の向上のためそれぞれの「思い」を内外にアピールし、また当事者の交流の機会と自立と社会参加を推進することを目的とする身体障害者福祉大会。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①滋賀県知的障害者教育福祉振興大会補助金 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会等が主催する「滋賀県知的障がい者教育福祉振興大会」への補助事業。滋賀県の知的障害のある人たちの「人としての幸せと自立」を求める活動の一環として本大会を実施し、毎年各市町の協力の元開催されている。障害者団体の活動や当事者、家族等の交流を目的としており、また障害のある子どもたちの「親なきあと」の生活の場の確保、誰もが安心して暮らせる共生社会を目指すために行われている。主催は「滋賀県手をつなぐ育成会」「滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会」等であり、滋賀県を6ブロックに分け、次年度第58回大会は長浜市・彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の2市4町を対象とするブロックで開催されるため、開催地による補助を実施する。(市：20万円、各町：10万円) ②滋賀県身体障害者福祉大会補助金 公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会が主催する「滋賀県身体障害者福祉大会」への補助事業。滋賀県の障害者が一堂に会し、障害の有無にかかわらず互いに個々を尊重しながら共に生きる共生社会づくりをめざし、また障害当事者が当面する課題解決や福祉の推進を目的とし行われている。令和6年度は湖東福祉圏域(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)で開催されることとなっており、開催地区による協力(補助)をするもの。(市：10万円、各町：5万円)						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	計画の基本方針である障害のある人が安心して地域で暮らしていくために、理解を深め交流する機会は当事者やその家族、地域の人にとっても大切なことであり、行政がその活動に協力することでさらに福祉活動の促進を図る。						
特記事項							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		0	0	0	150	150
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬	0	07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	150	19扶助費
予算書		その他			合計	150

整理番号	19
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	住民人権課			担当者	下野
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	福祉医療費助成事業(重度心身障害者(児)・老人、高校生)				計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	3 款	1 項	1 目		令和 10 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	甲良町福祉医療費助成条例、甲良町福祉医療費条例施行規則、甲良町重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会			
	政策	政策5	障害者(児)福祉を推進する			
	基本施策	基本施策1	障害に対する地域理解と協力の促進			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備			
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	重度の心身障害の状態にある老人等が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、町が福祉施策として福祉助成費を助成することを目的とする。県事業として、R6年4月～身体手帳3級、療育手帳B1、精神手帳2級のいずれか2種所持者に対して医療費助成を行う予定だが、その部分(いずれか2種所持)を町事業で補うために医療費助成対象者の拡充をする。また、小中学生に対する医療費助成は保健の向上と福祉の増進を図るために引き続き行っていく。					
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>福祉医療費助成事業、重度心身障害老人等福祉助成費助成事業の2つの事業に分かれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉助成費助成事業：以下に該当する方で後期高齢者医療以外の医療保険に該当の方</li> <li>重度心身障害老人等福祉医療費助成事業：以下に該当する方で後期高齢者医療に該当の方</li> </ul> <p>R5年度予算額 県事業費：38,520千円、町事業費：19,920千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県事業：身体手帳1、2級、療育手帳A1、A2 精神手帳1級(県事業としてR6年4月～拡充予定) 身体手帳3級、療育手帳B1、精神手帳2級のいずれか2種所持 特別児童扶養手当1級 高校生世代(R6年4月～県制度へ移行) (自己負担金 通院：500円、入院：1日1,000円、月額14,000円を町事業で助成)</li> <li>町事業：身体手帳3級、療育手帳B1、精神2級(町新規事業としてR6年4月～拡充予定)、小中学生、高校生自己負担分</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>扶助費予算額(町単独分) 精神2級：2,200千円、療育手帳B1：800千円、高校生世代自己負担分：500千円</li> <li>システム改修費(高校生世代県制度へ切り替え、障害者県拡充、障害者町拡充分等) R5年度：1,230千円、R6年度：570千円</li> </ul>					
本年度における成果目標	療育手帳B1：18名、精神2級：30名の受給券の発券、周知等をR5年度中に行い、R6年4月～対象の方が福祉医療費助成を受けられるように体制を整える。					
特記事項	<p>豊郷：身体3級、療育B1、B2 R6年4月～精神2級拡充予定</p> <p>竜王：福祉医療費助成(重心)事業として 身体3級、精神1級、療育B1 課税非課税に関わらず 精神2、3級、身体4～6級、療育B2 非課税のみ</p> <p>愛荘：身体3級</p> <p>日野：身体3、4級、療育B1、精神1、2級 県所得制限+世帯所得300万円の条件付 身体5、6級、療育B2、精神3級 非課税のみ</p> <p>多賀：身体3級</p> <p>令和6年度 新小学1年生：40名、新高校1年生：67名 (参考) 甲良町障害者基本計画及び障害者福祉計画</p>					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
			3,500		936	4,436
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (町債)過疎対策事業債(ソフト分)				
		01報酬		07報償費		08旅費
予算書	歳出内訳	10需用費		11役務費	366	12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
P40-41	歳出内訳	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
	歳出内訳	その他				合計
						4,436

整理番号	20
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	住民人権課			担当者	宮寄一海	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	援護事業(平和の礎整備事業)				計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	3 款	1 項	1 目		令和 6 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画							
総合計画との整合性	基本目標						
	政策						
	基本施策						
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	東西忠霊塔に慰霊されている戦没者の英霊への顕彰と世界唯一の被爆国となった日本国民としての核兵器の廃絶への意思表示、そして戦争の惨禍を繰り返さないという強い信念と恒久平和を実現するため、「平和の礎」を整備する。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	本町では、平成5年9月に「甲良町平和都市宣言に関する決議」が可決され、長年、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を訴えてきた。忠霊塔の歴史性を受け継ぎ、人々に平和の大切さを継承していくため、非核平和都市宣言自治体にふさわしい新たな平和祈念のモニュメントを建立することは有意義なことと考える。担当課で検討しているモニュメントは、藤の花・米・水・森といった甲良町のイメージを形にしたものであり縦、横約150センチで、甲良豊後守宗廣像の隣に整備することを検討している。						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	平和のモニュメントを整備することにより、「戦争の悲惨さ」、「核兵器の恐怖」、「平和の大切さ」を広く町民に伝えることができ、悲惨な戦争の記憶を後世に継承していく。						
特記事項	町内には2基の戦没者を慰霊する忠霊塔が建立されており、遺族会によって維持管理が行われている。全国的な課題でもあるが、本町においても遺族会会員の高齢化に伴って、忠霊塔を維持管理することが年々厳しい状況となっている。以上のことから東西忠霊塔を集約し、平和事業の一環として「平和のモニュメント」を整備する。						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
					2,000	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (その他)ふるさと応援基金繰入金				
		01報酬		07報償費		08旅費
予算書	P40	10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費	2,000	16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
		その他			合計	2,000

整理番号	21
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	企画監理課			担当者	
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	価格高騰対策支援給付金交付事業(低所得者支援及び定額減税を補足する給付)				計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	3 款	1 項	1 目		令和 6 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律及び同法施行規則						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会				
	政策	政策1	地域福祉・社会福祉を推進する				
	基本施策	基本施策4	生活困窮対策と生活保護制度の運用				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	政府与党政策懇談会(R5.10.26)における総理指示及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策(R5.11.2閣議決定)」を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として全国一律に実施されるもの。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>■事業要旨： 町内の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯等に対し、国が定める基準等に基づき現金を給付する。</p> <p>■事業概要： ○給付方法：対象世帯の世帯主口座に現金振込により支給。 ○給付対象：住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯等 ○給付金額：①住民税均等割のみ課税世帯＝10万円 ②住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯＝18歳以下の子に5万円/人 ③定額減税をしきれない世帯＝1万円単位で最大4万円</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)							
特記事項							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		48,885					48,885
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国庫)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金)					
		01報酬		07報償費		08旅費	
予算書		10需用費	1,278	11役務費	523	12委託料	1,100
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	45,740	19扶助費	
P40		その他	244			合計	48,885

整理番号	22
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	長寺地域総合センター			担当者	岡見 遊人		
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から		
事業名(事項名)	長寺センター費(各種相談)				計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳入	3	款	1		項	2	目
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造					
	政策	政策 4	労働・勤労を推進する					
	基本施策	基本施策 2	就労対策の充実					
	重点PJ							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分							
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	就労相談、福祉相談、教育相談を行い、東小学校区の地域住民の生活改善の向上の支援を行う。							
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①職業相談…就労担当が窓口となり、相談者の個々の状況に応じたアドバイスや情報提供が行えるよう常に職業安定所との連携を図り、相談を受けた人の一人でも多くの方が希望するところに就職できるよう支援する。 ②福祉相談…センターが窓口となり、保健福祉課、社会福祉協議会他、関係機関と連携して対応する。 ③教育相談…専門員が窓口となり、東小学校区の子どもを対象に各校園及び高等学校、子育て支援センターと連携して対応する。							
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	いつまでも健康で暮らせるよう、体操教室をはじめとする各教室の参加者を増やす。							
特記事項	総合計画 政策 3 社会教育(生涯教育)を充実する。							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		主な特財内容				
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	01報酬		07報償費	08旅費	
		10需用費		11役務費	12委託料	
		13使用料及び賃借料		14工事請負費	16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	19扶助費	
予算書		その他		合計	0	

整理番号	23
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	長寺地域総合センター			担当者	岡見 遊人				
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から				
事業名(事項名)	長寺センター費(福祉事業)				計画期間	令和	6	年度から		
事業科目	歳出	3	款	1		項	2	目	令和	8
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則									
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会							
	政策	政策4	高齢者福祉を推進する							
	基本施策	基本施策2	介護予防・生活支援サービスの充実							
	重点PJ									
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分									
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	高齢者が年々増加している現状を踏まえ、身も心も豊かな健康な高齢者の育成が必要であるとともに、地域および人とひととの繋がり、ふれあいを深める。そのため、ふれあい会や長寿会では隣保館を利用して創作、軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高める。長寿では地域のボランティアによる、高齢者の介護予防、講話、芸術鑑賞をとおして教養を深めるとともに、ふれあいを楽しむ。また、認知症予防のため、体操教室やコグニサイズ教室で認知機能の向上を目指す。									
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①ふれあい会…おおむね70歳以上を対象に創作・軽作業(おりがみ、年賀状づくり、綿棒アート)や日常生活訓練等(ミニ運動会、スポレク)をとおして身体機能の改善および介護予防に努める。外部委託で行う ②体操教室…おおむね65歳以上を対象に健美操という体操を通して認知症予防を行い、心と身体の健康を養う。委嘱で行う ③コグニサイズ教室…認知機能を高める課題に取り組みながら、効果的なエクササイズ(運動)で認知症予防を行い、保健福祉課と連携していく。委嘱で行う ④長寿会を運営する地域のボランティアへの指導、育成、助言を行う。									
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	高齢者の増加とともに高齢者のみの世帯、独居老人も増えている。対象と思われる人に積極的に声かけをして参加を促し、閉じこもりや認知症の予防に努めるとともに、とりわけ認知症の疑いのある人は、保健福祉課と連携して善処していきたい。									
特記事項	長寿会は、音楽鑑賞、講話、食生活、地域の有志による読み聞かせ、舞踊等を実施後、自由に会話をしながら楽しい時間を過ごしている。運営等は地域ボランティアで実行できている。									

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		1,163		420	1,504	3,087	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (県)長寺地域総合センター運営費補助金 (その他)各種講座個人負担金(長寺センター)					
		01報償		07報償費	1,360	08旅費	
予算書	歳出内訳	10需用費	205	11役務費		12委託料	1,522
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
P42-43	歳出内訳	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
		その他				合計	3,087

整理番号	24
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	長寺地域総合センター			担当者	岡見 遊人		
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から		
事業名(事項名)	長寺センター費(教育事業)				計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳出	3	款	1		項	2	目
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」					
	政策	政策 3	社会教育(生涯学習)を充実する					
	基本施策	基本施策 2	地域や家庭における教育の充実					
	重点PJ							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開					
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	①長寺塾…東小学校区の中中学生対象に学習習慣の定着、低学力の克服及び高校進学等の進路保障の充実を図る。②小学校・中学校自主活動学級…たくましく生きる力や確かな学力の素地を養うため③小4 飯盒炊爨…地域と各家庭の交流を目的に行うため④文化教室…地域の方に、楽しみと交流の場を提供し、生き生きとした地域生活を送れることを目的とするため⑤部落解放長寺小学校6年生合宿…集団での行動を通して規律を守り、人権感覚を磨き差別を許さない将来の甲良町の担い手となる人材育成のため							
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①長寺塾 中学3年生は週2回、中学1・2年生は週1回1時間30分で行う。5月～3月の間で実施。講師は町内の大学生に依頼し、志望校への全員合格と学力不足による中途退学の減少、卒業を目指す。 ②小学校・中学校自主活動学級 小学生：東小学校と連携して行う。また夏休み期間等に、学習会や交流会を行う。 中学生：中学校と連携して実力テスト前に学習会を行う。高校進学に向けての学習指導 ③小4 飯盒炊爨 東小学校区の4年生を対象に、地域と各家庭の交流を目的に実施する。 ④文化教室 近隣店舗に事業内容を依頼し、地域の方を対象に各教室を実施する。 ⑤部落解放長寺小学校6年生合宿 長寺西区の6年生を対象に集団での行動を通して規律を守り、仲間の輪を広げ、自分の生き方や進路について、先輩と共に字の歴史や人権意識、部落差別の現実を学ぶことから、人権感覚を磨き差別を許さない将来の甲良町の担い手となる人材育成を目標とする。							
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	①長寺塾…高校進学率100%を目指すとともに、中途退学者を出さず、全員卒業できるように支援する。②小学校・中学校自主活動学級…引き続き学力向上を図る④文化教室…地域の参加者を定員まで募る⑤部落解放長寺小学校6年生合宿…学習することで、差別の理不尽さに気づき、差別に負けない、許さない、しないを目標に人間として生きる力を育てる。							
特記事項	総合計画 政策3 学校教育を充実する 基本政策2…地域や家庭における教育の充実、基本政策5…人権教育の推進							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		928		1,060	1,195	3,183
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (県)長寺地域総合センター運営費補助金 (県)学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (その他)中学生入試前学習会個人負担金(長寺センター)				
		01報償		07報償費	2,390	08旅費
予算書	歳出内訳	10需用費	494	11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
P42-43	歳出内訳	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	299	19扶助費
	歳出内訳	その他				合計
						3,183

整理番号	25
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	呉竹地域総合センター			担当者	橋本 真	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から	
事業名(事項名)	呉竹総合センター費(各種相談)				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出	3 款	1 項	3 目		令和 8	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造				
	政策	政策 4	労働・勤労を推進する				
	基本施策	基本施策1・2・3	雇用の確保と安定、勤労対策の充実、勤労福祉の充実				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	センター事業である相談事業において地域住民の生活改善及び向上のため、あらゆる生活上の相談の窓口を設け支援を行う。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	地域住民を対象に人権、生活、福祉、就労、教育の相談を受けて各関係機関と連携を図り、問題解決に向けて取り組む。						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	受けた相談に迅速に対応し、結果に結びつける。						
特記事項	基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会 政策1 地域福祉・社会福祉を推進する 基本施策3 ひとり親家庭への支援充実 基本施策5 相談・支援体制の充実 政策6 共生・人権を大切にする 基本施策1 多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
※職員人件費(パートタイム以外)除く 予算書	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
-		その他			合計	0	

整理番号	26
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	呉竹地域総合センター			担当者	橋本 真	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	年度から	
事業名(事項名)	呉竹総合センター費(福祉事業)				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出	3 款	1 項	3 目		令和 8	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会				
	政策	政策4	高齢者福祉を推進する				
	基本施策	基本施策2	介護予防・生活支援サービスの充実				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>①健康体操教室「フィットネス・フラ」「太極拳」ははばたきの館竣工(改築)当時から10年以上続いている教室である。町住民の教育文化の向上を図り自主性と連帯感を高めること及び他地域との交流を通して仲間づくりや人権意識の高揚を図る。</p> <p>②デイサービスは脳トレや体操、創作活動、タブレットを使ったゲームやレクリエーションなど、介護予防運動に積極的に取り組むことにより自立を助長し生きがいを高めている。独居や日中独居の高齢者の安否確認や健康状態を把握し、地域のつながりにより欠席者の様子確認も行う。</p> <p>③コグニサイズは脳トレと運動を組み合わせた認知症予防運動であり、町民の介護予防の増進を図る。</p>						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>①健康体操教室 参加対象は町内・町外問わず。 教室は、講師に委嘱。 毎週フィットネス・フラは木曜日、太極拳は金曜日に実施。 時間は1時間30分。 それぞれ講師1名が教室を進行。</p> <p>②デイサービス 概ね70歳以上の町民が対象。 事業は、事業所に委託。 毎月第1・3火曜日に実施。 事業所職員4名が事業を進行。</p> <p>③コグニサイズ教室 概ね70歳までの町民が対象。 教室は、事業所に委嘱。 毎週月曜日に実施。 時間は1時間30分。 事業所の運動指導員1名と補助員1名が教室を進行。</p>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	<p>①健康体操教室は町内参加者人数が町外参加者数と同じになることを目標とする。</p> <p>②積極的に声かけを行い、参加を促し、閉じこもりや介護予防に努め、認知症の疑いのある方は保健福祉課と連携し善処していく。</p> <p>③積極的に教室をPRし、一人でも多くの町民に参加してもらえるよう登録人数は10名を目標とする。</p>						
特記事項							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		1,202		650	1,135	2,987	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (県)呉竹地域総合センター運営費補助金 (その他)各種講座個人負担金(呉竹センター)					
		01報酬		07報償費	1,465	08旅費	
予算書	歳出内訳	10需用費		11役務費		12委託料	1,522
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
P43-44	歳出内訳	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
	歳出内訳	その他			合計	2,987	

整理番号	27
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	呉竹地域総合センター			担当者	橋本 真		
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計			開始年度	年度から		
事業名(事項名)	呉竹センター費(教育事業)					計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳出	3	款	1	項		3	目	令和 8
根拠法令・条例・その他計画	社会福祉法、隣保館設置運営要綱、甲良町地域総合センターの設置等に関する条例、甲良町地域総合センターの管理運営に関する規則								
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」						
	政策	政策3	社会教育(生涯学習)を充実する						
	基本施策	基本施策2・5	地域や家庭における教育の充実、人権教育の推進						
	重点PJ								
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	①自主活動学級は西学区の小学生と中学生を対象に仲間づくり、体験学習、学力補充、学力向上を図る。 ②学習支援教室は西学区の中学生を対象に学習習慣の定着、学習環境の提供、学力向上、高校進学支援を図る。 ③児童生徒人権教育推進事業補助金は児童生徒に対して同和問題をはじめあらゆる人権問題について理解と認識を深め、「差別を見ぬく」、「差別に負けない」、「差別を許さない」、人権尊重の精神を培い育成する学習活動を行う団体の支援を図る。 ④文化教室は地域の方の楽しみと交流の場を提供することで町民の文化向上を図り、町民同士の友好関係を築く。								
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①自主活動学級 西学区の小学生と中学生が対象。 小学校は2学年(低学年・中学年・高学年)に分けて学期毎に3、4回開催。自主活動学級の目的を学び、ものづくり体験やレクリエーションや学習補充を行う。中学校は実力テスト前に年5回程度開催し、自主学習を行う。小中とも学校の先生の協力を得て実施。 ②学習支援教室 西学区の中学生が対象。火曜日と木曜日に実施。 中学3年生は週1回か2回かを選択、中学1・2年生は週1回で時間は1回1時間30分。 講師は主に町内の大学生。 ③児童生徒人権教育推進事業補助金 部落の完全解放を目指し、子どもの生活や進路を支援するため、子どもを取り巻く環境を整えて家庭・学校・社会が連携し、地域ぐるみの次代を担う人材を育成することを目的に活動している団体(子どもを守り育てる会「竹友」)に対する補助。 ④文化教室 町民のみ対象。 教室は、講師に委嘱。 年1回の「寄せ植え教室」を実施。時間は1時間30分。 講師1名が教室を進行。								
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	①自主活動学級は小学生の参加率(参加者数÷総登録者数)90%を目指す。 ②学習支援教室は中1・2年生は学習環境の定着を図り学力向上を目指す、中3年生は志望高校への進学実現を目指す。 ③児童生徒人権教育推進事業は一人でも多くの対象児童生徒が活動に参加し、活動を通して人権感覚を学び・高め、差別を許さない人間として生きる力を育む。 ④文化教室は受講者数20名以上を目指す。								
特記事項	基本目標2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」 政策2 学校教育を充実する 基本施策4 地域に開かれた学校づくり 基本施策5 人権教育の推進								

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		698		409	1,062	2,169
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (県)呉竹地域総合センター運営費補助金 (県)学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 (その他)中学生入試前学習会個人負担金(呉竹センター)				
		01報酬		07報償費	1,336	08旅費
予算書	歳出内訳	10需用費	409	11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
P43-44	その他			18負担金補助及び交付金	424	19扶助費
					合計	2,169

整理番号	28
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	子育て支援センター			担当者	中村祐輔		
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6	年度から	
事業名(事項名)	家庭支援事業費(4歳児発達支援事業)				計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳出	3	款	1		項	11	目
根拠法令・条例・その他計画	滋賀県発達障害者支援地域協議会 (発達障害に関する医療機関と地域の関係機関との連携について)							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」					
	政策	政策1	乳幼児保育・教育を充実する					
	基本施策	基本施策1	教育内容の充実					
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	甲良町における乳幼児期の発達支援は保健福祉課(湖東衛生管理組合)が行っていますが、就学支援の状況として、早期からの適切な支援介入が行き届いておらず、就学後高学年～中学校入学後に行き詰まるケースが多くみられる。発達支援・就学支援の在り方を見直し、まずは、就学前を優先したよりよい支援体制の構築をおこなう。							
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	4歳児発達支援事業の手法 ①「4歳児こころとからだの健康観察票(仮称)」の配布 4歳児の保護者へ「4歳児こころとからだの健康観察票」を配布し、お子さんの様子や状況等を記入し、こども園に提出する。 ②「4歳児こころとからだの健康観察票」集計と分析によるスクリーニング 認知・身体発達項目10項目中6項目以上の「いいえ」、特性・情緒面の発達項目15項目中4項目以上の「かなり見られる」を目安に、該当児について各園で資料を作成。心理師・保健師による観察票スクリーニングをおこない、カンファレンス対象児を決定する。 ③4歳児クラスの保育観察・カンファレンスの実施 各園において対象児の保育観察とカンファレンスを実施する。 ④事後の支援 個々の子どもの状況に応じて、特別な支援や介入が必要となった場合に、相談事業等の必要と思われる支援に接続する。 ○発達相談(心理師による発達検査と面談、ペアレントトレーニング等)							
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	事業を通じて、必要な支援に接続した件数。対象児の15%。 4/28(人) ※保護者相談+支援者相談							
特記事項								

### 2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		843				842
※職員人件費(パートタイム以外)除く	主な特財内容	(国)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金				
歳出内訳	01報酬	762	07報償費	215	08旅費	103
	10需用費	365	11役務費		12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書	その他	240			合計	1,685

整理番号	29
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	保健福祉課		担当者	米田	
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	母子保健事業(甲良町不育症治療費助成事業)				計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	4 款	1 項	4 目		令和 12 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	・第4次甲良町総合計画 ・甲良町不育症治療費助成金交付要綱						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会				
	政策	政策2	健康(保健・医療)を推進する				
	基本施策	基本施策2	母子保健事業の充実				
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	不育症により妊娠経過が良好であるにもかかわらず偶発的な流産や死産、早期新生児死亡を繰り返す夫婦に対し、医療機関において不育症の検査および治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減し、出産への支援を行う。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>対象者：不育症の検査、または治療を受けた者のうち次の要件を満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上(事実上含める)の婚姻関係にある夫婦であること。</li> <li>・夫婦のいずれか一方が甲良町に住民登録を有する者</li> <li>・夫婦ともに公租公課を完納していること。</li> <li>・医療保険法各法による被保険者または組合員もしくは被扶養者であること。</li> </ul> <p>回数：1年度あたり1回、通算5年度          助成額：1年度につき、保険診療分・・・自己負担額の2分の1 上限5万円          保険外診療分・・・自己負担額全額 上限10万円</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	助成限度額：保険診療分(治療・検査)		5万円×1事例				
	保険外診療分(検査)		10万円×1事例				
特記事項	・県内の状況 R5：12市1町で実施						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						150
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	150	19扶助費
予算書		その他			合計	150

整理番号	30
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	住民人権課			担当者	宮寄一海			
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6	年度から		
事業名(事項名)	塵芥処理費(粗大ごみ戸別収集事業)				計画期間	令和 6	年度から		
事業科目	歳出	4	款	2		項	1	目	令和 10
根拠法令・条例・その他計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 甲良町廃棄物の処理及び清掃に関する条例								
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町						
	政策	政策 2	環境衛生を大切にする						
	基本施策	基本施策 1	ごみ減量対策の推進						
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	粗大ごみの回収については、現在各字につき年1回の拠点回収のみとしている。当町はごみ処理施設を保有しておらず、リバースセンターにおいても粗大ごみの搬入はできないため、住民が粗大ごみを出す機会は冒頭のとおり限りがある状況である。このことを解消するため、粗大ごみの戸別収集を実施し、排出できる機会を増やす必要がある。								
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみの戸別収集については、当課窓口で申請することとし、住民から処理手数料を徴収する。例) 粗大ごみ大1,000円、小500円</li> <li>指定日に業者が回収し、処理施設へ搬入する。</li> <li>1日の収集は10件までとし、指定曜日(例 毎週金曜日等)に業者が自宅まで回収する。</li> <li>回収する品目は、基本的に年1回の拠点回収と同様とするが、特定家電や処理困難物(畳・植木等)の回収も検討していきたい。</li> <li>実施時期は、令和6年10月を目途に開始する。</li> </ul>								
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	戸別収集を実施することにより、排出者が明確になるため、分別が徹底され、ごみ減量につながる。また、住民によるごみ出しのルールやマナーが向上することに加え、自宅での収集となるため、高齢者や子育て世代のごみ出しの負担軽減となる。								
特記事項	近隣実施状況 豊郷町(戸別回収・拠点回収) 愛荘町(戸別回収・拠点回収) 多賀町(拠点回収のみ)				本事業は、合特法の支援業務として実施する。				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		主な特財内容				
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
予算書		その他			合計	0

整理番号	31
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	住民人権課			担当者	宮寄一海			
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	昭和 30	年度から		
事業名(事項名)	塵芥処理費(一般廃棄物処理事業)				計画期間	令和 6	年度から		
事業科目	歳出	4	款	2		項	1	目	令和 8
根拠法令・条例・その他計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・甲良町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法								
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町						
	政策	政策 2	環境衛生を大切にする						
	基本施策	基本施策 1	ごみ減量対策の推進						
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保						
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	町内で発生する一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適正な処理を実施しなければならない。								
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①資源ごみ収集運搬業務【合特事業】 年3回の古着回収 ②特殊廃棄物処理業務【合特事業】 年3回のがれき類等回収 ③不法投棄監視・収集運搬業務【合特事業】 月2回の不法投棄監視・収集 ④粗大ごみ拠点回収(金属・非金属) 粗大ごみを各字につき1回ずつ回収 ⑤廃蛍光管運搬処理業務 ⑥一般廃棄物収集運搬業務(ステーション方式) 家庭から出る使用済蛍光灯を処分する。 家庭から出る可燃ごみ・不燃ごみの回収 ⑦空きびん処理業務 空きびんを分別し、処理施設へ搬入する。 ⑧小型家電処理業務 家庭から出る使用済小型家電を処分する。 ⑨草・木くず処理業務 家庭及び自治会清掃等から出る 刈草・剪定枝等を処分する。 ⑩動物死骸処理業務 へい死動物の運搬処理(小型・中型・大型) ⑪水質検査業務 町内河川の水質測定・分析 その他、各課において実施している合理化事業計画に基づく支援業務								
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	令和6年度 甲良町1人1日あたりのごみ排出量 651g(目標値) (彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画) 令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量(1人1日あたり最終目標) 甲良町:元年度709g→13年度594g								
特記事項	※予算は一部事務組合への負担金含む								

### 2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		494		3,661	130,856	135,011	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国)循環型社会形成推進交付金138 (県)合併処理浄化槽設置整備補助金138 (県)不法投棄廃棄物処理事業補助金66 (県)県道大型へい死骸処理委託金152 (他)琵琶湖総合保全市町村交付金3000 (他)一般廃棄物処理業許可申請手数料21 (他)ごみ袋等販売手数料640					
		01報酬		07報償費		08旅費	13
予算書	歳出内訳	10需用費	267	11役務費	261	12委託料	55,206
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
P55-56	歳出内訳	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	79,264	19扶助費	
		その他				合計	135,011

整理番号	32
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	産業課			担当者	山本 文昭	
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計		開始年度	令和 5 年度から	
事業名(事項名)	農業委員会費(人・農地のみらいを考える「地域計画」作成事業)				計画期間	令和 5 年度から	
事業科目	歳出	6 款	1 項	1 目		令和 6 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	農業経営基盤強化促進法						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造				
	政策	政策 1	農業を振興する				
	基本施策	基本施策 1	集落農業の再構築、集落営農組織・認定農業者の育成				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	2.	地域活性化のための産業振興と雇用創出				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	『集落の農地は、集落で守る。』ことを目的とし、町内農業集落単位(12集落予定)で作成及び更新されてきた『実質化した人・農地プラン』ではあるが、農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)が改正施行(令和5年4月)されたことに伴い、『地域計画』に移行することになった。令和5年度末に、農地集積率8割を国の目標と掲げており、法的に農地の集積に加えて、集約化も行政主導で行えるように法令改正が行われたため、本町でも令和6年度末までに『地域計画』を策定しなければならない。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>策定主体…甲良町          地域計画とは…10年後の耕作者を地域計画にある目標地図で明確にし、農地の集積及び集約化を図る。担い手(認定農業者等)を筆毎に位置付けることが必要である。</p> <p>目標地図作成方法…①委託業務として、旧「実質化された人・農地プラン」添付地図に、農地住所を紐付けし、現在の農地利用状況(権利設定等含む)を図化する。          ②図化したものを、地域計画の目標地図(たたき台)として、各農業集落に提供する。また、各農業集落では、従来の「実質化された人・農地プラン」の話合いの場を、地域計画の目標地図を協議する場として活用し、所有者、耕作者及び地域の意向を反映させたものを町へ提出する。          ③法改正に伴い、法定協議の場において、各農業集落別の地域計画を協議し、内容確認を行い、公告等の法定事務を行い、地域計画の策定となる。</p> <p>法定協議の場…農業者(代表)、農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区、JA、県等を想定</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	令和5年度は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を法令に合わせた内容に変更した後、12月の農業組合長会議で令和6年度に向けて作成方法等の情報共有を行った。令和6年度は、年度当初の農業組合長会議において、地域計画策定までの流れについて再度、情報共有を行う。12集落、同時期に「地域計画」の目標地図を作成し、年度末までに法定協議の場を開催した後、公告等を経て地域計画を策定していく計画である。						
特記事項	法令改正により、地域計画策定は市町が行うこととなっている。 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策(保全されるべき農地を位置付け)、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(農業用機械交付金)、目標地図に位置付けられると農地転用不可となる等影響がある。						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		2,695	0	0	50	2,745
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	(県)地域計画策定推進緊急対策事業費補助金				
予算書	P56	01報償		07報償費		08旅費
		10需用費	50	11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
		その他				合計
						2,745

整理番号	33
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	産業課			担当者	山本 文昭	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	令和 4	年度から
事業名(事項名)	獣害対策事業(ニホンザル個体数調整推進事業)				計画期間	令和 4	年度から
事業科目	歳出	6 款	1 項	7 目		令和 6	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 1	農業・農村を活かす産業振興・雇用創造				
	政策	政策 1	農業を振興する				
	基本施策	基本施策 4	鳥獣害防止対策の推進				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	2.	地域活性化のための産業振興と雇用創出				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	令和3年度に甲良町および愛荘町を主な生息域としているニホンザル個体群「甲良B群」の加害によるレベル判定が9になり、地元住民の目撃情報が多発していた。また、水稻、大豆等の農作物被害が頻発しており、サルは食害が原因で、当地域での大豆の生産を断念した農業経営体もある。さらに、農道や人家屋根への糞のまき散らしも多く見られ、衛生上の懸念もある。そこで、周辺地域では、町や集落がサル用の獣害策を設置して防衛策を講じているが、サルは高枝や水路穴等をくぐって農地へ侵入しており、被害が絶えない状況であるため						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>事業主体：甲良町および愛荘町（共同捕獲）</p> <p>委託先：野生動物保護管理事務所・猪名川動物霊園</p> <p>対象動物：ニホンザル甲良B群 (甲良町と愛荘町をまたいで行動しているニホンザルの群れ)</p> <p>手段・方法：令和4年度にニホンザルを誘引するために設置した大型檻に餌を置き継続的にリモートにより誘引監視し、全頭捕獲の実施、安楽殺処分および焼却処理を実施する。</p> <p>実施回数：年2回</p>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	<p>ニホンザルを捕獲することで、人的被害や農作物被害を少しでもなくしていく。</p> <p>目標：捕獲・殺処分 100頭/年度</p> <p>甲良町分を計上 ・野生動物保護管理事務所 2,275,900円 ・猪名川動物霊園 313,500円 合計 2,589,400円</p>						
特記事項	R 6. 2月捕獲予定						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		1,294			1,296	2,590
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	(県)ニホンザル個体数調整推進事業補助金【1/2補助】				
予算書	01報酬		07報償費		08旅費	
	10需用費		11役務費		12委託料	2,590
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
P59	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
	その他				合計	2,590

整理番号	34
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	建設水道課			担当者	内田 裕也	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計		開始年度	平成 30 年度から		
事業名(事項名)	社会資本整備交付金事業(道路関係【防災・安全】)				計画期間	平成 30 年度から		
事業科目	歳出	8 款	2 項	3 目		令和 9 年度まで		
根拠法令・条例・その他計画	・社会資本総合整備計画(特定計画・道路法第29条(道路の構造の原則)第42条(道路の維持又は修繕)・道路構造令(技術的基準)・道路法施行規則(第4条の5の5 近接目視による5年に1度の点検)							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町					
	政策	政策4	道路・公共交通を整備する					
	基本施策	基本施策2	町道等の整備					
	重点PJ							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保					
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	道路施設(舗装、橋梁、付属物)を適切に維持管理することにより、町民の命と暮らしを守り、道路の安全かつ円滑な交通を確保する。							
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>【制度の内容】 社会資本整備総合交付金は平成25年度より、防災・安全対策によりインフラ再構築(老朽化対策、事前防災、減災対策)および生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援され現在も継続して交付金制度を活用している。交付金とは特定の目的をもって交付されるものであり本町においても長寿命化計画(老朽化対策)を作成し事業を実施している状況である。</p> <p>【計画策定状況】 橋梁：令和5年度橋梁長寿命化修繕計画 令和4年度橋梁点検  道路舗装：令和1年度路面性状調査(損傷・劣化等) 令和2年度に舗装修繕計画  道路付属物：令和1年度 点検 平成26年度 道路付属物修繕計画  通学路対策：令和4年度 甲良町通学路交通安全プログラム  【協議会により見直し】</p> <p>【現在施設の状況】 道路：町道 1級 5路線 2級 12路線 その他 355路線  実延長約107km [R5. 3. 31]  橋梁：町道部72橋</p> <p>【今後の対策】 道路：路面損傷・劣化により修繕が必要な路線から事業を実施して維持管理に取り組み、管理瑕疵を防止  橋梁：橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な事業実施  通学路対策：甲良町通学路交通安全プログラムに基づく対策実施</p>							
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	交付金を活用して道路施設の再構築を行い、正常な施設形態を確保することを成果とする。 橋梁：5年経過毎に点検【令和9年度】(道路法施行規則) 舗装修繕：令和6年度は2路線を目標に事業化 通学路対策：【令和4年度】で完了							
特記事項	・道路舗装路面性状調査(損傷・劣化等)および道路付属物点検を令和6年度に行い、令和7年度に、道路修繕計画および道路付属物修繕計画の見直しを行う。 ・交付金の要望については積極的に行うが、この数年は当初内示割り当てが要望額に満たしていない。							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		39,122	30,200		4,398	73,720	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					
		(国)社会資本整備交付金 (町債)過疎対策事業債					
予算書	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	
P63	歳出内訳	13使用料及び賃借料		14工事請負費	58,600	16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
		その他			合計	73,720	

整理番号	35
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	建設水道課			担当者	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	住宅対策事業(宅地用地確保事業)				計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	8 款	4 項	1 目		令和 9 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町			
	政策	政策 6	居住環境を整備する			
	基本施策	基本施策 1	良好な居住環境の確保			
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する			
過疎地域持続的発展計画との整合性		5.	定住を支える基盤の確保			
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>本町では、第四次総合計画作成時に行ったアンケート調査においても住宅地の整備に対する満足度は低い状態となっており(総合計画本編P20)、転出超過が長らく続き、その多くは近隣市町へ流出する状態が続いている(H22~H27:近隣4市町への転出55.2%)。</p> <p>この要因としては、町内に空き家は増加していても流通していないこと、また農地が多く新たな住宅用地がないこと、双方が考えられる。</p> <p>このため、町として、人口減少対策及び少子化対策のため、住宅用地確保のための施策を推進する必要がある。</p>					
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>■事業要旨： 現状農地となっている土地を住宅用地とし、人口流出を止め、かつ少子化対策の一環ともする。</p> <p>■事業推進体制： 町長を筆頭に、建設水道課、企画監理課、産業課、総務課の関係4課を横断して推進。</p> <p>■令和6年度実施業務： ○甲良町の現状整理・把握 ・人口及び転入転出状況 ・インフラ設備状況(道路、上下水他) ・文化財分布 ・開発候補地選定 他 ○関係法令・計画の整理・把握 ・農振法 ・国土利用計画法 ・町総合計画 ・町国土利用計画、町都市計画マスタープラン 他 ○法規制解除等実現化方策検討 ○事業実施フレーム及びスケジュール設定</p>					
本年度における成果目標	令和9年度に住宅建築が開始できる状況達成					
特記事項	事業実施にあたっては、県の農政部局及び住宅施策担当部局との協議が必要。					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
					5,000	5,000
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
予算書		その他		合計	5,000	

整理番号	36
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	総務課		担当者	小林	
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	昭和 年度から
事業名(事項名)	非常備消防費 (ポンプ操法訓練事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	9 款	1 項		2 目
根拠法令・条例・その他計画	消防法				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町		
	政策	政策 3	防災・生活安全を推進する		
	基本施策	基本施策 1	消防力の整備		
	重点PJ				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	毎年夏季に開催される滋賀県消防ポンプ操法大会については、郡内 3 町消防団が輪番により参加しており、火災の際に必要なポンプの取り扱い技能を向上させるとともに、訓練成果を発表する場に参加することにより、消防団員の士気高揚に資するものである。令和 6 年度は甲良町消防団が参加番となっており、これに出場する必要があるもの。				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>消防団員が、訓練を通して町民の生命、財産を守るための技能向上を行い、その技術を披露することを目的にポンプ操法大会に出場し、訓練の中で得た消防車等の取扱いや現場の雰囲気学び、士気高揚にもつなげる。</p> <p>【スケジュール】          令和 6 年 5 月 出場団員及び補助員の選定          令和 6 年 6 月～7 月 集中訓練 (夜間又は早朝：通常日曜日以外の毎日)          令和 6 年 7 月 2 8 日または 8 月 3 日 滋賀県消防ポンプ操法大会</p> <p>【参加部門】          小型ポンプ操法の部 (ポンプ自動車の部への郡内参加なし)</p>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	ポンプ操法大会への出動を通し、技能向上と士気高揚を図る。				
特記事項	令和 5 年度から消防団出動報酬改定 (訓練：1 回1,500円⇒2 時間未満2,000円) 前回参加：平成 3 0 年度				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					4,346	4,346	
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	3,000
		10需用費	1,200	11役務費		12委託料	
		13使用料及び賃借料	146	14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書		その他		合計	4,346		

1. 事業概要		担当課	総務課		担当者	小林	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	防災費 (町防災行政無線更新事業)				計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	9 款	1 項	3 目		令和 9 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	災害対策基本法、甲良町地域防災計画						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町				
	政策	政策 3	防災・生活安全を推進する				
	基本施策	基本施策 2	防災体制の整備				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>経緯：現在運用中の町防災行政無線平成23年度に主要部分が更新されて以降、10年以上1度も更新されていない。また外部スピーカー等は平成10年度の導入から更新されていない。このため、メーカーにも部品在庫がなく故障した場合、修理が不可能となり、災害等非常時に利用が危ぶまれることから更新を行うもの。</p> <p>現状・課題：10年以上更新されていないため老朽化が進んでおり、維持のためメンテナンスは可能な限り行っている。しかし、機械部品に欠品も生じ、万一故障した際は、一部の器機は交換することができない恐れがある。</p> <p>目的：防災行政無線は町行政から各種の情報を災害時のみならず平時においても町民に伝えることができるツールであり、甲良町では戸別受信機、屋外無線局ですべての地域にお知らせが届くように網羅されている。しかし、老朽化が進んでいるため、災害発生時に情報が届かず、町民の生命、財産を守ることができない可能性がある。このことから、町防災行政無線を更新し、情報を確実に伝えるために整備していくもの。</p>						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町全体を対象に、現在役場にある基地局、各集落公民館や町施設に設置の子局、屋外スピーカー、各世帯に配備している個別受信機を更新するもの。</li> <li>更新にあたっては、現在の戸別受信機をタブレット型への変更を検討するなど、障害者、高齢者にも使用しやすいツールにし、屋外無線局については、現状の配置を基本的に災害時にも活用できる設置を検討していく。</li> <li>スケジュール案 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年 9月末 仕様書確定</li> <li>同年 11月末 公募型プロポーザル実施</li> <li>※発注にあたっては、個別受信機を製造する各社により形態、運用方法、設置手法が異なることから、設計施行一体型の発注を検討する。</li> <li>令和7年 3月末 設計完了</li> <li>令和7年 4月～令和8年末 製造・工事・各家庭への戸別受信機配備完了</li> <li>令和9年 3月末まで 事業完了</li> </ul> </li> <li>総事業費 約5億円 (3事業者提示見積額平均)</li> </ul>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	R6:本町の状況にあった仕様書作成、事業者決定、及び設計完了。						
特記事項	防災行政無線の整備費用については緊急防災減災事業債(充当率100%普通交付税算入率75%)の発行が可能						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
				10,000		
		主な特財内容 (町債)緊急防災減災事業債				
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
予算書		その他			合計	10,000
P67						

整理番号	38
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	総務課		担当者	小林	
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	防災費(感震ブレーカー等設置事業補助金)				計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	9 款	1 項	3 目		令和 8 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	災害対策基本法、甲良町地域防災計画						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町				
	政策	政策 3	防災・生活安全を推進する				
	基本施策	基本施策 2	防災体制の整備				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>経緯：阪神・淡路大震災、東日本大震災では、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が多発したことから通電火災抑制、予防のため補助金を設置する。</p> <p>現状：滋賀県内でも設置補助金の制定が進められている中、甲良町では補助金制度がないのが現状です。</p> <p>災害が少ない地域ではありますが、地震後の通電火災等を防ぐことは町民の生命、財産を守ることにつながるため、実施していきます。</p>						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>阪神・淡路大震災、東日本大震災では、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が多発したことから通電火災抑制、予防のため、町民全体を対象に感震ブレーカー補助金の設立をします。</p> <p>広報、ホームページ等で周知し、設置補助金を周知をしていきます。</p>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	年間10件補助						
特記事項							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		100			100	200
※職員人件費(パートタイム以外)除く		主な特財内容 (県) 自治振興交付金				
予算書	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	200	19扶助費
P67		その他			合計	200

整理番号	39
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	教育総務課			担当者	中山		
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	令和 6	年度から	
事業名(事項名)	教育委員会事務局費(子どもの学力向上支援・保護者支援事業)				計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳出	10 款	1 項	2 目		令和 10	年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画、教育大綱							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会					
	政策	政策3	子育て支援・家庭支援を推進する					
	基本施策	基本施策2	家庭養育支援の体制整備					
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備					
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>全国的にも低位にある小中学生の学力向上を図ることはこれまでから喫緊の課題とされてきたところであり、その対応策の1つとして乳児期・幼児期世帯の家庭環境の充実を図ることは町議会からも指摘されているところ。</p> <p>今年度を実施した就学前の子どもの保護者に対する調査においても、学力向上支援施策や相談支援、保護者間の交流支援等のニーズが示されたことから、子どもおよび保護者への支援を実施することで家庭環境の充実を図ることを目的に本事業を実施する。</p>							
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>○子どもの学力向上支援事業</p> <p>①対象者 甲良町に住民登録がある4歳から5歳までの未就学児および小学校1年生 (次年度見込: 4歳児 39名、5歳児 39名、6歳児 40名)</p> <p>②事業概要 遊びを通じての学習支援(文字や数字に親しむ活動等)及び親子ふれあい教室等を実施する。</p> <p>○保護者支援事業</p> <p>①対象者 子どもの学力向上支援事業の対象となる子どもの保護者</p> <p>②事業概要 子育て講座、親子ふれあい教室、保護者交流会や子育て相談等を実施する。</p> <p>③その他 保護者支援事業については子育て支援センター等町機関との連携を行いつつより効果的な実施方法を検討していく。</p> <p>○会場、実施日程</p> <p>①会場 両地域総合センター</p> <p>②実施日程 隔週で各学年1時間程度を想定</p>							
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	<p>本事業への参加児童 ÷ 事業対象者 60%</p> <p>※本来目的である学力向上を評価することは数年後となることから難しいため、まずは参加者数を目標とする</p>							
特記事項	<p>・翌年度始めの公告にて公募型プロポーザルにより受託者選定を行い、受講者の募集等を経て6月頃の事業開始を目指す。</p> <p>・効果や参加者の評価などを参考に、対象学年の拡大等を検討する必要がある。</p>							

### 2. 予算概要

(単位: 千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		3,000				4,000
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (県) 子ども子育て施策推進交付金				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料 7,000
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
予算書		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
P68		その他				合計 7,000

整理番号	40
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	学校教育課			担当者	橋本		
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	令和 6	年度から	
事業名(事項名)	教育振興費(社会科副教材「わたしたちの犬上」製本事業)			計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳出	10 款	1 項		3 目	令和 6	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」				
	政策	政策2	学校教育を充実する				
	基本施策	基本施策1	教育内容の充実				
	重点PJ	重点④	時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	10.	住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	小学3年生・4年生の社会科の学習目標は身近な地域や市町の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動、地域の産業と消費生活の様子などを理解することが挙げられる。しかし、犬上郡の3町には地域を題材にした教材はなく、教科書に掲載されている他府県の市町の様子を題材にした地域学習となっている。学習をより深く学ぶためには、身近な地域教材の学習が不可欠であり、そのような副読本(副教材)が必要である。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	数年かけて犬上郡教育研究会社会科部会が作成した地域資料を「わたしたちの犬上」として製本し、甲良町・多賀町・豊郷町の3町の児童(小学3年生以上)に配布する。次年度以降は新3年生の児童のみに配布し、5年後を目処に再版予定。学習内容は「わたしたちの犬上」を副教材として活用できるよう、年間指導計画を再編制する。副教材を使用することで身近な地域のくらしや安全な町づくりについての知識理解を深めることができ、持続可能な町づくりや社会的な見方や考え方を育成することができる。						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	教材を活用した教育活動を行うことで、子どもたちが自身と社会との関わりを探求し、社会生活に生かそうとする態度を養うができ、社会に開かれた教育課程の実現と実践を目指す。						
特記事項	犬上郡内の多賀町・豊郷町にも副教材がなく、課題となっている。3町合同で「わたしたちの犬上」を製本し、製本に係る予算の軽減を図る。						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		500		3,815	1,092	5,407
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (県) 子ども子育て施策推進交付金 (他) 事業に伴う同級他団体負担金 (豊郷町分1,975千円 多賀町分1,840千円)				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費	5,407	11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
予算書		その他		合計	5,407	

整理番号	41
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	学校教育課			担当者	高橋 秀和		
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6	年度から	
事業名(事項名)	教育振興費(海外生徒とのリモート交流試行事業)			計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	10 款	1 項	3 目		令和 6	年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	第4次総合計画(P70) 基本施策1 教育内容の充実						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」				
	政策	政策2	学校教育を充実する				
	基本施策	基本施策1	教育内容の充実				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	中学生を対象に英語科において海外の同世代の生徒との交流をICT環境を活用してオンラインで実施する。中学生議会の要望事項であり、中学生の国際的コミュニケーション力を身につける手立てにもなり、学力向上にもつながる有効な事業である。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>①対象者 甲良中学校全生徒 参考：令和5年度 2クラス×3学年 158名</p> <p>②事業概要 中学校の英語科の学習として、異国にいる英語圏の中学生との交流をタブレット型PCを使用し深める取組。中学生の国際的コミュニケーション力を身につける手立てにもなり、学力向上につなげる。また、学期1回・年3回を同年代の同じ生徒と定期的に交流することで、抵抗感なく英語にふれあい興味を持ってもらい学習意欲につなげていく。</p> <p>③実施規模 ・各クラス単位(25～30名程度)の規模で実施し、同世代の生徒と交流授業を行う。 ・年間予定回数：18回(2クラス×3学年×3学期)</p> <p>④計画期間 ・新規事業としてまずは1年実施し、効果検証を行い令和7年度以降の継続の有無を判断する。</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	アンケートの実施 海外・英語に興味を持った生徒の数：50%以上を目標とする						
特記事項							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
						625	625
※職員人件費(パートタイム以外)除く  予算書  P69	歳出内訳	主な特財内容					
		01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	625
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
		その他			合計	625	

整理番号	42
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	学校教育課			担当者	高橋 秀和		
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6	年度から	
事業名(事項名)	児童生徒支援事業(学校図書館司書配置事業)			計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳出	10 款	2 項		3 目	令和 9	年度まで
根拠法令・条例・その他計画	第4次総合計画(P70) 基本施策2 教育環境の整備と充実						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」				
	政策	政策2	学校教育を充実する				
	基本施策	基本施策1	教育内容の充実				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	児童生徒の学力向上の基本「文字」に親しむことから始まる。各学校において読書を習慣的に朝学習に組み込むなど工夫を行っているが、図書館の管理・運営を教諭が兼務で行っていることから、日常的に図書室の開設が困難な状況となっているため、司書を配置し児童生徒が図書室を利用しやすい環境を整備する。						
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>各小中学校に司書を3校で1名配置し、図書室を随時開放することで児童生徒が利用しやすい環境を整備する。司書を配置することで、新刊・課題図書等の情報発信や個別事案に対する提案等をこまめに行えることで、本にふれあい読書に興味を持つ児童生徒を増やし学力向上に繋げたい。</p> <p>また、司書を配置することで、担当教諭の負担軽減にもなり、教職員の働き方改革の取組にも繋がる。</p> <p>図書館司書(パート)</p> <p>給与 : 1,150円×6.5時間×21日×11ヶ月×1人=1,726,725円</p> <p>期末手当 : (1,150円×月162.75時間×週勤務時間:32.5h/38.75h)×2.45月=384,588円</p> <p>勤勉手当 : (1,150円×月162.75時間×週勤務時間:32.5h/38.75h)×2.05月=321,798円</p> <p>費用弁償 : 4,200円×11ヶ月=46,200円</p>						
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	アンケートの実施 図書室の利用頻度 月1回以上の児童生徒:全体40%以上を目標とする。						
特記事項							

### 2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						2,679
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬	1,727	07報償費	08旅費	47
	10需用費		11役務費	12委託料		
	13使用料及び賃借料		14工事請負費	16公有財産購入費		
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	19扶助費		
予算書		その他	905		合計	2,679

整理番号	43
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	社会教育課		担当者	藤井千恵	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度	昭和 50 年度から
事業名(事項名)	人権教育振興費 (甲良町人権教育推進協議会活動事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	10 款	1 項		4 目
根拠法令・条例・その他計画	せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例、甲良町人権施策推進基本計画				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」		
	政策	政策 3	社会教育(生涯学習)を充実する		
	基本施策	基本施策 5	人権教育の推進		
	重点PJ				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分				
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	平成6年(1994年)12月、県下に先がけ「せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例」を制定するなど「人権尊重のまちづくり」を町民参加のもとで築くことを示し、いかなる差別も許さない明るい社会の実現をめざしてきた。近年でも、インターネット上の誹謗中傷等、LGBTQに関する課題など人権侵害は多様化、複雑化して現存している。あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育推進協議会を中心に人権啓発活動等の取組を引続き実施する。				
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>全町民を対象に「人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい」を実施。コロナ禍の影響もあり年々参加者も減少傾向となっているが、住民の人権意識の向上を図る上で貴重な機会として継続実施する。</p> <p>11月に開催予定。</p> <p>開催チラシを全戸配布</p> <p>各字、人推協部会員等に参加を要請する</p> <p>各種団体への参加要請以外の参加者を増やしていきたいので、著名な講師の招聘、講演テーマなど、創意工夫をして実施したい。</p> <p>その他</p> <p>5つの部会に分かれての活動を継続実施 (各字人推協の活動奨励、各種人権啓発 等)</p>				
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	町民のつどい参加者数 100名 (R4 74名)				
特記事項					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		76		124	1,400	1,600
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (県) 企業内人権啓発推進事業費等補助金 (他) 町人推協活動助成金(人権センターからの助成金)				
01報酬			07報償費		08旅費	
	10需用費		11役務費		12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
予算書	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	1,600	19扶助費	
P70	その他				合計	1,600

整理番号	44
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	教育総務課		担当者	吉田 将人	
事業区分	新規	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	教育施設整備費(甲良東小学校プール解体・フェンス・駐車場整備)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	10 款	1 項		5 目
根拠法令・条例・その他計画	文科省「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」敷地境界及び敷地内部の防犯対策第4次総合計画(P70)基本背策2教育環境の整備と充実、(P71)基本背策4スポーツ振興				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」		
	政策	政策2	学校教育を充実する		
	基本施策	基本施策2	教育環境の整備と充実		
	重点PJ				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開		
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	小学校のプールは使用していない状況にあり、甲良東小学校では敷地内のポンプ庫、準備庫は老朽化に伴い危険な状態となっているのに加えて、敷地内の木々が生い茂り、見通しも悪く防犯上の問題もある。また、体育館の施設開放時の利用者用駐車場がないため、路上駐車が問題となっている。この状況を踏まえ、プール設備及び木々を撤去し、ネットフェンスと駐車場を新設する。				
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲良東小学校の全生徒及び保護者</li> <li>東児童クラブ利用者</li> <li>学校施設開放の利用者</li> </ul> <p>○事業概要</p> <p>甲良東小学校プール施設(ポンプ庫及び準備庫含む)と敷地内の木々を撤去し、フェンスと駐車場を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全面と防犯対策として、老朽化したプール設備(本体、ポンプ庫、準備庫)と周辺の木々を撤去し整備する。</li> <li>東児童クラブの移転に伴い、保護者送迎用の駐車場として利用。</li> <li>学校行事の保護者用の駐車場として利用。</li> <li>学校施設開放の利用者用の駐車場として利用。</li> </ul>				
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	保護者アンケートの実施:安全面と利便性が向上した 80%以上を目標とする。				
特記事項					

### 2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		5,000	22,200		2,533	29,733
※職員人件費(パートタイム以外)除く	主な特財内容	(国)教育施設整備費補助金 (町債)公共施設等適正管理推進事業債				
予算書	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費	28,050	16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
P70	その他				合計	29,733

整理番号	45
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	教育総務課		担当者	吉田 将人	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	教育施設整備費 (こども園ICT設備導入事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	10 款	1 項		5 目
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」		
	政策	政策1	乳幼児保育・教育を充実する		
	基本施策	基本施策5	職員確保、働き方改革		
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	園児の安全の確保、職員の事務負担軽減を主な目的として、ICT設備を導入する。導入により園児の出欠や指導要録はじめ行動記録などをリアルタイムで一律に管理できるようにする。				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>○対象 東西こども園職員及び利用者</p> <p>○手段・手法 ICT設備を導入し、東西こども園に校務支援システムを配備することで、園児の行動記録等を現場レベルでタブレットで記録・管理する。またその記録データをリアルタイムで園職員全体で共有することで迅速な情報伝達を可能にする。 R6は無線LAN整備工事を実施する。</p> <p>○全体コスト 令和6年度 ・LAN整備費 2,438千円 補助金 1/3 812千円 令和7年度 ・保育システム用タブレット等(備品) 1,482千円(概算) 保育システム使用料(年額) 500千円×2園=1,000千円(概算) 補助対象額1,482千円 補助金 1,111千円</p> <p>※参考 小中学校公務支援システム使用料(年額) 665,280円×3校=1,995,840円</p>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	東西こども園において校務支援システムを利用できる環境を整え、園児の安全管理を負担なく園職員全体で行える体制を整え、行動記録簿のペーパーレス化を推し進める。				
特記事項	R6年度補助金	就学前教育・保育施設整備交付金(LAN整備分のみ) 大規模改造 質的整備 補助額1/3			
	R7年度補助金	保育対策総合支援事業 保育所等におけるICT化推進事業 補助基準額 1施設100万円 国1/2 県1/4 町1/4			

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		812				1,626
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国) 就学前教育・保育施設整備交付金(LAN整備分のみ) 大規模改造 質的整備 補助額 1/3				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費	2,438	12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
予算書		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費
P70		その他				合計 2,438

整理番号	46
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	教育総務課		担当者	荒木 将登	
事業区分	重点(継続)	会計	01一般会計	開始年度	令和 5 年度から
事業名(事項名)	教育施設整備費(児童クラブ移転のための東小学校教室改修工事)			計画期間	令和 5 年度から
事業科目	歳出	10 款	1 項		5 目
根拠法令・条例・その他計画	甲良町公共施設総合管理計画、甲良町個別施設計画				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会		
	政策	政策3	子育て支援・家庭支援を推進する		
	基本施策	基本施策1	子育て支援サービスの充実		
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実		
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開		
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	甲良町東児童クラブ・通級指導教室を運営している現在の建物は、昭和49年に建築された旧耐震の施設であり、耐震化が未実施の施設である。放課後児童クラブは子育て施策の一貫としてニーズも非常に高く、今後も継続した事業の展開が必要であるため、安全に事業を行える環境を整える。また、同施設内で実施している通級指導教室に関しても、安全面を確保できる環境にて学習をおこなう。				
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>既存施設の老朽化を鑑み、児童の安全を考慮した結果、甲良町西児童クラブ同様に校舎内の余剰教室で運営を行うこととする。</p> <p>移転により学校廊下等の一部に間仕切りを設置する予定であるため、設計委託のうえ施工を行う。</p> <p>令和5年12月補正にてコンサル設計委託料計上。 設計完了後、学校と調整し移転にともなう改修工事実施。</p>				
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	令和6年7～8月には移転完了し、安全な施設において放課後児童クラブの運営が行える体制をつくる。				
特記事項					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					9,300		61
		主な特財内容 (町債) 過疎対策事業債					
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	01報酬		07報償費		08旅費	
		10需用費		11役務費		12委託料	561
		13使用料及び賃借料		14工事請負費	8,800	16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書		その他			合計	9,361	

整理番号	47
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	教育総務課		担当者	吉田 将人	
事業区分	新規	会計	01一般会計		開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	教育施設整備費(町立小学校空調設備改修事業)				計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	10 款	1 項	5 目		令和 6 年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	甲良町公共施設総合管理計画、甲良町個別施設計画						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」				
	政策	政策2	学校教育を充実する				
	基本施策	基本施策2	教育環境の整備と充実				
	重点PJ						
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	和室は、家庭科の授業やグループ学習等で高頻度で利用する部屋であるが、空調機の老朽化が進み、昨年度から空調使用が不能となっている。部品等の製造が終了しており修理対応ができない。熱中症の回避等により施設利用が制限され、生徒の学習機会にも影響が出ていることから、空調の更新が必要である。						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①対象施設 甲良東小学校 甲良西小学校  ②事業概要 甲良東小学校の和室の空調更新 甲良西小学校の和室の空調更新  ③手法・手段 甲良東小学校の和室にビルマルチエコン室外機1台、室内機4台を設置する。 甲良西小学校の和室に2台、壁掛用エアコンを設置する。						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	令和6年度内に東西小学校の工事を完了し、よりよい学習環境を備えた学校施設にする。						
特記事項							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		6,374	12,700		48	19,122
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国) 教育施設整備費補助金 (町債) 過疎対策事業債				
01報酬			07報償費		08旅費	
	10需用費		11役務費		12委託料	2,046
	13使用料及び賃借料		14工事請負費	17,076	16公有財産購入費	
予算書	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
P70	その他				合計	19,122

整理番号	48
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	教育総務課			担当者	吉田 将人		
事業区分	新規	会計	01一般会計			開始年度	令和 6	年度から	
事業名(事項名)	教育施設整備費(町立小学校消防設備改修事業)					計画期間	令和 6	年度から	
事業科目	歳出	10	款	1	項		5	目	令和 6
根拠法令・条例・その他計画	甲良町公共施設総合管理計画、甲良町個別施設計画								
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」						
	政策	政策2	学校教育を充実する						
	基本施策	基本施策2	教育環境の整備と充実						
	重点PJ								
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開						
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	自動火災報知設備が耐用年数を迎えており、施設に対応した防災対策のため、更新工事が必要である。また、消防法に基づく、消防用設備点検を行った結果、不良個所として指摘を受けた箇所があることから改修工事を行う。								
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	①対象施設 甲良東小学校 甲良西小学校  ②事業概要 甲良東小学校の自動火災報知設備の更新工事 西小学校の感知器回路変更及び防火戸ラッチ修繕工事  ③手段・手法 甲良東小学校の自動火災報知機を更新し、24時間体制で火災の発生を感知できるかの調整・試験等を実施。更新後に問題なく自動火災報知設備が作動するか点検を行う。 甲良西小学校の感知器回路を設置基準を満たすよう電気系統の回線等の見直しを含め移動させる。防火戸ラッチは不良個所の修繕を行い、設置後に調整試験を行い、動作確認をする。								
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	令和6年度内に東西小学校の工事を完了し、災害に強い施設体制を整える。								
特記事項									

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		3,750	10,100		29	13,879
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国)教育施設整備費補助金 (町債)過疎対策事業債				
予算書	01報酬		07報償費		08旅費	
	10需用費		11役務費		12委託料	1,668
	13使用料及び賃借料		14工事請負費	12,211	16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
P70	その他				合計	13,879

整理番号	49
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	教育総務課		担当者	高橋 秀和	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	教育施設整備費(西小学校複合遊具整備事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	10 款	1 項		5 目
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」		
	政策	政策2	学校教育を充実する		
	基本施策	基本施策2	教育環境の整備と充実		
	重点PJ				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開		
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	安全な教育環境維持のため、遊具・スポーツ設備の点検を毎年実施している。令和5年度の点検結果で不適合遊具の指摘があったため、設備更新を行う。				
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>子どもの安全な学習環境を整えることは、学校の責務である。そのため、遊具点検の結果、早急に不良箇所が見つかった箇所の補修、または撤去、設置を行う必要があるとのことであった為、対象遊具の撤去し、新たに遊具を新設する。</p> <p>体育科の学習や休み時間に遊具を使用し、子どもたちの健康としなやかな身体作りを行いたい。また、近年課題となっている子どもの体力低下を解消し、子どもたちの柔軟性や敏捷性を養い、ケガをしない体づくりや体力向上を図っていきたい。</p> <p>・甲良西小学校 撤去：複合遊具 1基 新設：複合遊具 1基</p>				
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	遊具更新により、外遊びが増えた児童数 : 70%以上を目標とする。				
特記事項					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
		1,565	3,800		45	5,410
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国)教育施設整備費補助金 (町債)過疎対策事業債				
01報酬			07報償費		08旅費	
	10需用費		11役務費		12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
予算書	17備品購入費	5,410	18負担金補助及び交付金		19扶助費	
P70	その他				合計	5,410

整理番号	50
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	社会教育課		担当者	山崎貴芳	
事業区分	重点(拡大)	会計	01一般会計	開始年度	平成 13 年度から
事業名(事項名)	まなびあうまちづくり事業 (せせらぎ探検隊事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	10 款	4 項		2 目
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画 (P71)				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」		
	政策	政策4	歴史文化の保全と普及		
	基本施策	基本施策3	地域の歴史文化の発掘と利活用		
	重点PJ				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	<p>日常生活では体験しにくい自然環境・歴史景観の下で、子どもたちが様々な体験を通して郷土学習等を進める事により、次代を担う子どもたちに郷土への誇りと郷土を愛する心を育てる事業を実施する。</p> <p>子どもたちの総数や事業参加人数の減少とコロナ禍の影響により事業が中止となっていたが第4次甲良町総合計画重要業績評価指標ため、再度事業をを図る。その実績、効果測定により思うような効果が得られない場合は、計画の軌道修正も必要と考える。</p>				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>○対象 町内の小学生 (学年の設定は要検討)</p> <p>○内容 令和3年度まで実施していた「せせらぎ探検隊」における郷土学習の事業を再度、内容を検討し実施する。 具体的には年間で2回～4回程度の郷土学習等のメニューを企画し、対象となる小学生から参加希望者を募り、実施する。</p>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	「せせらぎ探検隊」の事業について、手段、方法、対象を再整備して実施する。10名以上の参加を目標とする (令和3年度実績8名)				
特記事項					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						200
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費	120	08旅費
	10需用費	45	11役務費	5	12委託料	
	13使用料及び賃借料	30	14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書		その他		合計	200	

整理番号	51
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	社会教育課			担当者	谷 祐介	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	ふるさと文化振興事業(郷土の先人顕彰事業)			計画期間	令和 6 年度から	
事業科目	歳出	10 款	4 項		2 目	令和 8 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画、甲良町郷土の先人顕彰事業補助金交付要綱					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」			
	政策	政策4	歴史文化の保全と普及			
	基本施策	基本施策3	地域の歴史文化の発掘と利活用			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	10.	住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用			
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	甲良町には古代から続く長い歴史があり、特に中世から近世にかけて偉大な先人が活躍していた。そのような先人の活躍を顕彰する団体が4団体存在しており、偉大な先人が残した足跡を広めるための活動を展開している。顕彰会の活動は地域のPRにも繋がるものであり、町としても顕彰事業の支援及び実施を進める必要があるため。					
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>○対象</p> <p>①「藤堂高虎公顕彰会」 ②「甲良豊後守宗廣公顕彰会」 ③「佐々木道誉公顕彰会」 ④「尼子氏顕彰会」 の4団体</p> <p>○内容</p> <p>先人の顕彰に関する事業や関連地域との交流事業(顕彰に関連する事業のみ)を行っている各顕彰会の活動内容を支援するための補助金を交付する。 また、担当課としても各顕彰会と連携しながら、独自に先人の足跡に関する広報及び啓発活動を推進する。</p>					
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	次世代を担う若者や子どもに対し、年1回以上の広報及び啓発活動を実施する。その内容は小中学校における出前講座もしくは町HP掲載を予定。					
特記事項	観光協会(産業課)から教育委員会に補助金事務が移管。					

### 2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						400
※職員人件費(パートタイム以外)除く  予算書  P79	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
		10需用費		11役務費		12委託料
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金	400	19扶助費
		その他			合計	400

整理番号	52
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要	担当課	図書館			担当者	高橋 直子				
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計		開始年度	平成	18	年度から		
事業名(事項名)	図書整備事業(絵本を通じた親子のコミュニケーション促進事業)				計画期間	令和	6	年度から		
事業科目	歳出	10	款	4		項	4	目	令和	10
根拠法令・条例・その他計画	・図書館法 ・第4次甲良町総合計画 ・教育方針 ・子ども読書活動推進計画									
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」							
	政策	政策3	社会教育(生涯学習)を充実する							
	基本施策	基本施策2	地域や家庭における教育の充実							
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開							
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	乳幼児期より継続的に子どもの手が届く身近に絵本がある環境をつくり、絵本を通して親子のコミュニケーションと絆が深まることを啓発し、豊かで幸福な家庭環境をサポートするため絵本プレゼントを実施する。また、図書館サービスの周知広報を行い利用を促していく。									
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブックスタート(H18～) 保健福祉センターの4ヶ月健診時に、赤ちゃん絵本、コットンバック、図書館利用案内、赤ちゃん絵本リスト等を手渡しし、赤ちゃんに読み聞かせをおこなう。赤ちゃんが絵本を楽しむ様子を見てもらいながら、親子のコミュニケーションが深まることを伝えていく。</li> <li>●ブックスタートフォロー(H28～) 保健福祉課の2才6ヶ月健診時に同様の時間を設け、年齢にふさわしい絵本を選定し、親子1組ずつ時間をかけて手渡す。図書館の紹介、絵本の読み聞かせ等をおこない、積極的な図書館利用を促す。</li> <li>●3歳児絵本プレゼント(R1～) 親子、家族での図書館来館、利用促進をはかり、身近に本がある環境を整えられるよう、3歳の誕生日をむかえる子どもに絵本を手渡す。また、児童室等館内を案内し、利用者カード作成やおはなし会等の周知に努める。</li> </ul> <p>ブックスタート 2,050×1.1×30人=67,650            ブックスタートフォロー 1,800×1.1×30人=59,400            3歳絵本プレゼント 1,800×1.1×30人=59,400</p>									
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	●ブックスタートフォロー時においてアンケートを実施し、ブックスタート事業の検証をおこなう。回収目標：90%以上									
特記事項										

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
						187
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
予算書	01報酬		07報償費		08旅費	
	10需用費	187	11役務費		12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
P79	その他				合計	187

整理番号	53
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	社会教育課		担当者	山崎貴芳	
事業区分	重点(新規)	会計	01一般会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	社会体育費(国スポ障スポ大会準備事業)			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	10 款	5 項		2 目
根拠法令・条例・その他計画	スポーツ基本法				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」		
	政策	政策 3	社会教育(生涯学習)を充実する		
	基本施策	基本施策 4	スポーツの振興		
	重点PJ				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	2025年に滋賀県で開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」のボウリング競技の運営を滋賀県、犬上郡3町が担当することが決定している。2024年度は開催前年となり、11月にリハーサル大会の開催が予定されている。運営にあたって動員体制、事前準備等滋賀県と犬上3町が協力して準備していく必要があり、スムーズな運営のため前年開催地を視察し具体的な運営に向けた検討を進めることを目的とする。				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>犬上3町が「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の運営に向けて前年度開催地である佐賀大会を視察し、大会の準備、運営等を確認する。</p> <p>本大会の職員の動員、役割分担等についての詳細は検討中のため、今後、滋賀県、犬上3町が調整し、11月開催予定のリハ大会等を通して、動員、役割分担等の確認を進めるものとする。</p> <p>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ ボウリング競技行政間連絡調整会議 随時</p> <p>10月 佐賀大会ボウリング競技視察(予定)</p> <p>11月 ボウリング競技リハーサル大会</p> <p>ボウリング競技会運営委員会 ①7月頃 ②2月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備状況</li> <li>・実施本部体制について</li> <li>・佐賀国スポ視察結果について</li> <li>・リハーサル大会の実施状況について</li> </ul>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	令和6年度は開催前年度にあたるため、令和6年11月予定のリハ大会の運営の協力し、次年度の本大会の準備を進める。 また、具体的な運営について確認するため佐賀大会の視察を実施する。				
特記事項	滋賀県と合同で運営を担当する犬上郡3町で視察の実施を検討。滋賀県、犬上3町での調整あり。				

### 2. 予算概要

(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容				
		01報酬		07報償費		08旅費
	10需用費		11役務費		12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書						
P80		その他			合計	97

整理番号	54
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	学校教育課			担当者	吉田 将人		
事業区分	重点(継続)		会計	01一般会計	開始年度	令和 4	年度から
事業名(事項名)	学校等給食費無償化事業				計画期間	令和 6	年度から
事業科目	歳出	3 10	款	2 5		項	2 3
根拠法令・条例・その他計画	第4次甲良町総合計画						
総合計画との整合性	基本目標	基本目標2	みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」				
	政策	政策2	学校教育を充実する				
	基本施策	基本施策2	教育環境の整備と充実				
	重点PJ	重点③	「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	8.	次世代育成に向けた教育の展開				
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	・子どもたちの健全な発育、発達のため安全で安心な「食」の環境を整え、物価が高騰する中で子育て世帯の経済的負担を軽減するため給食の無償化を進め、子育て支援を実施する。						
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>・子ども園児童副食費、小中学校給食費の無償化を実施し、保護者負担を低減することで、経済的な困難から子どもの健康や学習機会を損なわれない体制を整える。</p> <p>【対象】 小学校：児童数292人（東小166、西小126）×1人辺り年額48,400円＝14,132,800円 中学校：生徒数159人×1人辺り年額53,900円＝8,570,100円 こども園：東こども園51人×1人辺り年額37,200円＝1,898,200円 西こども園52人×1人辺り年額37,200円＝1,934,400円</p> <p>【手法】 小中学校の給食費相当（22,703千円）、こども園の副食費相当額（東こども園1,898千円、西こども園1,935千円）、合計26,536千円分について、町へのふるさと納税を積み立てている「ふるさと応援基金」から取り崩し、給食費相当分について給食センター運営負担金に、副食費相当額については、それぞれのこども園の賄材料費に充当する。</p>						
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	子育て支援を実施する。子育て世代が安心して住み続けられる環境づくりを推進する。子育て世帯が甲良町に定住したいと思えるまちにする。学校でのアンケート調査を実施（効果度70%以上）						
特記事項	※人数は令和6年度児童、生徒見込み数 ※ふるさと応援基金繰入金の充当先としては、 予算書P81 学校給食センター負担金 へ 22,703千円 予算書P50 賄材料費 へ 3,833千円						

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計
					26,536	
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	主な特財内容	(その他)ふるさと応援基金繰入金 ※歳入内訳記載の額は、歳出予算のうち無償化対象となり、基金繰入金にて対応した額				
		01報酬		07報償費		08旅費
	10需用費	3,833	11役務費		12委託料	
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金	22,703	19扶助費	
予算書		その他			合計	26,536
P50,P81						

整理番号	55
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	保健福祉課		担当者	中本	
事業区分	重点(拡大)	会計	10介護会計	開始年度	令和 6 年度から
事業名(事項名)	介護予防普及啓発事業			計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	3 款	2 項		1 目
根拠法令・条例・その他計画	・認知症基本法 ・甲良町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画				
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会		
	政策	政策4	高齢者福祉を推進する		
	基本施策	基本施策2	介護予防・生活支援サービスの充実		
	重点PJ				
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備		
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	本町では、認知症の治療を受けている方の8割が在宅であり、地域での支え合いが必要な状況です。また、認知症の発症予防には、生活習慣病の予防が重要であり、レセプト状況から認知症の8割の方に高血圧の既往歴があるため早期からの血圧対策も必要です。令和5年6月「認知症基本法」が制定されました。認知症の方も尊厳を持ちながら希望をもって、その人らしく過ごせる地域社会の実現のため、キャラバンメイト活動の推進を図り、家族や地域の方への正しい理解の促進・普及啓発に努めます。				
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>①認知症地域支援推進員を中心に認知症の本人やその家族を地域で見守り、支えあう支援体制の充実・強化を図ります。また、認知症キャラバンメイトと連携し、認知症を理解し地域で支える認知症サポーターの育成に努めます。また、認知症地域支援推進員による家族介護者の会支援、相談体制づくりに取り組みます。(報償費：3,000円×30人)</p> <p>②認知症の発症には高血圧などの生活習慣病が関係していることから、通いの場(サロン)や各種教室などにおいて、保健師による血圧記録手帳を活用した生活習慣病の予防、健康相談を実施し、認知症予防に取り組みます。令和4年のレセプトやKDBシステムから生活習慣病の重なり状況をみながら、介護予防対象者への高齢者実態調査を実施し、認知症の予防を行います。</p> <p>③認知症フォーラム・キャラバンメイト活動支援(事業委託：豊郷病院 320,000円)介護予防普及啓発事業委託として認知症フォーラムの開催、キャラバンメイト活動支援を行います。認知症に関する正しい知識・理解の普及と認知症になっても住みやすい地域づくりを啓発するため、認知症フォーラムを年1回開催します。また、認知症サポーター養成講座の企画・開催や住民からの相談対応、関係機関との連携を図る地域のリーダー役となるキャラバンメイトの育成を委託します。</p> <p>④認知症支援対応表(H31.3改訂)については、認知症基本法が策定されたことを踏まえ、見直し・改訂を行い、認知症の方を支える支援の輪を広げます。</p>				
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	<p>①認知症地域支援推進員養成数(年間)1名、キャラバンメイト定例会(年間6回開催)</p> <p>②生活習慣病の重症化該当者294名の内、包括が把握できていない方に高齢者実態調査</p> <p>③認知症フォーラム年1回の開催</p> <p>④認知症支援対応表の改訂版の作成および全戸配布</p>				
特記事項	認知症地域支援推進員の配置状況については、6町では、甲良町・豊郷町・愛荘町・日野町は包括職員が兼務、多賀町と竜王町は会計年度任用職員として配置。				

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		154		162	94	410	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国・県) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金 (他) 現年度分地域支援事業交付金 (他) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金					
		01報酬		07報償費	90	08旅費	
予算書	P16	10需用費		11役務費		12委託料	320
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
		その他				合計	410

整理番号	56
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	保健福祉課				担当者	中本
事業区分	重点(拡大)	会計	10介護会計	開始年度	令和 6 年度から	
事業名(事項名)	介護予防普及啓発事業 (コグニサイズ教室)				計画期間	令和 6 年度から
事業科目	歳出	3 款	2 項	1 目		令和 8 年度まで
根拠法令・条例・その他計画	甲良町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険計画 基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標3	誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会			
	政策	政策4	高齢者福祉を推進する			
	基本施策	基本施策2	介護予防・生活支援サービスの充実			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	6.	健康で幸せな生活を送るための環境整備			
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	本町の高齢化率は34.6%、介護認定率は20.3%と年々増加しており、それに伴い認知症の方も増えている。認知症予防を目的とした「コグニサイズ」は、国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題(計算、しりとりなど)を組み合わせた認知症予防を目的とした取り組みの総称であり、本町では平成31年度から実施している。仲間と共に楽しく取り組めるとして継続の要望も高く、「地域みんなで一緒に健康づくり」の気運を高め、脳の活性化を図ることで、認知症予防・介護予防への町民意識を高める。					
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	令和5年度までは、本会計の「介護予防・日常生活支援総合事業」内、通所型サービスC(短期集中予防サービス)事業として65歳以上の方を対象に取り組んできました。短期集中予防事業のため、4カ月間の実施で修了となり、参加者からは継続して参加したいとの要望も多く、フォローアップとして修了者の教室を実施してきました。そのため、卒業という概念が無く、教室を増やすことで対応してきました。令和6年度からは、同会計の「介護予防普及啓発事業」として、65歳未満の若年性認知症といわれる世代にも包括職員からアプローチし、早い段階から介護予防、認知症への関心と理解を広められるよう取り組み、保健福祉センター、長寺・呉竹センターの町内三か所で実施することで、住民の生活に根付いた認知症予防を実践していくことを目的に実施します。 ・対象者：甲良町在住のおおむね65歳以上の方。その他、認知症予防に関心があり参加に意欲的な方 ・内容：介護予防の取組として健康運動指導士による認知機能向上トレーニング(毎週1回、90分間の軽運動と脳トレに取り組み、自分自身でも自宅で課題(クイズ形式の宿題)に取り組む。また、毎年「認知機能検査(脳の健康度チェック)」を行う。 ・事業者：健康運動指導士および補助員により実施。また、事業者は「コグニサイズ促進普及施設」として県内で唯一、国立長寿医療研究センターの認定を受けている事業者を予定。 ・実施場所：保健福祉センター、長寺地域総合センター・呉竹地域総合センター ※職員による対象者の発掘、呼びかけ、広報での周知により参加者を募る。 ・参加費：1回300円					
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	町内三か所を健康づくり・介護予防の拠点に、週1回の教室を年間を通して開催。 教室定員：100人(保健福祉センター20人×2クラス、両センター各30人)					
特記事項	・コグニサイズ参加者 R1:15人 R2:46人 R3:43人 R4:58人 R5:64人 ・長寺、呉竹センターの事業は、(一般会計)民生費・社会福祉費・各センター費					

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
		423		564	142	1,129	
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容 (国・県) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金 (他) 現年度分地域支援事業交付金 (他) 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金					
		01報酬		07報償費		08旅費	
予算書	P16	10需用費		11役務費		12委託料	1,129
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
		その他			合計	1,129	

整理番号	57
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

1. 事業概要		担当課	建設水道課			担当者	丸山 正	
事業区分	重点(継続)	会計	03下水道会計		開始年度	平成 10	年度から	
事業名(事項名)	適正な下水道料金のあり方検討				計画期間		年度から	
事業科目	収益的支出	1 款	1 項	2 目			年度まで	
根拠法令・条例・その他計画	甲良町下水道事業経営戦略、下水道法他、甲良町下水道条例他、甲良町公共下水道使用料条例他、社会資本整備総合交付金等における重点配分要件他							
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町					
	政策	政策 5	上下水道を整備する					
	基本施策	基本施策 3	上下水道事業の経営の安定化					
	重点PJ							
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保					
事業必要性/目的 (経緯・現状・課題/何のために行うか)	下水道の汚水を処理するための経費は、下水道使用料で賄うことが原則ですが、下水道使用料収入で汚水を処理するための経費を賄うことができていません。現状は、下水道使用料収入で賄いきれない不足分を一般会計からの繰入金で賄っており、厳しい経営状況となっています。よって、下水道事業の収支構造の改善を目的として下水道使用料改定の調査をします。							
事業内容 (誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>令和6年度下水道使用料の改定に向けた取り組みは下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課で素案の作成に向けて調査をする。</li> <li>・10年間の収支計画を作成し、決算時に指標である経費回収率を確認する。</li> <li>・経費回収率の算出方法は、料金収入÷汚水処理費【維持管理費+資本費=(減価償却費+支払利息)】とする。</li> <li>・琵琶湖流域下水道東北部処理区第7期経営計画による処理単価の動向を調査する。</li> <li>・近隣市が取り組む下水道使用料の改定内容や手法を調査する。</li> <li>・現状の収支構造にて、使用料改定(素案)によるシュミレーションをする。</li> <li>・甲良町下水道事業経営戦略のロードマップ「下水道使用料の在り方を検討」の期間を琵琶湖流域下水道東北部処理区第7期経営計画策定(令和7年度)まで延長し、下水道使用料の改定を令和8年度に変更する。</li> </ul>							
本年度における成果目標 (可能な限り数値的な目標を記載)	・令和6年度事業の進捗に併せて、甲良町公共下水道事業審議会にて意見を聴取する。							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の汚水は琵琶湖流域下水道東北部処理場で処理されており、その処理単価も決まっていることから、東北部処理区構成市町の下水道使用料も統一が望ましい。</li> <li>・また、現在の使用料は、下水道管渠の築造を目的したものであり、今後、施設の改築・更新に向け必要となる資産維持費の積み上げも必要と考えています。</li> </ul>							

### 2. 予算概要

(単位：千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					115	115	
※職員人件費 (パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容		下水道使用料			
		01報酬		07報償費	50	08旅費	65
		10需用費		11役務費		12委託料	
		13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費	
		17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費	
予算書		その他			合計	115	

整理番号	58
------	----

## 令和 6 年度 新規重点事業計画書

### 1. 事業概要

担当課	建設水道課			担当者	寺居 友彦	
事業区分	重点(継続)	会計	12水道会計	開始年度	年度から	
事業名(事項名)	水道施設更新(維持)方針検討			計画期間	令和 6	年度から
事業科目	収益的支出	1 款	1 項		3 目	令和 13
根拠法令・条例・その他計画	甲良町水道経営戦略					
総合計画との整合性	基本目標	基本目標 4	定住を支える確かな基盤と環境を持つ町			
	政策	政策 5	上下水道を整備する			
	基本施策	基本施策 3	上下水道事業の経営の安定化			
	重点PJ					
過疎地域持続的発展計画との整合性	区分	5.	定住を支える基盤の確保			
事業必要性/目的(経緯・現状・課題/何のために行うか)	平成14年度にフレッシュ水道事業が完了したのちに水道料金の値上げを段階的に5回行うこととなっているが、現時点において、2回の値上げで留まっている。今後は、少子高齢化や原材料等の価格高騰による経費の増加が見込まれ水道事業の経営を持続するためには、施設の統廃合(直配部分の廃止)や広域化・共同化を進めることが重要である。					
事業内容(誰・何を対象にするか/どのような手段・手法で行うか)	<p>1) 上下水道事業の経営の安定化と施設更新に必要な投資計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フレッシュ水道事業が完了して20年が経過し、電気・機械設備等の更新が必要となってくることから現在の水道事業認可における給水人口が9,200人であることを踏まえると施設の稼働状況から見ても見直す必要がある。一つに現在、正楽寺配水池から各戸への給水(呉竹区を除く。)を行っている自然流下方式と呉竹水道事務所から呉竹区全域に給水を行っている直配区域に分かれているが、甲良町給水区域の全域を正楽寺配水池からの自然流下方式に切替えることで施設更新や動力費などの計上経費の削減が考えられる。</li> <li>(問題点)</li> <li>甲良町給水区域の全域を自然流下方式で行うには、甲良町水道事業の歴史的な背景を考慮しつつ地元(呉竹区)との意思疎通(同意)を図ることが重要である。</li> <li>(施設更新に伴う検討事項)</li> <li>水道事業の広域化・共同化における滋賀県の方向性が決定したのちに施設の更新需要などを検討する。</li> <li>管路においては、耐用年数に伴う更新を行うこととするが主要管路(特にφ150以上)を重点的に耐震化への取組みを進める。枝管(φ100以下)においては、従来通りの更新を行うと共に管種については、経済的な観点も考慮する必要がある。</li> </ul>					
本年度における成果目標(可能な限り数値的な目標を記載)	・水道事業の広域化・共同化においては、水道事業の業務(事務レベル)に係る内容を近隣町(犬上3町)で協議を始めたい。内容を精査し、水道事業運営委員会などにおいて報告を行う。					
特記事項	・現在、滋賀県主導により水道事業の広域化・共同化の取組みを実施しているが、人口減少に伴う水道料金の減少や施設の稼働率の低下を軽減するために近隣町(特に犬上3町)で水道事業に業務(事務レベル)での広域化・共同化を進める。					

### 2. 予算概要

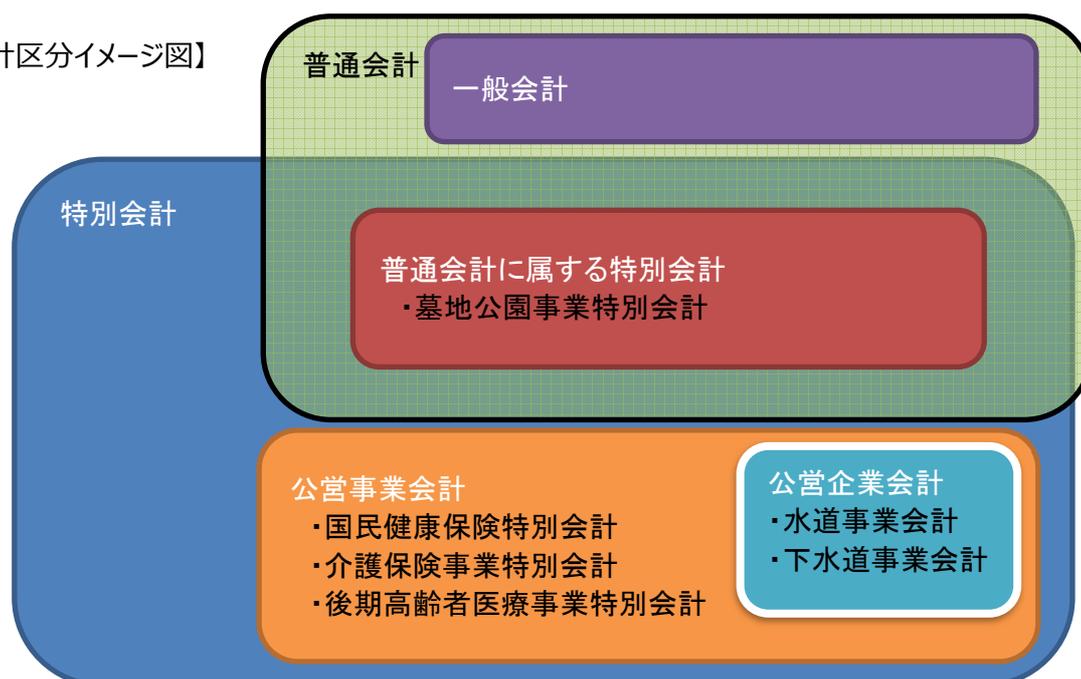
(単位:千円)

事業費内訳	歳入内訳	国・県支出金	町債	その他財源	一般財源	合計	
					100		100
※職員人件費(パートタイム以外)除く	歳出内訳	主な特財内容					水道使用料
		01報酬		07報償費	100	08旅費	
	10需用費		11役務費		12委託料		
	13使用料及び賃借料		14工事請負費		16公有財産購入費		
	17備品購入費		18負担金補助及び交付金		19扶助費		
予算書		その他			合計	100	

## 《 参考資料 1 》 『財政用語の説明』

- 一般会計 : 予算単一主義の原則に基づき中心的な会計として編成される、町税（町民税や固定資産税など）を主な財源として、社会福祉・保健衛生・環境保全・道路建設・消防防災・教育や文化の振興などの事業を行う会計です。
- 特別会計 : 特定の歳入（国民健康保険税など）をもって特定の歳出（保険給付費など）に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。墓地公園事業会計は普通会計に属する特別会計で、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計などの公営事業会計、さらには水道事業会計のような公営企業会計に区分されます。
- 公営事業会計 : 地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならないとされる公営企業や公営事業のための会計。  
次のように分類されます。  
①公営企業会計 ②国民健康保険事業、介護保険事業会計等  
③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業
- 公営企業会計 : 公営事業会計のなかでも独立採算を基本とし、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受けて設置する会計を公営企業会計といいます。甲良町では、水道事業と下水道事業に企業会計を設置しています。
- 普通会計 : 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握および比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分のことで、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計をまとめたもの。甲良町では一般会計、墓地公園会計を合算したものとなります。

【会計区分イメージ図】



- 標準財政規模 : 各自治体が合理的で妥当な水準で行政サービスを実施するために必要となる一般財源の全国的にみた標準的な額で、全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通地方交付税の算定時に算出されます。
- 基準財政収入額 : 普通地方交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額で計算します。
- 基準財政需要額 : 普通交付税の算定基礎となるもので、自治体が合理的かつ妥当な水準にある行政運営を行い、又は施設を維持するために必要となるであろう金額を一定の方法によって合理的に算出した額。
- 財政力指数 : 地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が1に近いほど財政力が豊かと判断されます。(基準財政収入額÷基準財政需要額で求め、過去3ヶ年の平均値)
- 実質収支比率 : 標準財政規模に対する実質収支額(歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算額)の割合
- 積立金現在高比率 : 標準財政規模に対する財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の積立現在高の割合
- 地方債現在高 : 各年度末における町債の未償還元金(借入れた元金のうち、返済が済んでいない)額
- 地方債現在高比率 : 標準財政規模に対する地方債の未償還元金額の割合
- 実質公債費比率 : 普通会計の一般財源に占める公債費(下水道事業会計・一部事務組合の公債費負担分を含む)の割合を指し、当該年度以前3ヶ年の平均数値で、18%を超えると新たな町債の発行に制限がかかります。
- 公債費負担比率 : 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合
- 経常収支比率 : 財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、町税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかの比率
- 将来負担比率 : 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務残高(=公営事業会計+一部事務組合等+地方公社・第三セクター等の分を含む)が標準財政規模の何倍あるかを示す比率。350%を越えると早期健全化団体となり、財政健全化の手順とその実施状況を知事、議会へ報告し公表する必要があります。
- 総計予算主義の原則 : 「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない(地方自治法第210条)」と定められており、歳入と歳出のそれぞれの総額を計上することで予算の全体を明らかにすることが原則となっているため、収入と支出を相殺し純収入だけを計上する「純計予算主義」はとっていません。

- 予 算 単 一 主 義  
の 原 則 : 予算はできるだけ議会の審議および住民の理解の上からも見やすく、歳入歳出が単一のものが望ましいため、一般会計に重点がおかれて編成されています。ただし、例外として特別会計が設けられています。
- 予 算 統 一 の 原 則 : 地方公共団体の予算は規模が大きく複雑なため、法令により定められた基準に基づいて区分するように定められています。「歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。（地方自治法第211条）」
- 予 算 事 前 議 決  
の 原 則 : 当初予算は年度開始前に議会議決を経るものとされているため、町長は翌年度の予算案を年度開始の20日前までに議会に提出することが義務付けられています（地方自治法第211条）。
- 予 算 公 開 の 原 則 : 予算が議会で議決されると、議長は3日以内に町長に通知して、町長はその内容を住民に公表すること（地方自治法第219条）となっているほか、年2回以上財政状況を公表するように定められています（地方自治法第243条の3）。甲良町では町広報4月臨時号において当初予算概要を、5月と11月に財政事情を公表しています。
- 会 計 年 度 独 立  
の 原 則 : 「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（地方自治法第208条）」と定められているため、当年度の歳出を翌年度の歳入で支出したりすることは禁じられており、5月末までの出納閉鎖期間で整理し他の年度に影響を及ぼさないこととされています。ただし、例外として繰越明許費などがあります。
- 繰 越 明 許 費 : 事業の性質上、又は予算成立時期などの理由によって年度内に支出を終わらない見込みのものについて、議会に限度額の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用することができる制度、またはその金額のことをいいます。天災など避けがたい理由によって、年度内に支出が終わらなかった場合は事故繰越として分類して議会へ事後報告することになっています。
- 一 般 財 源 : 使い道が特定されず、どのような目的にも使用できる財源（町税、地方交付税、地方譲与税など）です。そのうち経常的に収入される歳入から特別交付税などを除いたものは経常一般財源と分類されます。
- 特 定 財 源 : 一般財源とは逆に、道路建設や福祉事業に使用するなど使い道が特定されている財源（国庫支出金、県支出金、町債など）を言います。
- 基 金 : 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、次のような分類があります。  
①財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立て経済事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用する基金  
②減債基金 地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てた基金  
③特定目的基金 教育や文化振興など特定の目的のために積み立てた基金。甲良町では一般会計で7基金を積み立てています。  
その他定額で運用している基金として土地開発基金があります。

## 《 参考資料 2 》

甲良町訓令第 27 号

所属長 各位

令和 6 年度予算編成方針を次のとおり定めるので、適切な予算要求を期する。

令和 5 年 10 月 2 日

甲良町長 野瀬喜久男

### 1. 予算編成の原則

町を含む地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ相互的に実施する役割を広く担うものとされている（地方自治法第 1 条の 2 第 1 項）。

また、地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている（地方自治法第 2 条第 1 4 項）。

これらのことから、甲良町財務規則第 5 条に定める予算編成の原則を厳守し、より精度を高めた上で要求すること。

（甲良町財務規則第 5 条）

予算は、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準により経費を算定するとともに、財源を正確に捕そくし、かつ、経済の現実に即応する収入を算定してこれを編成するものとし、もって健全財政の確保に努めなければならない。

### 2. 甲良町「財政危機宣言」による危機感の共有

令和 4 年 4 月 1 日に町長は「財政危機宣言」を発出した。

この宣言は、本町が従前から財政脆弱下で行政運営を行っており、財政構造の弾力性、起債償還の負担比率や年度間の財源を調整する財政調整基金残高が乏しい状況を知らせるとともに、町民への住民サービスの低下をまねかないようにするため、町職員が主体的に改善努力の取り組みをすすめる趣旨である。

令和 4 年 10 月にはこの宣言に合わせ「甲良町第三次財政健全化計画」を策定し、行財政改革委員会の監視のもと設定した目標に向け、令和 5 年度は職員の横断的な作業部会を設置し、計画を具体化するための改善プログラムを進めているところである。

すべての職員に町財政の現状に対する危機感の共有を求め、財政健全化計画の本旨を理解したうえで、それぞれにおいて健全化に向けた努力をされたい。

ただし、改善プログラムは作成途上のため、各所属において実施している事業につき、その効果を正負両面から整理した上で、国県の政策への適応なども含め考えうる改善策を予算要求へ反映されるよう求める。

## 《 参考資料 2 》

### 3. 第4次甲良町総合計画（総合戦略含む）、甲良町持続可能な地域づくり計画に基づく事業構築

令和2年度に策定した第4次甲良町総合計画は、令和3年度から令和12年度を期間として、町が行う施策の基本方向を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、人口減少対策、地方創生のためのまち・ひと・しごと総合戦略の位置づけも内包される町の最上位計画である。

したがって、当該計画に基づく事業の推進と予算編成は一体でなければならない。

このため、各所属で所管する事業すべてにおいて、法律等に基づき実施する業務、あるいは総合計画に定める4つの重点プロジェクト、5つの基本目標（26政策）のいずれによるものか整理したうえで事業を実施すること。

また、本町が令和4年4月1日付で過疎地域に指定されたことを受け策定した甲良町持続可能な地域づくり計画は、本町がこの状況を脱却するため取り組むべき施策を提示したものである。人口減少下における持続的発展のため、この地域づくり計画の適切な実行が求められることを理解すること。

なお、これらの計画に基づく事業推進は無制限の歳出拡大を意味するものでなく、財政規律の確保は常に行われている必要があることに留意すること。

加えて、いずれについても、その成果指標について、毎年度の進捗状況を明らかにすることが必要であることから、KPIを含む事業の進捗状況は、別途、計画を所管する企画監理課が取り纏めを進めること。

### 4. 野瀬町政における「みんなでまちづくり」の推進

野瀬町政において提唱する「みんなでまちづくり」は、次の2点を核としている。

○団体自治：職員が法令にもとづいて能率的に事務を推進する

○住民自治：住民が地域課題や活動に積極的に参加するまちづくりを職員が誘導する

要は、行政と住民が協力・連携してまちを元気にする取り組みを「みんなでまちづくり」と表現したものである。

地方公共団体のすべての業務は、地方自治法第1条の2に規定されるように地域社会全体を安定・向上させ、住民の福祉（幸福）を増進させることを目的としている。

住民の福祉の増進のために必要なことは、それぞれの施策が着実に前進するよう取り組みを進めることであり、令和6年度については、令和5年度に引き続き次の五つの事業を重点的に進めることとする。

#### (1) 家庭支援の充実（教育委員会）

・総合計画該当項目

基本目標3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会

政策3 子育て支援・家庭支援を推進する

・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目

## 《 参考資料 2 》

- 重点プロジェクト③ 「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実
- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
  - 6. 健康で幸せな生活を送るための環境整備

### (2) 子どもの学力向上（教育委員会）

- ・総合計画該当項目
  - 基本目標 2 みんなが学び合う「せせらぎ甲良学」
    - 政策 1 乳幼児保育・教育を充実する
    - 政策 2 学校教育を充実する
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目
  - 重点プロジェクト③ 「希望をかなえる」結婚・出産・子育て支援と教育の充実
- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
  - 8. 次世代育成に向けた教育の展開

### (3) 町民の健康づくり（保健福祉課）

- ・総合計画該当項目
  - 基本目標 3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会
    - 政策 1 地域福祉・社会福祉を推進する
    - 政策 2 健康（保健・医療）を推進する
    - 政策 4 高齢者福祉を推進する
    - 政策 5 障害者（児）福祉を推進する
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目
  - 重点プロジェクト④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する
- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
  - 6. 健康で幸せな生活を送るための環境整備
  - 7. 誰一人取り残さないための医療体制の確保

### (4) 地域福祉活動の集落支援（保健福祉課）

- ・総合計画該当項目
  - 基本目標 3 誰もが元気にいきいきと暮らせる地域社会
    - 政策 1 地域福祉・社会福祉を推進する
    - 政策 2 健康（保健・医療）を推進する
    - 政策 4 高齢者福祉を推進する
    - 政策 5 障害者（児）福祉を推進する
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目
  - 重点プロジェクト④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する
- ・甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目

## 《 参考資料 2 》

6. 健康で幸せな生活を送るための環境整備
7. 誰一人取り残さないための医療体制の確保

### (5) 集落コミュニティの活性化（企画監理課）

- ・ 総合計画該当項目
  - 基本目標 5 持続性ある町政と開かれたまちづくり
  - 政策 2 住民と行政の協働を推進する
- ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略該当項目
  - 重点プロジェクト④ 時代に合った自治を進め、「便利で居心地が良い暮らし」を推進する
- ・ 甲良町持続可能な地域づくり計画該当項目
  - 9. 持続発展的な集落運営組織の構築
  - 10. 住民の誇りの醸成に向けた町財産の継承と活用

これらの重点項目については、予算についても重点的に配分するものとし、それぞれ示した担当所属を中心に事業推進のための事業計画を策定すること。

## 5. 各所属運営方針に基づく事業の推進

町の事業は、総合計画において定められた町の将来像を定めた基本構想やその実現のためまちづくりの指針となる基本計画で示された組織目標に基づき、実施されるべきものである。

しかし、職員がこれらの組織目標を共通認識し、理解を深めないと実現は難しいため、管理職は組織目標を理解したうえで、その達成のため各所属において行うべきことを明確にして、所属員へ明らかにすることが必要である。

これにより所属員は、その担当する分野における組織目標の理解深化や意識改革とともに組織力の向上が図られると考える。

このため、町としての組織目標を各所属における政策目標に落とし込むとともに、各所属の運営の方針を定められたい。

この「運営方針」等の策定により、それぞれの所属の使命の再確認と説明責任の確立に向けた取り組みにつながり、行政の透明性の向上、職員の意識改革や資質の向上につながることを期待する。

以上の方針により、総務課長が発出する予算編成要領に基づく予算要求に対し、全体のバランスや後年度への影響を加味し、令和6年度予算の編成を行うこととする。

なお、教育委員会にあっては、地方自治法第180条の2、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3、第22条第6号、第24条、及び第29条の趣旨により理解されたい。